平成25年第1回多賀城市議会定例会会議録(第2号)

平成25年2月14日(木曜日)

◎出席議員(18名)

議長 板橋 惠一

- 1番 柳原 清 議員
- 2番 戸津川 晴美 議員
- 3番 江口 正夫 議員
- 4番 深谷 晃祐 議員
- 5番 伏谷 修一 議員
- 6番 米澤 まき子 議員
- 7番 金野 次男 議員
- 8番 藤原 益栄 議員
- 9番 佐藤 惠子 議員
- 10番 森 長一郎 議員
- 11番 松村 敬子 議員
- 12番 阿部 正幸 議員
- 13番 根本 朝栄 議員
- 14番 雨森 修一 議員
- 15番 吉田 瑞生 議員
- 16番 昌浦 泰已 議員
- 17番 竹谷 英昭 議員
- ◎欠席議員(なし)
- ◎説明のため出席した者の職氏名

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

監査委員 菅野 昌治

市長公室長 菅野 昌彦

総務部長 内海 啓二

市民経済部長 伊藤 一雄

保健福祉部長(兼)保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 鈴木 健太郎

建設部長 鈴木 裕

総務部次長(兼)総務課長 竹谷 敏和

市民経済部次長(兼)生活環境課長 佐藤 秀業

建設部次長(兼)都市計画課長 永沢 正輝

市長公室震災復興推進局長 鈴木 学

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(行政経営担当) 吉田 真美

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(財政経営担当) 萱場 賢一

市長公室副理事(兼)市長公室長補佐(政策秘書担当) 小野 史典

総務部副理事(兼)管財課長 阿部 博光

保健福祉部副理事(兼)介護福祉課長 松岡 秀樹

道路公園課長 加藤 幸

復興建設課長 熊谷 信太郎

会計管理者 紺野 哲哉

教育委員会教育長 菊地 昭吾

教育委員会事務局副教育長(兼)教育総務課長 大森 晃

水道事業管理者 佐藤 敏夫

上水道部次長(兼)管理課長 櫻井 友巳

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 伊藤 敏明

参事(兼)局長補佐 鎌田 洋志

主幹 櫻井 道子

午前10時00分 開議

○議長(板橋惠一)

きょう本会議、2日目でございます。審議を慎重によろしくお願いしたいと思います。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしました議事日程第2号のとおりであります。

## 日程第1 会議録署名議員の指名

〇議長(板橋惠一)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第99条の規定により、議長において深谷晃祐議員及び伏谷修一議員を指名いたします。

日程第2 議案第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

〇議長(板橋惠一)

日程第 2、議案第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

(局長 議案朗読)

〇議長(板橋惠一)

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

### 〇市長(菊地健次郎)

議案第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでありますが、これは 小林良子委員並びに高橋正至委員の任期が平成 25 年 6 月 30 日をもって満了することから、両委員を再度推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

なお、資料3の1ページ以降に現在の委員名簿並びに両委員の経歴書を添付しておりますので、ご参照願います。

- 〇議長(板橋惠一)
- これをもって提案理由の説明を終わります。
- これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(板橋惠一)
- これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異 議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(板橋惠一)

御異議なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

本案については本市議会として意見はなく、原案に同意を与えることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(板橋惠一)

御異議なしと認めます。

よって、本案については、本市議会として意見はなく、原案に同意を与えることに決しました。

日程第3 議案第2号 市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について

〇議長(板橋惠一)

日程第3、議案第2号 市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

(局長 議案朗読)

〇議長(板橋惠一)

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

〇市長(菊地健次郎)

議案第2号 市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでありますが、これは本市の財政が厳しい状況にあることに鑑み、平成24年度に引き続き平成25年度についても私と副市長の給料並びに期末手当の支給額を減額するものであります。よろしくお願いいたします。

- 〇議長(板橋惠一)
- これをもって提案理由の説明を終わります。
- これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(板橋惠一)
- これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異 議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(板橋惠一)

御異議なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(板橋惠一)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第3号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長(板橋惠一)

日程第 4、議案第 3 号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

(局長 議案朗読)

〇議長(板橋惠一)

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

〇市長 (菊地健次郎)

議案第3号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例 についてでありますが、これは議案第2号で御審議いただいた案件と同様に、教育長の給料並びに期末手当の支給額を減額するものであります。よろしくお願いいたします。

〇議長(板橋惠一)

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(板橋惠一)

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異 議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(板橋惠一)

御異議なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(板橋惠一)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第4号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の 一部を改正する条例について

〇議長(板橋惠一)

日程第 5、議案第 4 号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の 一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

(局長 議案朗読)

〇議長(板橋惠一)

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

〇市長(菊地健次郎)

議案第 4 号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてでありますが、これは障害者自立支援法の改正に伴い、同法の名称並びに引用条文について所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては総務部長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

〇議長(板橋惠一)

総務部長。

〇総務部長(内海啓二)

それでは、議案資料3により説明をさせていただきます。

6ページをお開き願います。

新旧対照表の説明の前に今回の条例改正の趣旨について申し上げます。平成 24 年 6 月 27 日に、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係 法律の整備に関する法律が公布され、障害者自立支援法、身体障害者福祉法などの法律の一部改正が行われることとなりました。本条例は障害者自立支援法から題名、条文を引用している箇所がありますことから、当該法律の改正内容にあわせ、所要の改正を行うというものでございます。

なお、本改正につきましては、根拠法令として引用する障害者自立支援法の題名や条項の整備のみの内容でございまして、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償の条件、内容等についての改正でないことを申し添えます。

それでは、新旧対照表をごらん願います。

今回の改正は、改正条例の施行時期の関係から、第 1 条の規定による改正と次の 7 ページ にございます第 2 条の規定による改正の 2 段階に分けて改正するものでございます。

まず、第 1 条の規定による改正ですが、条例第 10 条の 2 介護補償の規定において、第 1 項第 2 号で引用しております「障害者自立支援法」という法律の題名が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」と改正されますことから、そのように改めるものでございます。

続いて、アページをごらん願います。

第2条の規定による改正ですが、第1条の規定による改正と同じく、第10条の2第1項第2号の障害者支援施設についての引用条項を改めるものでございます。これは根拠法令としております障害者自立支援法改め障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律の第5条第10項が今後削除される予定でありまして、第11項以降が1項ずつ繰り上がることから、条例で引用しております「第5条第12項」を「第5条第11項」と改めるものでございます。

それでは、議案資料 1-1 の 7 ページをごらんいただきたいと思います。

施行期日について説明をさせていただきます。今回の一部改正による条例改正の施行時期は2段階となっております。地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律、附則第1条に規定する法律の施行期日に準じまして、第1条の規定は平成25年4月1日から、第2条の規定は平成26年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

- ○議長(板橋惠一)
- これをもって提案理由の説明を終わります。
- これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

- ○議長(板橋惠一)
- これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異 議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(板橋惠一)

御異議なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(板橋惠一)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第5号 多賀城市住民生活に光をそそぐ基金条例を廃止する条例について 〇議長(板橋惠一)

日程第6、議案第5号 多賀城市住民生活に光をそそぐ基金条例を廃止する条例についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

(局長 議案朗読)

〇議長(板橋惠一)

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

〇市長(菊地健次郎)

議案第5号 多賀城市住民生活に光をそそぐ基金条例を廃止する条例についてでありますが、これは住民生活に光をそそぐ交付金を活用して造成した当該基金の取り崩し期限が平成24年度までとされていることから、同基金を廃止するものであります。

なお、詳細につきましては市長公室長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

〇議長(板橋惠一)

市長公室長。

〇市長公室長(菅野昌彦)

議案第 5 号 多賀城市住民生活に光をそそぐ基金条例を廃止する条例について説明させていただきます。

それでは、資料3の8ページをお開き願います。

住民生活に光をそそぐ基金は、国の平成 22 年度補正予算において創設された住民生活に 光をそそぐ交付金を原資としております。この交付金は、これまで住民生活にとって大事な 分野でありながら光が十分に当ててこられなかった分野であります「地方消費者行政」、

「DV 対策・自殺予防等の弱者対策・自立支援」、「知の地域づくり」の事業に対する地方公 共団体の取り組みを支援するために交付されたものでありますが、そのうち地域の雇用拡 大につながるものについては、基金に積み立てて平成 24 年度までに取り崩して使用する ことができるとされておりました。このことを受けて本市では基金を造成したところでご ざいます。

次に、8ページの中段の表をごらんください。

平成 23 年度及び平成 24 年度における基金充当事業について記載してございます。23 年度における基金充当事業につきましては、特別支援教育支援事業、スクールソーシャルワーカー活用事業、学校図書室支援事業、学校図書データ化事業の 4 つを予定しておりましたが、スクールソーシャルワーカー活用事業につきましては、震災後、緊急支援として県のスクールソーシャルワーカー活用事業委託金の充当がなされたこと、また学校図書データ化事業につきましては、非常勤職員 3 名を採用する予定としていたところ東日本大震災の影響などにより実際に採用となったのが 2 人であったことなどから、当初予定していた基金の充当が困難となり、平成 23 年度における未充当額が 279 万 5,416 円となりました。また、平成 24 年度における基金充当事業につきましては、特別支援教育支援事業、スクールソーシャルワーカー活用事業、学校図書室支援事業の 3 つを予定しておりますが、スクールソーシャルワーカー活用事業につきましては、平成 23 年度と同様の理由により当初予定していた基金の充当ができない見込みとなっており、平成 24 年度における基金の未充当額は 99 万 1,000 円の見込みとなっております。

次に、資料の下段をごらんください。基金の精算内容をまとめたものでございます。

基金の原資である住民生活に光をそそぐ交付金 1,182 万 3,000 円とその運用益見込額から平成 23 年度充当額 424 万 6,584 円、平成 24 年度充当見込額 305 万 9,000 円を差し引いた額 453 万 5,488 円が基金の残額見込みとなり、これを国庫へ返納することとなります。

恐れ入りますが、資料 1-1、9 ページをごらんください。

附則でございますが、この条例の施行期日、すなわち基金廃止の日を定めるものでございます。条例の施行日は、この条例の公布の日とすることとしております。

なお、この基金の廃止に伴う予算措置につきましては、本定例会に提出しております一般会計補正予算(第6号)へ計上しております。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

#### 〇議長(板橋惠一)

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。8番藤原益栄議員。

### ○8番(藤原益栄議員)

震災事業の額からすると大した金額ではないし、この時点に至ってはいたし方ないという感じもするんですが、例えば私が前から取り上げてきているんですが、知の地域づくりに関連して、山王小学校と多賀城小学校がことし開校 140 周年になります。それで多賀城小学校の学校日誌は 15 年前の 125 年事業で文字化されているんですけれども、山王小学校に

ついては今教育委員会が管理をしていて、デジカメで撮ってデータとして保存はしています。けれども、例えばその山王小学校の学校日誌が文字化されてみんなが見れるようになると、多賀城小学校と山王小学校が比較されて、いわば昭和30年ころまでの多賀城市の詳細な歴史がわかるようになるわけです。私は前にも取り上げたことがあるような気がするんですが、例えばこのお金を使って山王小学校の学校日誌を文書化するというふうなことはできなかったんだろうかと。まさに知の地域づくりというその目標もこの中に入っていたので、例えばそういうことはできなかったんだろうかというふうに思うんですが、どうなんでしょうか。

〇議長(板橋惠一)

市長公室長。

〇市長公室長(菅野昌彦)

ただいまの御質問でございますが、可能性としては、当時のこの基金を充当する事業として そのような事業が具体的に検討されるとするならば、可能性としてはあったと思います。

- 〇議長(板橋惠一)
- 8番藤原益栄議員。
- 〇8番(藤原益栄議員)

ここまで来たらしようがないんだけれども、ここまで来たらしようがないんだけれども、いや、どうも余りそうなんだと、使えそうにないんだと。ちょっと相談してほしかったですね、 私は。以上です。

〇議長(板橋惠一)

ほかにございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(板橋惠一)

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異 議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(板橋惠一)

御異議なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(板橋惠一)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第6号 多賀城市太陽光発電設備管理基金条例について

○議長(板橋惠一)

日程第7、議案第6号 多賀城市太陽光発電設備管理基金条例についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

(局長 議案朗読)

〇議長(板橋惠一)

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

〇市長(菊地健次郎)

議案第6号 多賀城市太陽光発電設備管理基金条例についてでありますが、これは太陽光 発電設備の維持管理並びに更新に係る経費の財源を確保するため、同設備による売電収入 を管理するための基金を設置するものであります。

なお、詳細につきましては市長公室長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

市長公室長。

○議長(板橋惠一)

〇市長公室長(菅野昌彦)

それでは、議案第 6 号 多賀城市太陽光発電設備管理基金条例について説明をさせていた だきます。

資料3の9ページをお開きいただきたいと思います。

今回設置いたします太陽光発電設備管理基金のイメージを図表化したものでございます。 現在、高崎中学校を除く本市の学校施設に係る太陽光発電設備につきましては、文部科学省 所管のスクールニューディール基金を活用して設置いたしました。また、平成 24 年度以降 における太陽光発電設備の設置につきましては、環境省所管のグリーンニューディール基 金を活用していくこととしております。これらの太陽光発電設備による余剰電力につきま しては、取り扱いに差異がございますので、その違いに触れながら説明をさせていただきま す。

初めに、グリーンニューディール基金を活用した太陽光発電設備による余剰電力につきましては、当初環境省では売却することを認めておりませんでしたが、太陽光発電設備の維持管理や更新にかかる費用に充当する場合に限り、これが認められることとなりました。本市といたしましては、将来的に必要となる太陽光発電設備の維持管理や更新にかかる経費を補うため売電収入を活用することには大いにメリットのあることと考えられますので、余剰電力を売却することといたしました。この余剰電力の売却に際しましては基金を設置して売電収入を厳格に管理することとされておりまして、さらに、年に 1 回、その管理状況に関して県を通じて環境省に報告するとともに、一般に公表することとされております。次に、スクールニューディール基金を活用した太陽光発電設備による売電収入につきましては、その使い道に特段の制約はございません。現在のところ一般財源として収入している

ところでございます。しかしながら、グリーンニューディール基金を活用した太陽光発電設備による売電収入と同様に、将来を見据えて太陽光発電設備の維持管理や更新にかかる費用を賄うための財源として確保していくことが適当であると考えられましたので、合わせて基金に積み立てて管理することとしたものでございます。この場合、グリーンニューディール基金を活用した太陽光発電設備による売電収入につきましては厳格に管理することが要求されておりますので、9ページの中ごろにありますように、基金外で勘定分けをして管理する必要が生じることとなります。

以上が太陽光発電設備管理基金の概要でございます。

それでは、基金の設置条例について御説明申し上げますので、恐れ入りますが、資料 1-1、11 ページをお開きください。

まず、第 1 条の設置でございますが、この基金の設置目的は冒頭でも説明をいたしましたとおり、市の公共施設に設置いたしました太陽光発電設備の維持管理及び更新に係る事業を円滑に実施するために設置することといたしております。

次に、第 2 条の積み立てでございますが、基金として積み立てる額は予算に定める額の範囲内の額とするということでございますが、今回基金の原資として積み立てる額は小中学校等の売電収入 62 万 4,000 円を考えてございます。今議会に提出しております平成 25 年度多賀城市一般会計予算に計上しておりますので、後ほど御審議賜りたいと存じます。

続きまして、第3条管理でございますが、基金に属する現金は金融機関への定期預金による保管を予定してございます。

次に、第 4 条運用益金の処理でございますが、これは他の基金と同様の扱いでございまして、基金の運用から生ずる利子につきましては予算に計上した上で当該基金に積み立てるというものでございます。

次に、第 5 条処分でございますが、この基金は市の公共施設に設置した太陽光発電設備の維持管理及び更新に係る事業のみに充てる旨を定めるものでございます。

次に、第6条繰りかえ運用でございますが、これは基金に属する現金を一時的な資金繰りに用いることができるという規定でございます。

次に、第7条委任でございます。本市の公金管理運営に共通した取り扱いを定めた市長訓令に多賀城市公金管理及び運用基準がございます。この訓令には基金に属する現金の管理 運用に関する規定がございまして、本市の各種基金はこの規定に沿った現金の管理、運用を 行っております。太陽光発電設備管理基金につきましても、他の基金と同様に、この訓令の 規定に沿った現金の管理、運用を行うことを考えております。

なお、また資料3にお戻りいただきたいと思いますが、資料3の10ページにその関係部分を多賀城市公金管理及び運用基準につきまして記載がございますので、後ほど御参照いただきたいと思います。

最後に、また 1-1 の 12 ページにお戻りいただきたいと思います。

附則でございますが、グリーンニューディール基金を活用した太陽光発電設備による売電

収入が発生する時期等を勘案いたしまして、平成 25 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

- 〇議長(板橋惠一)
- これをもって提案理由の説明を終わります。
- これより質疑に入ります。質疑はありませんか。16番昌浦泰已議員。
- 〇16番(昌浦泰已議員)

将来のためにお金を積み立てておくというのは非常にいいことだなと感心しておったんですが、ちょっと確認のため質問したいんですが、いわゆる今の時期なんですけれども、雪が降って、太陽光パネルというのは本当に滑りがいいために結構遠くまで落雪というのか、事故が結構多発しているんですね。年々。今ここにある既存の学校施設とこれから 25 年度につくられる施設は、落雪防止というものをきちんとまず既存のものはされていて、今までそういう落雪が、例えば学校であれば校庭のほうに落ちたりとかそういうことはなかったのか。今後つくる際にもその辺の落雪防止というものをきちんと施しておつくりになるのか確認したいんですが。

〇議長(板橋惠一)

管財課長。

○管財課長(阿部博光)

現在設置しております太陽光の発電パネルにつきましては、建物の際からある程度の距離 を置いて設置しているために、パネル面から雪がずれ落ちてもその屋根の中でおさまるよ うな構造となっております。

今後も同様にその辺は考慮して設置するものと考えております。

- ○議長(板橋惠一)
- 16番昌浦泰已議員。
- 〇16番(昌浦泰已議員)

雪の降る量にもよると思うんです。一晩に 20 センチも 30 センチも積もるとやはり落下 速度というのは早まる。そういうことも十二分に想定して、今後おつくりなる場合も含めて 落雪防止というものに意を呈していただきたいと思います。

最後に質問なんですが、これの維持管理をする部署というのはどこなんでしょうか。

〇議長(板橋惠一)

管財課長。

〇管財課長 (阿部博光)

直接の維持管理につきましてはその施設になりますが、当然特殊な設備になりますもので、 全体に対するアドバイスは管財課のほうで実施していく予定であります。

- 〇議長(板橋惠一)
- 9番佐藤惠子議員。

#### ○9番(佐藤惠子議員)

事業としてはいいんだというふうに思いますが、25 年度、来年度中に太陽光発電設備を設置する予定の施設の中に母子センターが入っています。えっと思ったんですが、母子センターは、いずれ私たちも老朽化が著しくて何とかしていただきたいということで過去にも話をしているし、これからも要求していこうというふうに思っているんですが、ちょっとここは考えたらいいのではないでしょうか。焦ることはないと思うんですが、ここにつける分については、いかがなものですか。

○議長(板橋惠一)

管財課長。

○管財課長(阿部博光)

グリーンニューディールにつきましてはいろいろ設置するための条件があります。今回は 平成 24 年度から 27 年度までの 4 力年計画としているんですが、その際にできるだけ市 内の公共施設に実施できるところということで考えております。母子健康センターにつき ましては、屋上の防水面もかなり劣化していると。今回、太陽光発電パネルを設置するに当 たってそれらもあわせて改修が可能なことから、絞り込んで設置する計画でおります。

- 〇議長(板橋惠一)
- 9番佐藤惠子議員。
- ○9番(佐藤惠子議員)

今いろいろ計算した結果だというふうにおっしゃられますが、そういうことに耐え得るような設備として使うための資産というか、それから売電の金額というのは大体おおよそどのぐらいだというふうに計算されてますか。

〇議長(板橋惠一)

管財課長。

○管財課長(阿部博光)

維持管理に要する費用で発生するものは、定期点検に要するものは、現在のところ規模が小さいために発生はしません。ただし、更新しようとして必要になりますものは売電のためのメーター、これは計量法に基づき交換しなければならないものとなります。そのほかパワーコンディショナーとか蓄電池バッテリーが対象になりますが、それらはいずれも 10 年とか 15 年の長期間の更新で賄えるものと思います。それらに要する費用について、パネル全体とかバッテリー、15 年とか 20 年ぐらいになりますとイニシャルコストがかなり高くなるものですから売電益では賄うことはできませんが、10 年までの間であれば、そのメーターの更新程度の費用であれば売電益で賄えるものと考えております。

- 〇議長(板橋惠一)
- 9番佐藤惠子議員。
- ○9番(佐藤惠子議員)

私たちは 10 年もたたないうちにぜひ母子センターを建てかえてほしいという思いでおり

ますので、この辺はもうちょっと考えたほうがいいのではないかなというふうな意見を述べて終わります。

- 〇議長(板橋惠一)
- 8番藤原益栄議員。
- 〇8番(藤原益栄議員)

今と逆の質問になるんですが、学校のリストの中に一番新しい多賀城小学校の名前がないような気がするんですが、これはどういうふうに理解すればいいんですか。

〇議長(板橋惠一)

管財課長。

○管財課長(阿部博光)

多賀城小学校につきましては、これらのスクールニューディールとかグリーンニューディールが設置される前に建てかえた建物であります。その際、このような補助制度がなかったものですから、電力のグリーン基金というものを利用しまして発電出力が 4.2 キロワットのものを現在設置しております。今後、グリーンニューディールのほうといろいろ調整を図った結果、20 数キロの設置が可能だということが検証されましたので、27 年度までの間には設置する計画でおります。

- 〇議長(板橋惠一)
- 8番藤原益栄議員。
- 〇8番(藤原益栄議員)

25 年度でやらないからリストにないだけであって、27 年度以降やるということですね。 それから、体育館には全然つけてないよね。ついていたっけ。屋上にはついてたと思うけど。 いや、多賀城小学校の。

〇議長(板橋惠一)

管財課長。

○管財課長(阿部博光)

多賀城小学校の屋上でしょうか。

〇8番(藤原益栄議員)

屋上についているのは知っています。体育館は。

○管財課長(阿部博光)

体育館。体育館のほうは現在考えておりません。

- ○議長(板橋惠一)
- 8番藤原益栄議員。
- ○8番(藤原益栄議員)

20 キロワットというのは、そうすると屋上だけですか。何か体育館というのは非常に屋根の面積が広いですよね。ある意味、校舎よりも私は発電効果が大きいのではないかと思うんですけれども、体育館を考えないというのは何かもったいないような気がするんですけれ

ども、どういうものですかね。

〇議長(板橋惠一)

管財課長。

○管財課長(阿部博光)

太陽光発電設備を設置する際は、その他法律の関係で容量によって小型発電所という取り扱いになってしまうんです。それが以前 20 キロワットでしたが、法律が改正されまして、現在は 50 キロ未満のものに関しては一般用電気工作物と同等な取り扱いでいいということになっていますので、今現在はその範囲の中で考えております。その結果、施設単位では50 キロ未満ということで考えております。

〇議長(板橋惠一)

ほかにございますか。17番竹谷英昭議員。

○17番(竹谷英昭議員)

ちょっと基本的にお聞きします。売電という言葉が出ておりますが、使用量と使用電力と発電と差っ引いたものを売電というふうな意味合いでお話ししているのか。そこで発電される電力を全部売るということの発想で売電という言い方をしているのか。その辺については、どういう理解をしたらよろしいですか。

〇議長(板橋惠一)

管財課長。

○管財課長(阿部博光)

太陽光発電の売電というものは、自然光、太陽光によって設置されているパネルでその時点でもって発生する電力になります。それでその後、一つの建物であれば施設として捉えたときに、それを上回る発電量があった際には逆潮流で売るということになります。ですから、ストックしておくものではなくて、その瞬時の発電量がそのとき使用している電気設備の使用量を超えた分が電力のほうに売却益として、メーターが行ったり来たりしてそこで差が出た分が売電益というような形になります。

〇議長(板橋惠一)

17番竹谷英昭議員。

〇17番(竹谷英昭議員)

簡単に言えば、使ったものを差っ引いて余った分を電力に買い取ってもらうというのが売電だという意味合いだということじゃないですか。はっきり言えば。違うんじゃないですか。 〇議長(板橋惠一)

管財課長。

○管財課長(阿部博光)

差っ引くというよりも、その時間帯に発電している……。

○17番(竹谷英昭議員)

時間帯も何も、時間帯で使用したんでしょう。その余った分を売るということでしょう。

### ○管財課長(阿部博光)

発電量と使用量との差になります。そのときにおける差が発生したときに売電益というような形になります。ストックしているものではないということです。

### 〇議長(板橋惠一)

17番竹谷英昭議員。

### ○17番(竹谷英昭議員)

わかった。俺の解釈と間違いがない。あなたはくどく言っているだけで、簡単に言えばそういう話じゃないかと。なぜそれを聞いたかというと、なぜ市役所はここにないんですか。市役所、相当大きいのつくったんじゃないですか。

# 〇議長(板橋惠一)

管財課長。

# 〇管財課長(阿部博光)

市庁舎につきましては、西庁舎の上に25.37キロワットの太陽光発電パネルを設置していますが、市役所全体では待機電力プラスアルファーぐらいしかならないわけです。ですから、日曜日に太陽光が25キロの発電をしても、待機電力がそれ以上上回るために売電益というのは得ることができない施設になっております。

### ○議長(板橋惠一)

17番竹谷英昭議員。

#### ○17番(竹谷英昭議員)

少なくとも、それはならなくてもこの基金の中にもしそうなった場合には充当できるんだ という基金の状況に書いておかなければいけないんじゃないんですか。もうはなから市役 所は除くんだという意味合いに聞こえるんですけれども、それはどういうことですか。

#### 〇議長(板橋惠一)

管財課長。

#### ○管財課長(阿部博光)

市役所につきましてはグリーンニューディール基金で設置した施設でありますが、平成 23 年度時点では売り払いはできないという事業でしたので、仮に売電益が発生するような設備であっても、売り払うことができないものであります。

#### 〇議長(板橋惠一)

17番竹谷英昭議員。

#### ○17番(竹谷英昭議員)

多賀城小学校はできないということでつけたけれども、それは改善してつけるように 27 年度からやりましょうと言っているんでしょう。 そうしたら、 市役所だって 27 年度からやりましょうという判断になるんじゃないですか。

### 〇議長(板橋惠一)

市長公室長。

### 〇市長公室長(菅野昌彦)

今竹谷議員のほうからの御質問でございますけれども、今回の議案第6号関係資料のほうの基金のイメージ図のほうにお示ししている中に、確かに庁舎の施設としては書いてございません。ただ、今現在売電収益が期待されるものということでの書き方でありまして、基金で例えば庁舎関係の太陽光発電関係の更新でやるとか何かの場合にも、当該基金でもって充てることは可能であるというふうに考えております。(「はい、わかりました」の声あり)

〇議長(板橋惠一)

ほかにございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(板橋惠一)

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異 議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(板橋惠一)

御異議なしと認めます。

これより議案第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(板橋惠一)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、10分間の休憩といたします。再開は10時55分。

午前10時45分 休憩

午前 10 時 55 分 開議

〇議長(板橋惠一)

再開いたします。

日程第8 議案第7号 多賀城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例について

日程第9 議案第8号 多賀城市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及 び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方 法に関する基準等を定める条例について

〇議長(板橋惠一)

日程第8、議案第7号 多賀城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に

関する基準等を定める条例について及び日程第9、議案第8号 多賀城市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例についてを一括議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

(局長 議案朗読)

〇議長(板橋惠一)

市長から本案2件に関する提案理由の説明を求めます。市長。

〇市長(菊地健次郎)

議案第7号 多賀城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例について並びに議案第8号 多賀城市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例についてでありますが、これは介護保険法の一部改正に伴い、指定地域密着型サービス並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る基準を定めるものであります。

なお、詳細につきましては保健福祉部長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。 〇議長(板橋惠一)

保健福祉部長。

〇保健福祉部長(鈴木健太郎)

それでは、議案第7号及び議案第8号について御説明いたしますので、資料3の11ページをごらんいただきたいと思います。

- 1、条例制定の趣旨でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴い、介護保険法の一部改正が行われ、これまで国が規定しておりました介護サービスに係る基準を都道府県や市町村において定めることとされたため、新たに条例を制定するものでございます。
- 2、制定する条例は、地域密着型サービスに関するもので、(1)多賀城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び(2)多賀城市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに地域指定密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の2本の条例でございます。
- 3、国の基準どおりに条例に規定する基準等についてでございますが、本市独自基準のほか、 指定地域密着型サービスの事業についての一般原則及び 4 の表に記載しております各種の 対象サービスごとに、次の(1)から(4)までの基準を定めるものでございます。 なお、本市独自基準として規定する内容につきましては、項目 5 で御説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。 4、対象サービス及び指定の状況等でございますが、まず議案第7号の条例に規定いたしま す指定地域密着型サービスは、1 の定期巡回・随時対応型訪問介護看護から8 の複合型サービスまでの8 種類でございます。事業概要はそれぞれ記載のとおりでございますので、 朗読は省略させていただきます。

また、指定状況に丸印のついておりますサービスが現在本市において指定を受け提供されているサービスで、条文につきましては表右端の対応箇所に記載のとおりでございます。 次に、表の下から4段目、議案第8号の条例に規定いたします指定地域密着型介護予防サービスは、1の介護予防認知症対応型通所介護から3の介護予防認知症対応型共同生活介護までの3種類でございます。事業概要及び指定状況、表右端の対応箇所につきましては上段と同様でございますので、説明を省略させていただきます。

次に、5、本市の独自基準についてでございますが、国の基準以外に本市の地域性等の事情を踏まえ、(1)、(2)、(3)の3項目を本市の独自基準として追加するものでございます。 (1)は記録の保存についてでございますが、現在国の基準では2年間の保存となっておりますが、市独自基準にする理由にございますように、不適正な介護報酬の返還請求などを行う場合、国の基準ですと請求に必要な記録が事業所に残っていない場合もあり得ることから、5年間とするものでございます。なお、条例中における適用条項はそれぞれ記載のとおりでございます。

次に(2)の非常災害対策につきましては、国の基準に加え、県と同様の基準4項目を追加するものでございます。

次のページをお願いいたします。

理由といたしましては、東日本大震災の被災市として、事業者に過度な負担とならないよう 配慮した上で、実効性の高い非常災害対策となるよう日ごろからの防災意識の高揚を図る ため、国の基準に4項目を追加するものでございます。

次に(3)暴力団の排除につきましては、国の基準に規定はございませんが、理由にございますように、本年1月1日施行の多賀城市暴力団排除条例を受け、暴力団排除の規定を設けることにより利用者が安心して介護サービスを利用できるよう環境を整備するものでございます。

以上で資料の説明を終わらせていただきまして、議案書の 1-1 により御説明を申し上げますので、議案書の 1-1、178 ページでございます。お開き願います。

議案第7号条例案の附則でございます。第1条、施行期日は本年4月1日でございます。 第2条から185ページの第15条までは、国の基準の経過措置を規定したものでござい ます。

次に、議案書 1-2 の 73 ページをお願いいたします。1-2 の 73 ページでございます。 議案第8号条例案の附則でございます。第1条、施行期日は前条例と同様に本年4月1日 でございます。第2条から次のページ第5条までは、国の基準の経過措置等を規定したも のでございます。

以上で議案第7号及び議案第8号に係る2条例案についての説明を終わらせていただきま

す。

〇議長(板橋惠一)

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本案2件の一括質疑に入ります。質疑はありませんか。17番竹谷英昭議員。

〇17番(竹谷英昭議員)

膨大な条例の資料で当初はどうするのかなと思っていたんですけれども、簡潔な説明をいただきましてありがとうございました。

基本的に国のこの種問題が地方自治に移行するということによって市自体の条例を定めるという状況になったというふうに記憶するんですが、よろしいでしょうか。

〇議長(板橋惠一)

保健福祉部長。

〇保健福祉部長(鈴木健太郎)

はい、そのとおりでございます。

〇議長(板橋惠一)

竹谷英昭議員。

〇17番(竹谷英昭議員)

このことによって国からの財政処置が、市である程度財政負担をもっとしろというような 意向ではないというぐあいに確認して、今までどおりの国の財政でやっていくんだという 基本政策であるということを理解してよろしいでしょうか。

〇議長(板橋惠一)

保健福祉部長。

〇保健福祉部長(鈴木健太郎)

これまでの補助等についての変更の通知は一切いただいておりませんので、今議員がおっしゃったとおりだというふうに思っております。

○議長(板橋惠一)

竹谷英昭議員。

〇17番(竹谷英昭議員)

そうしますと、今までどおりの。ただ、市として、追加的に条例の中に国より県よりも事業を多くしたいというか、手厚くやっていきたいということは今後は可能になったというぐあいに解してよろしいでしょうか。

○議長(板橋惠一)

保健福祉部長。

〇保健福祉部長(鈴木健太郎)

条例の制定に当たりましては、国の通知によりますと、変更してはならないいわゆる「従うべき基準」と、それから「標準とする基準」、それから「参酌するべき基準」というふうに3 通りの提示がされております。中でも「従うべき基準」、これにつきましてはもう変更す

ることは許されないと、こういう内容になります。それから「標準とする基準」につきましては、合理的な理由があれば一部変更することも可能ですよと。それから、今回の我々が独自基準を設けたものにつきましては、その中でも「参酌すべき基準」というふうなものに該当いたしますので、これは自由に市町村が、県も含めましてですけれども、自由に設置してというか制定して構わないと、こういう理由でございます。

〇議長(板橋惠一)

竹谷英昭議員。

〇17番(竹谷英昭議員)

そうしますと、財政処置の問題もありますけれども、多賀城市の独自の介護的な、国の標準より上回る介護をすることも、財政は別ですよ、可能ですよという一つの市独自の体制は構築することができるというふうに理解しておいてよろしいでしょうか。

〇議長(板橋惠一)

保健福祉部長。

〇保健福祉部長(鈴木健太郎)

財源の問題を考えなければ、国の基準を上回るサービスの提供というのもあり得るのかというふうに思います。

〇議長(板橋惠一)

竹谷英昭議員。

○17番(竹谷英昭議員)

この条例についてはわかりました。この条例を制定するということは、少なくとも国の基準より多賀城市の介護行政が向上するようにしていく、また国の基準より手厚く介護行政をやっていくという、いわば地域主権的な発想で物事はしていけるというぐあいに理解しました。あとは、問題は財政処置だということの問題になるわけですけれども、多賀城で一番現在介護の関係で、必要だなという思いがあるんだけれども、ここだけは国の財政からいってできないんだという課題があればお知らせ願いたいと思います。

〇議長(板橋惠一)

保健福祉部長。

〇保健福祉部長(鈴木健太郎)

国の基準を超えるサービスが必要なサービスどういったものがあるのかというふうなことだというふうに思いますが、基本的には法定給付、いわゆる国が定めた法定給付の中での御利用というふうなことでございます。なお、一部には法定給付では足りないというふうな方も若干いるのも事実でございます。その部分につきましては、さまざまな別なサービスを今御紹介をしながらサービスを使っていただいているという状況ですが、大幅に不足を生じているサービスはないものというふうに理解をしております。

〇議長(板橋惠一)

竹谷英昭議員。

### 〇17番(竹谷英昭議員)

ひとつこういうふうに地方の自主性を重んずる介護制度といいますか、行政がやれるということになったわけですから、そういう総合的に見て国よりの問題ではちょっとこれはだめだよと、多賀城市の独自の補強をしなければいけないという事項があったら、私は率先してこの条例に基づいてやっていくという姿勢が大事だと思うんですけれども、これは市長かな。市長、いかがでしょうか。

〇議長(板橋惠一)

市長。

〇市長(菊地健次郎)

そういうことがあったら当然対応していきたいというふうに思っています。

〇議長(板橋惠一)

竹谷英昭議員。

〇17番(竹谷英昭議員)

そうすると、今後はそういう課題が出たら市長は積極的に取り組んでいくというぐあいに 確認しておきたいと思います。

- 〇議長(板橋惠一)
- 9番佐藤惠子議員。
- ○9番(佐藤惠子議員)

膨大な資料で、これをつくるのにも大変な労力が担当課ではかかったというふうに思うんですけれども、事務事業が国からそのままおりてきて、それを自治体で今度は繰り広げていくというところでの皆さん方の仕事量との関係でいうと、お金は今までどおりで関係ないというさっきお話でした。そういうところで自治体のその仕事量の中身がどのように変わっていくのかどうかというところ。

○議長(板橋惠一)

保健福祉部長。

〇保健福祉部長(鈴木健太郎)

この資料だけを見れば相当膨大な資料ということになるんですが、これまでも実は地域密 着型というのは、言い方簡単に言いますと、多賀城市民の方のみが使えるというふうに言葉 を置きかえてもいいんだと思うんですが、その施設につきましては、いわゆる介護保険の計 画といいますか事業計画の中で、いわゆる 3 年間の中で必要な量というものを明記させて いただいております。

その申請の窓口は、これまでも実は市町村の窓口が申請でございました。ただ、市町村がそれをチェックして県のほうで許認可をしていたというものが、許認可の行為が今度は市町村に移るというふうなことでございますので、事務量そのものが相当ふえるかというと、そうではないかなというふうに思っています。ただ、今後、監査指導であるとか、今回の独自規定を制定したことによりまして現地でのいろいろな指導、査察も含めましてそういった

業務が多少増加するのではないかというふうに思っていますが、現状の中で対応できるのではないかというふうに考えているところでございます。

- 〇議長(板橋惠一)
- 10番森長一郎議員。
- 〇10番(森 長一郎議員)
- 1 点伺いたいと思います。資料3の13ページなんですが、非常災害対策でございます。この内容は地域に即してというふうなことだったんですが、地域防災計画にこれは生かされるというふうに理解してよろしいでしょうか。
- 〇議長(板橋惠一)
- 保健福祉部長。
- 〇保健福祉部長(鈴木健太郎)

今回の震災は私たちにさまざまな教訓を与えていただきました。そういったことから、今の 多賀城市の防災計画などとも横断的な連絡をとりながら、緊密に連携を図って市民の方々 の安全・安心を図っていきたいというふうに考えております。

〇議長(板橋惠一)

森長一郎議員。

〇10番(森 長一郎議員)

この中ですごい気になったんですが、多分地域包括支援センターの方々を集められて今回 の震災について対応の過誤を尋ねたというふうなことも聞いております。ほかの社会福祉 施設等の連携や協力体制の確保、なかなか今の包括支援センターでは対応難しいというふうな声も随分と聞いていますが、この辺のところはどのように対処していくつもりなのか 伺いたいと思います。

○議長(板橋惠一)

保健福祉部長。

〇保健福祉部長(鈴木健太郎)

地域包括支援センターに担っていただいている役割というのは非常に大きなものがあります。高齢者世帯を一世帯一世帯歩くというふうなことも包括支援センターの大きな業務、把握して歩くということでございますので、地域のさまざまなそういった団体とネットワークを築いていくことというのは非常に重要な課題だというふうに思っておりますので、このところはその事業者に対してのみこちら側から条例で要求することではなくて、いわゆるさまざまな社会資源とネットワークを組んでいくというふうなことで、介護福祉課だけにとざまらず地域福祉計画に携わる保健福祉部全体で取り組んでいく課題だと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

〇議長(板橋惠一)

森長一郎議員。

〇10番(森 長一郎議員)

今の部長の答弁が全てだと思います。ぜひよろしくお願いしたいと思います。以上でございます。

〇議長(板橋惠一)

16番昌浦泰已議員。

〇16番(昌浦泰已議員)

確認したいと思います。資料 3 の 13 ページなんですけれども、記録の保存なんですけれども、国は 2 年間、今度は 5 年間というのは、これ国の会計法が 2 年間という規定だったのを自治法による 5 年間に当然されたと思うんですけれども、それでよろしいのかということと、それから施行規則では 25 年 4 月 1 日ということは、記録の保存 5 年間というものが適用されるのは 25 年 4 月 1 日以降のサービスからであるというふうに理解してよろしいのかどうか。

〇議長(板橋惠一)

保健福祉部長。

〇保健福祉部長(鈴木健太郎)

前段については、それに準じたというふうなことでございます。後段につきましては、4月1日からの適用というふうなことでございますので、平成25年度からの適用になりますが、事業所とのこれから説明会その他ありますので、過年度分についても遡及は5年まで可能でございますので、できれば残していただきたいというお願いはしたいというふうに思っておりました。

〇議長(板橋惠一)

16番昌浦泰已議員。

〇16番(昌浦泰已議員)

それこの後に聞こうと思ったんですけれども、さっきの質問の後。遡及ですね、5年可能なのかどうか。4月1日施行であったにしても、5年は、1日に施行すれば前年度ですね、例えば24年度とか23年度に関してもこれは会計法のほうで2年間は残るんですけれども、21年度に関してもそれは遡及の対象になり得るのかどうかもう一回確認したいんですけれども。

〇議長(板橋惠一)

保健福祉部長。

〇保健福祉部長(鈴木健太郎)

例えば介護報酬の不正請求等があった場合は、現段階でも5年まで遡及が可能です。ただ、 国の規定が2年なので、事業所のほうで5年前の資料出してくださいと言っても規定上ありませんと言われると、それは合法だと。ただ、遡及は可能だということになりますので、 記録が事業所にもうちにもそれから国保連合会にも残っていればそういったものを証拠物件として遡及は可能だと、こういうことでございます。

〇議長(板橋惠一)

ほかにございませんか。14番雨森修一議員。

〇14番(雨森修一議員)

資料3の13ページの非常災害対策ですね。この中で一番下の欄ですが、他の社会福祉施設等云々と書いてありますけれども、現在2市3町で特養老人ホーム関係ですね、非常時の際に例えば水とかの確保ですね。そういったものを統計的に市のほうでまとめておられるんでしょうか。

〇議長(板橋惠一)

保健福祉部長。

〇保健福祉部長(鈴木健太郎)

多分今千賀の浦福祉会のお話かというふうに思いますけれども、他市町村の事業所のほう でどの程度の災害備蓄が保管されているかというふうなことについては、私どもはちょっ と現段階では掌握し切れておりません。

○議長(板橋惠一)

雨森修一議員。

〇14番(雨森修一議員)

わかりました。ただ、2市3町の中でも多賀城の住民の方々も皆それぞれ入所されているわけでございますので、そういう機会あればお願いしたいと思います。以上です。

〇議長(板橋惠一)

ほかにございませんか。8番藤原益栄議員。

○8番(藤原益栄議員)

これは2011年4月の第1次地方分権一括法と同年8月の第2次地方分権一括法を受けての条例制定だということだと思います。それで実際、この時期は東日本大震災の直後で私たちは十分これについて勉強する余裕がなかったというふうに思いますが、先ほど政令・省令を条例化するに当たって、従うべき基準、それから標準、参酌すべき基準と3つあるんだというお話されました。市独自で設定されたものについては参酌すべき基準であるというふうに説明されたんですが、標準、通常やるべき基準は合理的な理由がある範囲内では標準と異なる内容を定めることが許容されるというふうに説明されています。今回の条例では、いわゆる標準についてはそのまま受けたというふうに理解してよろしいのかという確認ですが。

〇議長(板橋惠一)

保健福祉部長。

〇保健福祉部長(鈴木健太郎)

はい、そのとおりでございます。

- 〇議長(板橋惠一)
- 8番藤原益栄議員。
- 〇8番(藤原益栄議員)

それから、これは全体的な見解を市長にお尋ねしたいんですけれども、民主党政権時代の名 前が、地域主権の推進と地域主権という用語を使っていました。民主党政権が。では、これ が国の事業がどんどん地方におろされるというのは、では民主党政権以前はやってなかっ たかというとそうではなくて、自民党・公明党政権時代にはいわゆる地方分権の推進という ことで一貫してずっとやられてきたわけです。例えば児童扶養手当なども以前は市を通じ ていませんでしたけれども、それが市の事業としておりてきたというふうなこともありま す。この地方分権の推進あるいは地域主権の推進という名目は、住民に身近な事業について は身近な自治体がやるべきだということを表向きの理由にしています。そうであればです よ、仕事がどんどん地方に、国や県の事業が地方におりてきますと、これ一般論としての話 なんですが、当然仕事がふえてきます。そうすると人とお金がかかることになります。自治 体は。 どうも私は、 一方ではいわゆるアクションプログラムをつくって地方にずっと人減ら しを強要してきた、それからもう一方では、補助金等を一般財源化するということで、その 事業に対してきちんとしたお金が手当てされないようになってきているように私は思うん です。そうすると、表向きの理念と実際の人と金の問題で言うと、私はいろいろ矛盾が出て きているんではないかというふうに思うんですが、その辺について市長はどういう見解を お持ちなのかということについて、この機会ですから伺っておきたいというふうに思いま す。

○議長(板橋惠一)

市長公室長。

#### 〇市長公室長(菅野昌彦)

それでは、定数なり、あと予算なり、そういったものの総括的なところを私が所掌しておりますので、今藤原議員から出たとおり、分権あるいは集権という形で、政権がかわりながら、各自治体に身近な自治体が地域の住民のために身近な自治体がやるべきことはやりなさいというようなことが根底にあろうと思います。その中でそれぞれの自治体が抱える問題点であるとか特殊性という部分を反映させながら、今回このように条例、今まで政省令のほうの一定の基準の中でやっていた部分を条例化をすることによって、ある部分特殊性が出されながらやることが可能になった部分もございますし、また法律で一方的に県の事務であったものが市町村のほうに分権ということで落ちていっている部分もございます。

具体的に、では事務量的に、今現在我々が把握している業務が法律の中で平成 24 年の 4 月 1 日から市町村のほうの権限移譲の部分として落ちてきた部分が 36 件ございます。それから平成 25 年の 4 月 1 日から移行される部分が 4 件ございます。これら各課のほうのヒアリングの中でどの程度の事務量になるのかということでヒアリングしたわけでありますけれども、非常に微々たる、今の段階で今権限移譲として来ている事務量に関しましては、0.1 人工であるとか、そのぐらいの事務量というふうに把握しております。

それから、一方、財源的な部分どうなんだということなんですが、これらについては地方交付税のほうの中に単位費用であるとか何かの中に今回反映されているというふうなことで

ございまして、今現在の分権の具体的な事務量であるとか、それからいたしますと、まだ市町村にとって市民のために身近な自治体がやるという大義名分のところとその事務の量、それから財源的なところからするならば、まだまだ市町村としては受けて立っていける、それに積極的にやはり地域住民の身近な自治体として分権を受けるべきところは受けていきたいというふうに考えてございます。

- 〇議長(板橋惠一)
- 8番藤原益栄議員。
- 〇8番(藤原益栄議員)

私は補助金の一般財源化によって、財政力指数が高い自治体ほど一般財源が食われて大変になってきているという見解を持っているんですが、これは予算委員会のときにデータをきちんとお互いに共通認識にして議論したいと思います。私は表向きの理由は確かになるほどと思うんだけれども、裏に隠されている魂胆はどうもそうじゃないという懸念を持っていまして、そういう問題については、先ほど言いましたように予算委員会でデータをもとにして議論したいと思います。

- 〇議長(板橋惠一)
- 15番吉田瑞生議員。
- 〇15番(吉田瑞生議員)

基本的なことで発言させていただきます。資料3の11ページのところに、1として、条例制定の趣旨として明記されておりますが、我々は「地方分権一括法」と述べてまいりました。ここの冒頭にも書かれているとおり、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等ということで、一括法、一括法ということで述べられてきましたけれども、当初、国会に提案された段階においては「地域主権改革一括法」という名称の法律でありました。前段触れたとおり、地域の自主性及び自立性を高める云々というのは、国会において修正をされてこのような法律として制定されてきたと承知しておりますが、そのような受けとめ方でよろしいでしょうか。

〇議長(板橋惠一)

市長公室長。

〇市長公室長(菅野昌彦)

今議員おっしゃったとおり、今回の部分は、地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、これがいわゆる第 1 次一括法、それから地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律ということで、これがいわゆる第 2 次一括法ということで、今おっしゃるとおりこのような形の法律でそれぞれ動いております。

〇議長(板橋惠一)

吉田瑞生議員。

〇15番(吉田瑞牛議員)

内容的に少し触れておきますと、いわゆる憲法上、法律用語としては、「地域主権」ということは法律用語ではあり得ないというのが国会議論の的でありました。言うならば、主権というのは国家の主権であり、国民主権であるということが憲法上の主権の概念であります。よって、地域主権というのは憲法上、法律用語としてはあり得ないということで、この法律論議の制定に関する国会議論の中では、ここに明記されているように、地域の自主性及び自立性を高めるための改革云々ということで修正されて成立をされたという経過であることについても御承知されておると思いますけれども、そのような理解で差し支えないかどうかについての認識を伺っておきます。

〇議長(板橋惠一)

市長公室長。

〇市長公室長(菅野昌彦)

そのような認識でよろしいかと思います。

○議長(板橋惠一)

吉田瑞生議員。

○15番(吉田瑞生議員)

ということを前提とするならば、私は、施政方針のところで述べられてきている8ページ及び14ページのところで、「地域主権改革」という文言を述べていることについてはいかがなものかという受けとめ方を実はしております。ただし、この場においては法律用語として地域主権改革云々ということを述べたことではないということでありますから、それはそれとして、施政方針で述べることについては差し支えはないと思いますけれども、前段の法律用語云々の話を憲法上からひもといてきた場合についてはいかがなものかという意見を持っているということでありまして、今後、統一的に、法の概念を含めて、憲法上のことも踏まえて、これらの地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定の経緯等を十分精査して対応されることについての考え方を伺っておきます。

〇議長(板橋惠一)

副市長。

# 〇副市長(鈴木明広)

今、所信表明との関連についての御質問でございますので、所信表明の中で触れております 地域主権改革の一環として、あるいは、後に出てきます地域主権改革というのは国がそれを 名称として用いている、いわゆる改革の内容として行われるものについては我々も受けと めるというそういう趣旨でこれは記載をいたしております。その法律用語としては吉田議 員おっしゃるとおり地域主権ではなくて、これは国家として国民主権であって国家主権と いうことになりますので、それは法律用語としてはそのようなことになると思いますけれ ども、ここの所信表明で使っているものは、国が用いた名称、それで行われる施策について は我々も受けとめて対応するという趣旨でございますので、ひとつご理解いただきたいと 思います。

〇議長(板橋惠一)

吉田瑞生議員。

〇15番(吉田瑞生議員)

そのことは十分承知の上で述べているので、後段触れたつもりでしたが、あわせて述べておきます。ということで、今後の我々も十分挙々服膺しますけれども、地方分権一括法というような法律上にかかわることについては「地方分権」という表現を用いることが肝要だと思うことを述べて終わります。

〇議長(板橋惠一)

ほかにございますか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(板橋惠一)

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異 議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(板橋惠一)

御異議なしと認めます。

これより議案第7号及び議案第8号を一括採決いたします。

本案2件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(板橋惠一)

御異議なしと認めます。

よって、本案2件は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第9号 多賀城市市道の構造の技術的基準等を定める条例について

○議長(板橋惠一)

日程第 10、議案第 9 号 多賀城市市道の構造の技術的基準等を定める条例についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

(局長 議案朗読)

〇議長(板橋惠一)

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

〇市長(菊地健次郎)

議案第9号 多賀城市市道の構造の技術的基準等を定める条例についてでありますが、これは道路法の一部改正に伴い、道路を新築しまたは改築する場合における市道の構造の基

準並びに道路標識の寸法を定めるものであります。

なお、詳細につきましては建設部長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

〇議長(板橋惠一)

建設部長。

○建設部長(鈴木 裕)

それでは、資料 1-2 の 77 ページをお願いします。

多賀城市市道の構造の技術的基準等を定める条例について説明いたします。

ただいま保健福祉部長からも説明ありましたとおり、この条例につきましても、いわゆる地 方分権一括法の公布により道路法の一部が改正されたことに伴う制定でございます。

その主な内容はただいま市長からもありましたとおり、市長村道の構造の技術基準のうち、幅員、車線、線形、勾配等の寸法、構造等の基準及び道路管理者が設ける道路標識等に関する事項のうち、案内標識等の寸法や文字の大きさの基準を条例で定めるものでございます。 なお、これらの基準は道路構造令並びに道路標識、区画線及び道路標示に関する命令を参酌して定めることとされましたので、おおむね同政令等の規定に沿って定めております。 それでは、主な条文について説明申し上げます。

77ページの第4条車線等については、道路区分に応じた設計基準交通量、車線の幅員を定め、79ページの第5条、下段のほうになりますが、車線の分離等から82ページの停車帯までは、車道の構成に基づく幅員を定め、同じく第9条で軌道敷の幅員を定めております。次のページ、83ページの第10条から85ページの第14条までは、自転車道や歩道の構成に基づく幅員について記載のとおり定めてございます。

次に、86ページの第15条から96ページの第34条までは、道路の設計速度、曲線半径、 縦断勾配、踏切等の構造基準及び交通安全施設について記載のとおり定めてございます。 次のページ、97ページになりますが、第35条から100ページの第43条までは、駐車 場、トンネル、自転車専用道路、歩行者専用道路の設置及び構造等について記載のとおり定 めてございます。

以上、第4条から第43条まで道路利用者の利便性及び道路構造の連続性確保の観点から、 これまでの基準が変わることがないよう、本市に該当する道路区分等において国が道路構造令で示す基準を参酌して定めてございます。

100ページの第44条の道路標識については、後ろのほうに表がありますが、別表のとおり本市に該当するものの寸法を国が道路標識、区画線及び道路表示に関する命令で示す基準を参酌して定めてございます。

最後に附則でございます。附則でございますが、この条例は平成 25 年 4 月 1 日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。

〇議長(板橋惠一)

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。4番深谷晃祐議員。

#### 〇4番(深谷晃祐議員)

これは市道の構造で技術的基準ということでとっても大切なところで、82ページから自転車道が下にあって、自転車道ということで、建設水道常任委員会でずっと取り組んできた課題がこのように明記されていることはとってもありがたく思うんですが、実際にちょっと中身を見てますと、なかなかそのときの意見がどのように反映されたのかというところも確認したい部分と、ちょっと確認させていただきたいんですが、83ページの自転車歩行者道、第11条の2項ですかね。自転車歩行者道の幅員、歩行者の交通量が多い道路にあっては4メートル以上、その他の道路にあっては3メートル以上ということで、自転車道のここにいろいろ書いてあるんですけれども、実際に想定している道路が、ヤマザワの向かいのああいう太い道路の現在歩道が四、五メートル確保されているようなところを想定しての、全て自転車道に関してもそうですし、そういったところなのかなということで、ちょっとその辺をひとつ確認したい点が1点。

それから、路肩等についてもさまざまな先進地の取り組みも紹介させていただきながらお話しさせていただいたんですけれども、路肩部分についても自転車道として活用できるようなものも御紹介させていただきました。しかしながら、今回提案された技術の定めの中で、路肩部分ということの想定についても若干記載が薄いのかなと。具体的に言いますと、81ページの第7条部分ですね。車道に接続して路肩を設けるものとすると。ただし、中央帯または停車帯及び自転車専用道とかですね、そういった部分においてこの限りではないとか、例えばそういった文言の整理も、これは常任委員会の意見をどこまで酌み取った話でこの条例を上げてきたのかが理解できないんですけれども、その点についてお答えお願いします。

#### ○議長(板橋惠一)

### 建設部長。

#### ○建設部長(鈴木 裕)

先ほど説明しましたとおり、道路構造令等の基準をそのまま参酌して、その同じ内容で今回 定めてございます。今深谷議員から御指摘あった点については、今多賀城市の市道の中で歩 道上を自転車道として利用できる道路はございません。というのは、道路交通法の関係で、 基本的に自転車は車道を走ると、車道の左側を走るということになっています。したがって、 歩道については、あくまでも歩行者のための歩道であって、自転車としては考慮していない 道路が現在の多賀城市の市道でございます。したがいまして、今後、自転車等の交通量等を 勘案しながら、今後つくる市道についてはそのように検討するべきだろうというふうに考 えてございますので、今現在の状況からいいますと、自転車として専用的に使える歩道はな いというふうに考えてございますので、今後の課題ということになります。

もう一点、路肩については、常任委員会でもお話ししましたとおり、これは道路交通法の関係でございますので警察との協議が必要ですが、路肩を色塗りしてその部分を自転車のレ

ーンにするとかということの活用を今後検討していきたいということで、これは道路交通 法の関係でございますので公安のほうと検討しながら、協議しながら決めていくというこ とになりますので、御理解願いたいと思います。

〇議長(板橋惠一)

4番深谷晃祐議員。

## 〇4番(深谷晃祐議員)

おっしゃることは、とてもありがとうございます。それで、ただ、ここには道路の新設、改 築する場合における市道の構造の技術的基準ということなので、これを基準に全てのもの がやれるというのであれば、今おっしゃっていただいたような文言もこの部分に明記して いただかないと、結果として計画にないものはやらないし、基準にないものは乗っからない というのが、やっぱり法律で動く行政マンとすればそうなのかなというところを参酌すれ ば、やっぱりそういったところをきちんと記載していただきたいなというふうに思います。 今現時点でここに記載しろということは無理だと思いますので、幾つかちょっとその点で 気になったところがあったので、一つ言っておきますと、例えば83ページの3番、自転 車道の幅員は 2 メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由 によりやむを得ない場合においては 1.5 メートルまで縮小することができると。これ第3 種、第4種の道路でいきますと、幅員が大体片側2.75なので6メートルですか。6メー トルプラス3メートル、3メートル。要は12メートルの道路じゃないと自転車道の整備 はしませんということですよね。結果としては。これが要は 1.5 メートルということは、 1.5 メートルと 1.5 メートルで 3 メートル、幅員の幅を足すと 2.75 と 2.75 で 5 メート ルちょっとで、要はそれくらいの幅がなければ整備しませんという基準なので、これもいろ いろなところを見てきてあったのは、1 メートルあれば自転車は通れるスペースで、きちん とそれを国のモデル事業としてやっていたような市町村もございますし、そういった部分 も考慮すれば、この 1.5 メートルまで縮小することができるというところは 1 メートルと いうところまで書きかえられるのではないかなと。

その下の自転車歩行者道、第 11 条の 2 項。ここについても、やはり交通量が多い道路にあって 4 メートル以上、その他の道路にあっては 3 メートル以上とするものというふうにしか書いていないんですけれども、こういうやっぱり書き方になってしまうと、どうしても大型の道路じゃないとしませんよというふうにしか見えないので、やっぱりそういったところはもう少し考えていただきたいなというふうに思います。

それから、99ページ、42条の自転車専用道路の幅員を3メートル以上としということで、だから、これも3メートル以上というのは、現在これはどこの道路を考えて3メートルという自転車専用道路を考えているのか。もしこれ、あれば教えてください。地形状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては2.5メートルまで縮小することができるというと、だから、これもさっき言った前段の部分に係るんですけれども、自転車道の幅員は2メートル以上とするといったところを含めて、この辺の文言についても、要は3メー

トルないと自転車専用道つくれませんよというのがこの 1 項と 2 項という話になると思うので、そうすると、どこの道路を想定して、こういう文言なのか。市内の道路をいろいろ見回しますと、この手法でやれる道路というのはほとんどないのかなと。本当に都市計画道路であるような大きい道路じゃないとこれが適用できず、自転車は車道を走るという先ほど部長がおっしゃるとおりです。そういったことを踏まえれば、現在はでは安全な状況かといえば安全な状況ではないですよね。要は路肩部分を皆さん走行するか、車の前を走って、早く走る人もいればゆっくり走る人もいると。もしくは、歩道を現時点では走っている方が多いわけでございますね。やはりそういったところも勘案すれば、こういった第 42 条なんていうのはもう少し文言的に見直さないと、現実的なものとして自転車が車道を走るということの整備を主としてやっていかなければいけないところが出てくるんじゃないかなというふうに思うんですけれども、ちょっといっぱいしゃべったんですけれども、いかがでしょうか。

〇議長(板橋惠一)

建設部長。

#### ○建設部長(鈴木 裕)

前段の83ページの2メートル以上、つまり自転車道も含め2メートル以上、やむを得ない場合は1.5メートル以上というのは、多分これ、この幅員はあくまでも相互交通を想定していると思うんです。つまり、例えば2メートルが相互交通で一番最低限必要な幅員だろうと。多分道路によっては一方通行。例えば左側の幅1メートルの路肩を利用して自転車道にするとすれば、そこは一方通行で、あくまでもということで、反対側は逆方向だよということに規制すれば1メートルでもできるかなというふうに考えています。多分それで相互交通で、要するにぶつかる危険があるので片側通行ということでやっている場合もありますが、ここではまだ一方通行という想定はしていませんので、2メートルというのは、多分どっちにいっても最低2メートル必要だろうということでの設定だというふうに考えてございますので、これは地域の実情に合わせて、うちのほうが例えば路肩を利用して自転車道をつくるとすれば1メートルぐらいでも一方通行だったら設定できますよということで、これはその状況に応じてまたこの条例の改正が出てくる可能性はあります。

後段で言われた 97 ページの自転車専用道というのは、つまり自転車では通れないということになるんですね。つまり歩行者も入ってはいけないということになってしまうんですね。自転車専用道になると。ですから、それ想定できるのは、今現在多賀城市では城南のあの大きな道路しかないと思うんです。ただ、あそこもやっぱり自転車専用道ではなくて、歩道もありますので、それが自転車歩行者専用道にするのか自転車専用道にするのかって非常にこれは地域の皆さんに協議をしながらということになると思いますので、自転車の交通量の問題もございますので、さまざま状況を勘案しながら検討すべきというふうに考えていますので、いずれにしても、この条例は今後地域の実情、つまり多賀城市の実情に応じて改正はできますので、改正はその時点でしていきたいというふうに考えていますので、御

理解いただきたいと思います。

〇議長(板橋惠一)

深谷晃祐議員。

#### 〇4番(深谷晃祐議員)

わかりました。ただ、さっき言った83ページの多分2メートル以上というところもあれ なんですけれども、やっぱり参酌しろというのは、市でこういうふうに進めますよというも のがあって、なおかつこの条例、道路法が変わって条例をつくるに当たって、市が使いやす いように、あるものをきちんとある程度レールをそれずにその中でやれるというものがあ って多分こういう文言というのが生きてくるのかなと、実際の規則が。だから、結果として は、多賀城市として、やっぱり前におっしゃったように、今現時点で自転車道の整備は城南 前の清水沢多賀城線ですか、あそこしか考えていませんというあの答弁が全てだと思うん です。結果として、それ以外の部分で今現時点で考えているようなところがないというとこ ろが、実際にはこういうところの文言で、幅員は何メートルだとかというところに数字とし てあらわれてくるのかなというふうに思うので、やっぱりこれをこういうふうにつくって、 いや、あのときにオーケーしたでしょうと言われるのがあれだから、今、俺、反対するか反 対しないかすごく迷っているんですけれども、条例は必要に応じて改正するって。もちろん です。一言だけ担保としていただきたいのは、やはりさっき言ったように、前段で、こうい った自転車道を整備する計画というものをきちんと定めないと、結果としてはこういうと ころの文言がすべて曖昧なものになって、要は2メートルが相互交通なのかというのは、 先ほど前段のお話で言えば、自転車は車道を走るというのであれば、左側通行なので、お互 い片方しかないわけですよ。だから、そういったところを想定するのであれば 2 メートル も要らないわけですし、やっぱりそういうところをきちんと把握するために自転車道の整 備計画をやっぱり考える時期なのかなというふうに思うので、その辺について、言及できる 部分があれば言及していただきたいですし、そういうものをつくっていく中でこの条例改 正が必要になってくるというふうに思うんですけれども、計画をつくる、つくらないという 話までは今時点で言えるお話ではないと思うので、そういったところを踏まえた形で条例 改正をやっぱり前向きに検討しなければいけないというふうに、今感じたか、感じないかだ けお願いしたいんですけれども。

#### 〇議長(板橋惠一)

建設部長。

#### ○建設部長(鈴木 裕)

自転車道の必要性については非常に強く感じています。特に駅周辺でもそうですし、駅周辺でも新しい駐輪場をつくりますし、そこに自転車が集中するのは当たり前の話ですので、何とかこれからつくる多賀城駅周辺の道路については自転車に配慮した形で整備していきたいと考えています。ただ、先ほど何回も言いましたとおり、幅員が決まっていますので、その範囲の中で自転車の専用レーンとしてつくれるかどうかは多賀城市だけで決められない

ことなので、これは十分に警察と協議して、我々はつくる方向でいきたいと思っています。 そして、それに応じて今後条例の改正も必要なときはやっていきたいというふうに考えています。

あともう 1 点、自転車ネットワークの計画ですね。自転車道の計画づくりについては、歩行者ネットワークという考え方は緑の基本計画という計画の中で定めておりますが、これについても来年、再来年という形で改正になりますので、その中で、できれば自転車ネットワークという形でも導入して、計画の中に盛り込めたらというふうに今現在はそう思っていますので、いずれはそのような形で進めていきたいというふうに考えています。

# 〇議長(板橋惠一)

深谷晃祐議員。

# 〇4番(深谷晃祐議員)

わかりました。今市長も聞いていただいていたと思うので、市長のほうからも強くプッシュ していただければありがたいなというふうに思います。

1 点ちょっと忘れていたんですけれども、歩道ありますよね。歩道の、これもその基準の中にちょっと見当たらなかったんですけれども、84 ページ。この歩道を整備する当たって、今多賀城市、なっているところはなっているんですけれども、歩道と車道の高さが同じという部分、あとそうじゃないところが多々いっぱいあるんですが、やはりあれは車椅子の方もそうですし、お年寄りの方が歩いている方もやっぱり小さい段差というので本当につまずいてしまったりもするので、やっぱりああいった部分も、具体的にその歩道のこの道路構造でつくっていく中で、やっぱりバリアフリーなものを取り入れるような部分の文言というのはあっていいのではないかなというふうに思ったんですけれども、その辺についてはどういうふうにお考えでしょうか。

#### 〇議長(板橋惠一)

建設部長。

#### ○建設部長(鈴木 裕)

バリアフリーについてはこの後の条例の制定で説明させていただきますが、バリアフリー 法の改正に基づく道路構造の制定ということで、次の条例のときに説明させていただきます。もちろん今現在新しくつくっている道路については歩道と車道の段差のないように、これは全然段差がないわけではないんです。5 センチ前後の段差は当然あります。それについてはちゃんと車椅子の方もスムーズに上れる形では施工しておりますので、過去の道路が相当段差をつけています。縁石で。それによって歩道が波を打つような感じで、切り下げのところでいきなり下がってという形になっていますので、これは今後の改修の中では、できるだけ今新しく道路をつくっているのと同じように車道と歩道をほぼフラットな形で整備していきたいと考えておりますので、そのように進めていきたいというふうに考えています。

先ほどの後段のほうについては、後の条例で説明いたします。

# 〇議長(板橋惠一)

ほかにございませんか。17番竹谷英昭議員。

○17番(竹谷英昭議員)

基本的にお伺いします。この条例は、先ほど前段言ったように、分権一括法によって今まで 国が定めていたものを市の条例で押さえろということの今回は条例制定だというふうに理 解しているんですけれども、そういう理解でよろしいんですか。

〇議長(板橋惠一)

建設部長。

○建設部長(鈴木 裕)

はい、そのとおりでございます。

〇議長(板橋惠一)

竹谷英昭議員。

〇17番(竹谷英昭議員)

そうであれば、多賀城の現状を見て、今後必要なものはこの条例で改正をしながら現状に即 した市道を考えていくんだという基本方針であるという理解でよろしいですか。

〇議長(板橋惠一)

建設部長。

○建設部長(鈴木 裕)

先ほど深谷議員にもお答えしたとおり、自転車道を含めて今後必要であれば改正をしてい きたいというふうに考えてございます。

〇議長(板橋惠一)

竹谷英昭議員。

〇17番(竹谷英昭議員)

必要であればではなく、必要なんです。そういうような、私は、だから基本を聞いたんです。 今回の場合は、国からの一括法によって、それをただスライドさせたと。こういう条例がで きればもう国の傘がないわけですから、市として独自の状況を見て条例を制定していくと。 そこで一番問題は、道路建設によって国の補助金の問題が出てきます。その場合はどういう ぐあいになる状況なんですか。

〇議長(板橋惠一)

建設部長。

○建設部長(鈴木 裕)

市道に関するその国の補助金という意味では、現在と変わらないというふうに考えてございます。

〇議長(板橋惠一)

竹谷英昭議員。

○17番(竹谷英昭議員)

ですから、独自のもの、ここに特色あるものをした場合にその部分は自主財源だと、独自財源だという方向になるのか。それとも、それも含めて道路の関係だから国として面倒見るよと、ある一定は。そういうものになるのかどうか。その辺は調べてないと思うんです、多分。多分私はそう思います。調べてないなら調べてないで結構ですから、現状についてお答えください。

〇議長(板橋惠一)

建設部長。

○建設部長(鈴木 裕)

通常、車道と歩道に関する幅員に関しては、多賀城市が定める市道ということに関しては補助金は通常どおりもらえると思いますが、先ほどの話のとおり、自転車道を新たに 2 メートルとか 1.5 メートルふかして幅員を広げるという場合はまだ確認してございません。その場合に国の補助対象になるかどうかというのはまだ確認してございません。以上です。

〇議長(板橋惠一)

竹谷英昭議員。

○17番(竹谷英昭議員)

そこが大事なんですよ。今まで国が統括してきたこういうもの、統一基準でものをやってきた。我々に条例として定めるということは、その地域に合った市道というものをつくってもいいというものを門戸を広げているというふうに理解するしかない。そうしますと、それに基づく財政も、それなりにやはり国が面倒見るという方法でなければ、何のための地方に、地方にものを落として財政はよこさないという国のやり方は、これは私は認められない。そういう意味では、多分そこまで調査していないと思いますから、そういう面も含めてこういうところはきちっと整理をして受けるところは受けるというやり方をしていかなければいけないんじゃないかというふうに私は思いますので、これからの活動の中できちっとその辺を確認しながら、多賀城の市民に喜ばれる道路行政をやっていくことが大事じゃないかというふうに思いますので、その辺は多分答弁もらってもそのようにしますと言うだけでしょうから、よろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長(板橋惠一)

8番藤原益栄議員。

〇8番(藤原益栄議員)

法律の文章の問題なんですけれども、建設部長は今地方分権一括法を受けてというお話でした。実際には、正確にはですよ、第 1 次地域主権一括法を受けてということだと思うんです。私も、先ほど吉田議員が紹介したような議論が国会であったというのは私も知っています。その地域主権という概念はあり得ないのではないかというような議論が国会でなされたというのを私も承知はしています。しかし、法律として成立した以上はそれは固有名詞になるんでしょうね。だから、気に入る、気に入らないは別にして、法律が成立した以上それは固有名詞なのであって、やはり私はそれを、略称も含めてですよ、それを使うのが筋だ

と思います。だから、そういう点では、先ほどの建設部長の地方分権一括法を受けてという説明は、私は不正確なのではないかと。第 1 次の地域主権一括法を受けてのものだと思う。 それも略称なんですけれども、先ほど正式名称はずっと話題になっていますから言いませんが、名前というのはそういうものじゃないかというふうに思うんですが、いかがですか。

〇議長(板橋惠一)

建設部長。

○建設部長(鈴木 裕)

そのように改めたいと思います。

〇議長(板橋惠一)

藤原益栄議員。

○8番(藤原益栄議員)

それから、おおむね政令・省令を受けてというお話でした。おおむねというのは、どこか違うところがあるからおおむねと言ったと思うんですけれども、いわば参酌する基準なのかどうかわかりませんが、変えた部分というのはどこなんでしょうか。

〇議長(板橋惠一)

建設部長。

○建設部長(鈴木 裕)

同政令の中には、高速道路とか、いわゆる国道とかそういう道路がございまして、これは当然うちのほうには高速道路がございませんので、市道にはございませんので、それを除外したということでおおむねという表現になりましたが、それ以外はほとんどそのまま受けているということでございます。

- ○議長(板橋惠一)
- 8番藤原益栄議員。
- ○8番(藤原益栄議員)

そうすると、市道に関する部分についてはほぼといいますか、そのまま今回は政令・省令を 受けてその内容を盛り込んだと。いわゆる多賀城の実情に合わせてどういうふうに実態に 合わせていくかということについては、今からの課題であるというふうに理解してよろし いですね。

〇議長(板橋惠一)

建設部長。

○建設部長(鈴木 裕)

そのように理解してございます。

〇議長(板橋惠一)

ほかにございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(板橋惠一)

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異 議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(板橋惠一)

御異議なしと認めます。

これより議案第9号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(板橋惠一)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、お昼の休憩といたします。再開は午後1時といたします。

午後〇時〇3分 休憩

午後1時00分 開議

〇議長(板橋惠一)

再開いたします。

日程第 11 議案第 10 号 多賀城市高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例について

〇議長(板橋惠一)

日程第 11、議案第 10 号 多賀城市高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

(局長 議案朗読)

〇議長(板橋惠一)

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

〇市長(菊地健次郎)

議案第 10 号 多賀城市高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例についてでありますが、これは高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴い、特定道路の構造に関する基準を定めるものであります。

なお、詳細につきましては建設部長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

〇議長(板橋惠一)

建設部長。

### ○建設部長(鈴木 裕)

それでは、資料 1-2 の 107 ページをお願いします。

多賀城市高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例について説明いたします。

この条例は、いわゆる地域主権一括法の公布により、高齢者、障害者等の円滑化の促進に関する法律、これはいわゆるバリアフリー法と言いますが、の一部が改正されたことに伴い、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を条例で定めるものでございます。 なお、これらの基準は、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令を参酌して定めることとされましたので、同省令の規定に沿って定めてございます。 それでは、主な条文について説明申し上げます。

まず、108ページの第2章歩道等、第3条から110ページの第9条までについては、歩道の有効幅員、舗装の構造、勾配、車道からの高さ、例えば110ページの第8条の高さでございますが、これは歩道等の車道に対する高さは5センチメートルを標準とするというような規定でございます。このような規定を定めてございます。

次に、110ページ下段の第3章立体横断施設については、次の111ページの第11条から115ページの第16条まで、エレベーターや傾斜路、いわゆるスロープでございますが、及びエスカレーターの設置基準とその寸法等を記載のとおり定めてございます。

続きまして、116ページの第4章乗合自動車停留所の構造、117ページの第5章は自動車駐車場ですが、ここでは第19条の障害者用駐車施設、第20条で障害者用停車施設についての構造等を記載のとおり定めてございます。

続きまして、118 ページの第 21 条から 121 ページの第 29 条までは、出入り口、エレベーター、階段、便所等の構造について記載のとおり定めてございます。

続きまして、122 ページの第 6 章移動等円滑化のために必要なその他の施設等については、第30条から123ページの第34条まで、案内標識、視覚障害者誘導用ブロック、照明施設等について記載のとおり定めてございます。

以上、第3条から第34条まで、道路利用者の利便性及び道路構造の連続性確保の観点から、これまでの基準が変わることがないよう、国が移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令で示す基準を参酌して定めてございます。

最後に 123 ページの附則でございますが、この条例は平成 25 年 4 月 1 日から施行する こととしております。

また、条例の規定にかかわらず、市街化の状況、地形の状況等のやむを得ない場合の経過措置については、記載のとおり定めてございます。

以上で説明を終わります。

## 〇議長(板橋惠一)

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。16番昌浦泰已議員。

## 〇16番(昌浦泰已議員)

ちょっと確認です。この移動の円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定めるということで、必要な道路、これは何を指しているのかちょっとわからないので、また説明に もなかったので、ちょっと確認したいんですが。

〇議長(板橋惠一)

復興建設課長。

○復興建設課長(熊谷信太郎)

それでは、お答え申し上げます。

第 1 条の中に記載があるんですが、必要な市が管理する特定道路ということで、多賀城市が特定道路の道路と区域というのを定めてございます。

○議長(板橋惠一)

16番昌浦泰已議員。

〇16番(昌浦泰已議員)

それならば用語の定義、第 2 条に特定道路とはと、やっぱりこれは定義すべきじゃないんですか。私は市道全般を言っているのかと思ったから聞いたんです。御説明にも特定道路とは何ぞやということをおっしゃっていないので、聞いているんです。では、この特定道路というのはいかがなる道路なんでしょうか。

〇議長(板橋惠一)

復興建設課長。

○復興建設課長(熊谷信太郎)

特定道路とは、バリアフリーが特に必要な道路ということで、多賀城市の場合、現状ですが、 多賀城駅を中心として市道、県道等 14 本定めております。具体的なエリアを簡単に御説明 します。済みませんでした。説明しなくて申しわけありませんでした。北側は文化センター から南はジャスコ付近まで。そして東側、笠神新橋までの区間を現在は多賀城市で特にバリ アフリーを進める区域ということで、こちらの区域の中を設定してございます。

〇議長(板橋惠一)

16番昌浦泰已議員。

〇16番(昌浦泰已議員)

決して意地悪で物事言っているんじゃないですけれども、あなた方は専門家過ぎるから、特定道路というのは我々議員はもう既に承知なんだというふうなお考えのもとでこういう条例等をつくっていらっしゃるんですけれども、ならば、建設部長の御説明のときに、特定道路というものがあって、それがこの必要な道路なんだよと、それに類するものなんだと。そして、この資料の3に今復興建設課長がおっしゃったようなところを地図にして添付すべきですよ。聞かれれば答える。それではおかしいでしょう。やっぱり私もずっと、学生じゃないけれども、資料いただいたときに予習したんですよ。そうしたら、あれ、特定道路って何だと。でも、この第2条に用語の定義がない。だから、これ当然きょうの議案上程のと

きに説明の中にあるものかと思ったから期待して待っていたらないものですから、今後やっぱりこういうのはきちんと、皆さん方からすれば常識なんだろうけれども、やはり特定道路というのは何ぞやということもやっぱり我々市民の代表には懇切丁寧に説明がきちんとされて、ようやくお互いの共通理解のもとにこういう条例を承認する、あるいはちょっとつけ加えるとか、そういうことの方向に我々発展していくわけなので、どうかこれからはただいま申し上げたように、御説明の中あるいは資料の中に、特定道路とは何ぞやで、こういうゾーンにこの特定道路を集中させますと。いいことですから、やっぱりこうふうにして我々にきちんと理解ができるような資料というものをいただきたいなと思うので、その辺はどうか今後はここにいらっしゃる理事者側の皆さん方もこれを教訓として、やっぱりこういう必要な事項は説明に盛り込んでいただくようにお願いして終わりにしたいと思います。

#### 〇議長(板橋惠一)

ほかにございますか。17番竹谷英昭議員。

# ○17番(竹谷英昭議員)

条例の趣旨はわかりました。今、特定道路に限定するという意味はどういうことなのか。結果的に現在高齢者社会になっています。車椅子時代にもなってこようとしております。そういう中で、多賀城市道の全般にわたって歩道の有する道路についてはこの基準を用いてやるということが大事じゃないかと。今言った文化センターから笠神新橋というだけじゃなく、市全体に歩道を有するこういうような道路構造をこれからやっていくんだといういき構えがなければ、市の条例として私は問題があるんじゃないかというふうに思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

〇議長(板橋惠一)

復興建設課長。

○復興建設課長(熊谷信太郎)

今後は議員御指摘のとおり、特定道路区域以外の区域につきましても新たに区域を見直すなど、また市内にあります歩道等も同基準において整備を進めていくというふうなことで今現在考えてございます。

〇議長(板橋惠一)

竹谷英昭議員。

○17番(竹谷英昭議員)

視覚障害者の関係で、ブロック、黄色ということに選定されているというぐあいにお聞きしておりますが、これは黄色に限定しているという理解でよろしいんでしょうか。

〇議長(板橋惠一)

復興建設課長。

○復興建設課長(熊谷信太郎)

視覚障害者ブロックにつきましては、黄色以外のものもたしか市道の中にあるというふう に理解してございます。 〇議長(板橋惠一)

竹谷英昭議員。

〇17番(竹谷英昭議員)

その法律はいつ変わったんでしょうか。

〇議長(板橋惠一)

復興建設課長。

○復興建設課長(熊谷信太郎)

済みません。そこまで承知してございません。申しわけありません。

〇議長(板橋惠一)

竹谷英昭議員。

○17番(竹谷英昭議員)

少なくともそれが主じゃないですか。 なぜ私がそれを聞いたかというと、 私の経験から 10 年たっていますけれども、城南の区画整理のときの道路整備で、本当は黄色入れたくなかっ たんです。けれども、県の指導によって黄色じゃなければだめだということを言われた私は 経過を理解しております。ですから聞いてみたんです。この条例も、今度の条例制定も、そ ういう意志の中で黄色でなければならないという限定の中で条例をつくろうとしているの かどうか、その真意を聞きたかったので質問したんですけれども、わかっていないというの であればここで答えろと言ったって無理ですから、ちょっと調べて。少なくともこういう、 一番重要なのは、いわばバリアフリー化の中で、いわば視覚障害の皆さん、そういう弱者の 方々の道路をどう整備していくのか。それには一番その方々に合った整備をしていくんだ という、その視点が大事だと思うんです。国から移譲されたからそのままはわかります。そ れは今、主権の一括法でなったというのはわかりますけれども、やはり多賀城の市道の状況、 多賀城におかれている都市計画道路の状況等々を踏まえて、どうあるべきかということを やっぱりきちっと計画をしながらこういう条例を策定していかなければおかしいんじゃな いかと。これは今後の課題にしてください。やはり多賀城の状況、現状に合った条例という ものをつくるようにしていかなければいけないというふうに思いますので、その辺を十分 検討して、しかるべきときには条例改正でもして、そういうところまで細かく規則でも結構 ですから決めておくことが大事ではないのかというふうに思いますので、意見として申し 上げておきます。

- 〇議長(板橋惠一)
- 4番深谷晃祐議員。
- 〇4番(深谷晃祐議員)

一つだけ。5 センチ歩道の、先ほど前段の条例のときもありましたけれども、歩道で車道に対する高さ 5 センチと。特定道路で幅員が 15 メートル以上。仙台育英の多賀城校舎と体育館、あそこの間って 15 メートルぐらいありますかね。歩道まで含めて。例えば多分あそこの道路は道路と歩道の高さって変わってないですよね。あそこでああいうふうにできる

のに、その5センチ、車道と5センチ取らなければいけないと決める理由は何ですか。ちなみに5センチというと、例えばここの道路の高さがこうだとすると、5センチだとこれぐらいあるわけですよね。これぐらいを車椅子で乗り越えるのは容易かと考えれば、現実的にはなくてもいいんじゃないかなと思うんですけれども、その辺はいかがなものでしょうか。

〇議長(板橋惠一)

建設部長。

○建設部長(鈴木 裕)

標準5センチというのは、つまり歩車道ブロックの差が5センチぐらいということが既製品としてあるんですが、今言われた横断歩道に関しては、第9条で2センチということで、乗り入れしやすいようにということで下げるということになっていますが、基本的にはフラットでもいいと思います。歩道と車道は。ただ、車がガードポールがない場合にすぐすんなりと歩道に乗り入れるという危険性があるので、ある程度の高さの障害が必要だろうということがあります。そうでないと、かなり多くのガードポールといいますか、歩車道の間にポールを立てて車が入ってこないようにしなければならないということにありますし、その地域の状況によってやり方は変わりますが、あくまでも標準で5センチとしていますので、横断歩道とかについてはもっと下げるということで乗り入れしやすいようにということで配慮しますので、そういう条文であるということで御理解いただきたいと思います。

〇議長(板橋惠一)

4番深谷晃祐議員。

〇4番(深谷晃祐議員)

わかりました。横断歩道に接続する歩道等ということ、これさっき大体 3 センチの要は差になるわけですよね。乗り入れ部分が 2 センチが 5 センチということで、その間 3 センチと。そこの部分だけの話に限らず確かにそういった車の部分もあるので、ただ、現実的にそうやって通る方であったり使う方のことを考えると、どっちを優先すべきかというところもあるんでしょうけれども、そういう意味で、歩道等という部分のその「等」の中に、そういった検討できる部分が残っているのかなというふうに思うので、その部分は、先ほど竹谷議員がおっしゃったように、やはりそういった多賀城の実情に合わせた格好でやれるようなところであってほしいなというふうに思うので、よろしくお願いいたします。

○議長(板橋惠一)

ほかにございますか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(板橋惠一)

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異 議ありませんか。 (「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(板橋惠一)

御異議なしと認めます。

これより議案第10号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(板橋惠一)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 12 議案第 11 号 多賀城市準用河川に係る河川管理施設等の構造に関する技術 的基準を定める条例について

〇議長(板橋惠一)

日程第 12、議案第 11 号 多賀城市準用河川に係る河川管理施設等の構造に関する技術的 基準を定める条例についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

(局長 議案朗読)

〇議長(板橋惠一)

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

〇市長(菊地健次郎)

議案第 11 号 多賀城市準用河川に係る河川管理施設等の構造に関する技術的基準を定める条例についてでありますが、これは河川法の一部改正に伴い、準用河川に係る河川管理施設等のうち主要なものの構造の基準を定めるものであります。

なお、詳細につきましては建設部長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

〇議長(板橋惠一)

建設部長。

○建設部長(鈴木 裕)

それでは、資料 1-2 の 126 ページをお開きください。

多賀城市準用河川に係る河川管理施設等の構造に関する技術的基準を定める条例について 説明いたします。

この条例につきましても、いわゆる地域主権一括法の公布により河川法の一部が改正されたことに伴う制定でございます。なお、これらの基準は、河川管理施設等の構造に関する技術的基準として河川管理施設等構造令を参酌して規定してございます。

最初に準用河川とは何かということで説明させていただきたいと思います。準用河川とは、 1級河川及び2級河川以外の河川のうち市町村長が指定し管理する河川ということで、市町村長が公共性の観点から重要と考え指定した河川のことを準用河川と申します。 それでは、主な条文について御説明申し上げます。

127 ページの第2章堤防の第3条から133ページの第3章床止めまでは、堤防の構造、高さ、法勾配等の寸法を定めてございます。

次のページでございますが、134ページの第4章堰については、第24条から139ページの第36条まで、堰の構造、寸法等を定め、同ページ下段の第5章水門及び樋門から149ページの第8章伏せ越しまでについては、それぞれの設置基準及び構造等について定めてございます。

次に、151ページの第9章雑則については、第63条以降において、条例を適用しない河 川管理施設についての適用除外及び特例を規定で定めてございます。

最後に 152 ページの附則でございますが、この条例は平成 25 年 4 月 1 日から施行する こととしてございます。

なお、この条例の施行に関し定める多賀城市準用河川に係る河川管理施設等の構造に関する技術的基準を定める条例施行規則につきましては、国の規則である河川管理施設等構造 令施行規則と同様の内容で定めることを申し添えます。

以上で説明を終わります。

〇議長(板橋惠一)

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。17番竹谷英昭議員。

○17番(竹谷英昭議員)

余り言いたくないけれども、多賀城で該当するところはどこどこあるんですか。まずそれをお話ししなきゃ、皆さん、砂押川は 2 級河川だから該当ならないなといろいろ思うんですよ。その辺の農水路を指して言っているのかさっぱりわからない。多賀城はこれとこれがこの条例に従う河川だということを明確に言ってください。そうでなかったら、今後もこのNo. 3 のこういう資料にきちっと明記をして、理解ができるようにしてください。答弁してください。

〇議長(板橋惠一)

建設部長。

○建設部長(鈴木 裕)

大変失礼しました。原谷地川のみでございます。

〇議長(板橋惠一)

ほかにございませんか。竹谷英昭議員。

〇17番(竹谷英昭議員)

原谷地川だけですね。あとは農水路だというふうに、この規定にはならないんだよというふうに理解してくださいということですね。であれば、最初からそう言ってくださいよ。お願いします、これから。以上。

○議長(板橋惠一)

- 8番藤原益栄議員。
- 〇8番(藤原益栄議員)

そうすると、確認しますが、砂押川は 2 級河川で県の管理になっていますね。市川のところで勿来川と砂押川と分かれると。砂押川の西から原谷地川流れてきますね。原谷地川は県の管理でなくて市の管理だというふうになりますね。ほか、支流の砂押川もそれから勿来川も県の管理だというふうに理解していいんですね。

〇議長(板橋惠一)

建設部長。

○建設部長(鈴木 裕)

はい、そのとおりでございます。

〇議長(板橋惠一)

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異 議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(板橋惠一)

御異議なしと認めます。

これより議案第11号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(板橋惠一)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 13 議案第 12 号 多賀城市営住宅条例の一部を改正する条例について

〇議長(板橋惠一)

日程第13、議案第12号 多賀城市営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

(局長 議案朗読)

○議長(板橋惠一)

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

〇市長(菊地健次郎)

議案第 12 号 多賀城市営住宅条例の一部を改正する条例についてでありますが、これは 公営住宅法の一部改正に伴い、市営住宅の整備基準を定めるとともに、福島復興再生特別措 置法第 21 条の規定の適用を受ける者に対する入居資格の緩和等の改正を行うものであり ます。

なお、詳細につきましては建設部長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

〇議長(板橋惠一)

建設部長。

○建設部長(鈴木 裕)

それでは、資料 1-2 の 154 ページをお願いします。 資料 1-2 の 154 ページでございます。

多賀城市営住宅条例の一部を改正する条例について説明いたします。

この条例につきましても、いわゆる地域主権一括法の公布により、公営住宅法が改正された ことに伴う改正でございます。

主な内容としては、市営住宅等の整備基準及び入居収入基準の額を条例で定めるものでございます。

なお、市営住宅等の整備基準につきましては、国土交通省令で定める基準を参酌し、入居収入基準につきましては、旧令を引用し従来のとおりとしていたものを具体的な金額で表示するため、必要な条例改正を行うものでございます。

また、入居資格の特例に東日本大震災復興特別区域法及び福島復興再生特別措置法に規定 する被災者等をあわせて追加するものでございます。

それでは、主な条文について新旧対照表で説明いたしますので、議案関係資料 3 の 15 ページをお開きいただきたいと思います。議案関係資料 3 の 15 ページでございます。

初めに、目次に第1章の2市営住宅等の整備基準を追加いたしてございます。

次に、第3条の2健全な地域社会の形成から16ページの第2節の敷地の基準、同じく第3節の市営住宅の基準、18ページ、第4節の共同施設の基準、第3条の16通路までにつきましては、市営住宅等の建設整備において最低限必要な基準を国の参酌基準のとおり引用し、追加してございます。

次に、19ページ、第6条入居者の資格ですが、これ中央部分のアンダーライン部分を見ていただきたいと思いますが、東日本大震災復興特別区域法第20条及び福島復興再生特別措置法第21条を追加し、それぞれの規定で被災者等と認定された市営住宅の入居者について、復興特別区域法は災害公営住宅の入居完了時期まで、福島復興再生特別措置法は避難指示のある間は単身入居や収入にかかわらず入居できるように定めるものでございます。

次に、同じページの下のアンダーラインにつきましては、入居収入基準のアから次のページ のウまでに具体的な金額の表示に改めてございます。

ここで、恐れ入りますが、資料 1-2、159 ページをお開き願いたいと思います。159 ページ、一番下の附則でございますが、この改正条例は平成 25 年 4 月 1 日から施行することとしてございます。

以上で説明を終わります。

〇議長(板橋惠一)

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。17番竹谷英昭議員。

〇17番(竹谷英昭議員)

これも地域主権一括法によって今まで国土交通省の定めている市営住宅の部分を市の条例に定めたと、その丸写しをしたという理解でよろしいんですか。

〇議長(板橋惠一)

建設部長。

○建設部長(鈴木 裕)

議員のおっしゃるとおりでございます。

〇議長(板橋惠一)

竹谷英昭議員。

○17番(竹谷英昭議員)

そうすると、これに具体的にどうだと質問しても、国の基準が今までこうだったからそれに 従っているだけだという答弁になってくると思いますので、あえて内容については質問し ませんが、多賀城市の市営住宅の現状とあわせて、これは住宅の環境整備も含まれておりま すので、その辺は再点検をして新たに条例に追加をするということとか、逆に規則で定める とか、そういう環境の整備についてはこれから検討するという考え方でよろしいのかどう なのか。

〇議長(板橋惠一)

建設部長。

○建設部長(鈴木 裕)

現在の市営住宅につきましても、今後つくる災害公営住宅につきましても、国の定めた整備 基準に基づいて今後建設していくということになりますので、修繕とか管理についてはそ れに基づいて今後も進めていくということになりますので、そのような形でいきたいと思 っています。

〇議長(板橋惠一)

竹谷英昭議員。

〇17番(竹谷英昭議員)

この条例はもう国の管轄から抜けたと、多賀城独自で市営住宅の条例ができたわけですから、この条例の拡大なりいろいろなことは多賀城市でできるというぐあいになるんじゃないかと思うんです。今までは国の制約がありましたら勝手にできないということがあったと思いますが、拡大解釈をして環境のよい施設にしていくということは多賀城市でできるんだという趣旨のものではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

〇議長(板橋惠一)

建設部長。

○建設部長(鈴木 裕)

まさしく議員おっしゃるとおり、そのとおりでございます。これから新築する場合にはどこまで独自に定めた基準で整備することによって国の補助金がいただけるかということもありますし、どこまで拡大できるかというのは検討してみなければわかりませんが、その辺は独自に整備基準を定めて、やれることについては問題ないというふうに考えてございます。 〇議長(板橋惠一)

竹谷英昭議員。

### ○17番(竹谷英昭議員)

私は、財政のことよりも、まずそういう環境づくりができるから地域主権一括法で地方が主体的に物事を進めなさいということだと思うんです。それで必要な財源を考えれば、それは交付金で賄えますよと、ひもつき交付金じゃなく交付金の中でやりますよというのが地方主権法の本来の趣旨で決まったものだと思うんです。それを財政縛るというふうなことがあってはいけないと思うんです。それはやっぱりきちっと法の趣旨に基づいて、他市町村に比べ多賀城市の市営住宅すばらしいんだという環境づくりをすることはこの条例でできるんだというぐらいの確信と誇りを持っていかなければ、何のために条例をつくるのかわからない。その辺はいかがですか。そういう考え方で今後は住宅行政は進めていくんだという趣旨でのこの条例制定だと、そういう趣旨も条例制定含まれているんだということを理解しておいてよろしいですか。

〇議長(板橋惠一)

建設部長。

### ○建設部長(鈴木 裕)

まさしく独自に多賀城市が決められる整備基準で今後運用していくということになります し、多賀城市の独自性、特徴、地域性を鑑みながらその辺は検討を進めていきたいというふ うに考えてございます。

## 〇議長(板橋惠一)

ほかにございませんか。竹谷英昭議員。

## 〇17番(竹谷英昭議員)

わかりました。ひとつそういう趣旨を十二分に踏まえて、説明の中でも、単なる横並びじゃなくて、このことによって今後の進む道はこうなんだということをきちっとしてください。特になぜ私申し上げるかというと、ここにいろいろ書いてあります。市営住宅の 1 棟当たりの床面積は幾ら以上でなければいけないというふうになっています。だから、多賀城はこれ以上でもいいんだよということが出てくるし、市営住宅の台所、水洗便所なんかある。これもやりなさいと、もう入浴室もつくりなさいと、風呂場もつくりなさいということになっているので、その中で今一番騒がれているのは電化調理器具の使用の問題。高齢化になってくる、どうしても高齢者がこういう公営住宅に入居する率が高くなってくるだろうと。そうすると、安全・安心な社会環境をつくるということであれば、こういう電化調理器の使用の関係についても、独自の条例の中で推進していくということも大事な視点になってくるん

じゃないかというふうに私は思うんですけれども、そういう視点に私は考えているんですけれども、そういう視点も含めて大丈夫なんだという理解でよろしいですか。

〇議長(板橋惠一)

建設部長。

○建設部長(鈴木 裕)

個々の設備の云々については今後検討の必要がありますけれども、基本的にはそのような 考え方で、独自の考え方で多賀城市としてしていきたいということでございますので、御理 解いただきたいと思います。

〇議長(板橋惠一)

竹谷英昭議員。

○17番(竹谷英昭議員)

もう一つこれは聞かせてください。私の解釈間違いで。20ページ、新旧対照表で、旧のほうには、一番最後です、60歳以上の者が云々と記載しております。新のほうは「60歳以上の者」、これ何もアンダーラインだけ引いて何もないです。これは削除したという見方になるのかどうなのか。

〇議長(板橋惠一)

建設部長。

○建設部長(鈴木 裕)

削除でございます。

〇議長(板橋惠一)

竹谷英昭議員。

〇17番(竹谷英昭議員)

1-2 の 159 ページ、これはこのところにある 6 条の前にあるんですけれども、これは措置ですか。福島復興措置法云々と書いて、いずれかに該当する場合は云々と書いていますよね。いずれかの者云々と書いて、これはこっちの本文には残っているんですが、こちらではそれはもう削除するんだということでいいんですか。こっちの条例との関係では、これは東日本大震災の関係でこうなっているだけで、本文には書いてあるけれども違うんだというふうに解釈していいんですか。ここの整合性を教えてください。

〇議長(板橋惠一)

建設部次長。

○建設部次長(永沢正輝)

第6条の趣旨は、被災市街地復興特別措置法以外に今回の震災であります東日本大震災の特区法と福島復興再生特措法の対象者について、入居要件の緩和の期間をそれぞれ定めますという条文になっておりまして、これらの方々については、年齢要件は基本的に被災市街地の入居要件と同じ内容になっております。ということで。

○議長(板橋惠一)

竹谷英昭議員。

○17番(竹谷英昭議員)

「60歳以上の者」、あとアンダーラインになっていますが、ここには記載項目はないということは、60歳以上であとは関係ないんだと。ここは「60歳以上の者(平成 18年4月1日前に 50歳以上であった者にあっては、昭和31年4月1日以前に生れた者)」というぐあいに記載されていますが、新のほうはこれはなくても大丈夫だという理解なんですかと聞いているんです。意味わかったかな。わかっているでしょう、これ。どこを言っていたか。

〇議長(板橋惠一)

建設部の次長。

○建設部次長(永沢正輝)

ちょっと済みません、確認をさせていただきたいと思いますけれども、福島特措法と東日本大震災の特区法は、従前のこの年齢基準は同様なんです。これは平成 18 年に法改正があって、その以前は 50 歳以上が高齢者の扱いだったものですから、改正後、50 歳以上の方々を適用するためにこの昭和 31 年 4 月 1 日以降生れの者をということでの記載でございまして。議案関係資料 3 の 19 ページの第 6 条の下に(2)があって、これがどっちも「その者の収入がア、イまたはウに掲げる場合に応じ、それぞれ……」というのがありまして、その下の(イ)に「入居者が 60 歳以上の者(昭和 31 年 4 月 1 日以前に生れた者を含む)」ということで、この方々も入居対象者に含まれると、こういうことでございます。

〇議長(板橋惠一)

だから、この 20 ページの「60 歳以上の者」の下を、括弧書きをカットしたというのは、 どういうふうになってこれをカットしているのかと。

総務部次長。

〇総務部次長兼総務課長(竹谷敏和)

議案担当の総務課のほうからお答え申し上げます。

竹谷議員御指摘の、まず 20 ページの新旧対照表の新の一番下のほうの(1)のところの「60歳以上の者」、この「60歳以上の者」は、同じ資料の前のページ、19ページの新旧対照表の左側ですから新の部分の下のほうに(イ)、ここの入居者が「60歳以上の者」。ここに初めて「60歳以上の者」が出てきますので、ここで「60歳以上の者」の定義をしてございます。そこで括弧書きで「昭和31年4月1日以前に生れた者を含む。以下同じ」ということですので、これが次の20ページにいく関係上、ここの20ページの「60歳以上の者」は、前のページで言う「昭和31年4月1日以前に生れた者を含む」という解釈になります。以上でございます。

○議長(板橋惠一)

竹谷英昭議員。

○17番(竹谷英昭議員)

結果的に 19 ページのイを運用してここに定義しているから、ここは、ただ「60 歳の者」で言えばその定義を運用できるんだという意味合いがあるからこうしたんだと言うんでしょう。それならここにここの条項を、6 条の関連で来ているから、6 条の 2 の関係の運用をここであるからという説明をしないとわからないよね。今聞いて初めてなるほどなと思った。そういうぐあいに御説明するようにお願いしたいと思います。わかりました。ありがとうございました。

- 〇議長(板橋惠一)
- 8番藤原益栄議員。
- ○8番(藤原益栄議員)

今回の地域主権一括法の公営住宅関連は 3 つの改正が得られたというふうに言われております。1 つは、公営住宅の整備基準ですね。それから②、2 つ目が同居親族要件の廃止、3 つ目が入居収入基準を条例で定めるということなんです。

それで、整備基準に関係してお伺いしたいんですが、昔は留ヶ谷の市営住宅とかは木造の一戸建てで、家賃が5,000円とかで入れるような市営住宅もあったんです。最近はみんな高層になっています。それで、あのような木造の一戸建てとか例えばつくれないのかという提起をずっとしてきたんですが、いや、国の補助はないんだとそういうような話で、8階建てだとか6階建てだとか4階建てだとかそういうのがつくられてきました。共産党の議員団で昨年の3月の15、16日かな、岩手県の住田町に行きまして、町営住宅を見てきました。あそこは気仙杉の産地で、非常に気仙杉を使ったデザイン的にもすぐれた町営住宅がたくさんありました。この整備基準については、これはずっと話題になっています基準のうち、国土交通省令で定める基準を参酌して事業主体が条例を定めることができることになっていますね。そうするとかなり自治体が柔軟に対応できるというふうになるんだと思うんです。それで、いわゆる住田町がやっていたような、ああいうふうな木造での市営住宅というのが今後あり得るのかどうかという、そういう問題意識なんですけれども、いかがですか。

○議長(板橋惠一)

建設部次長。

〇建設部次長(永沢正輝)

あり得るかあり得ないかということになりますと、あり得るということになりますけれども、ただし、3条の4で費用の縮減の配慮というのがございまして、この辺が適用されればあり得るだろうというふうに思っております。

- 〇議長(板橋惠一)
- 8番藤原益栄議員。
- ○8番(藤原益栄議員)

今の件については私どもも研究していきたいと思いますので、当局のほうでも検討をよろ しくお願いしたいと思います。

それから、入居基準については同居親族要件が廃止をされたというふうに言われています。

この同居親族要件の廃止というのは、この条例ではどこに反映されているのかということ なんですが、いかがですか。

〇議長(板橋惠一)

建設部長。

○建設部長(鈴木 裕)

昨年の第 1 回定例会で、その部分については、条例改正ですが、要件は廃止してございません。うちのほうでは廃止していないんですね。24 年の 1 月、今回の第 1 回定例会で要件は廃止ということになりましたけれども、うちのほうでは廃止はしていないということで、条例は改正してございます。(「してないということね」の声あり)

〇議長(板橋惠一)

藤原益栄議員。

○8番(藤原益栄議員)

それもあれですか、国交省令で定める基準を参酌して自治体が定めることができると、その 分野に入るのかと。要するにどうでもいい、やってもやらなくてもいいというそういう基準 なんですか、この同居親族要件の廃止というのは。

〇議長(板橋惠一)

建設部長。

○建設部長(鈴木 裕)

同居親族要件の廃止ということつきましては、24年の4月1日から適用されるということで、その部分だけ昨年の第1回で改正したわけでございますが、そのまま廃止の適用をされますと、若年単身者等への入居資格が拡大されて本当に市営住宅が必要な方が入れなくなるということもありましたので、うちのほうではそれの廃止については、その単身者の入居が阻害されることからそれは廃止はしないということで、従前のとおり同居親族要件を維持する形で条例改正を昨年行ったということで説明しておりまして、議会の御了解いただいて改正してございます。

○議長(板橋惠一)

16番昌浦泰已議員。

〇16番(昌浦泰已議員)

資料3の19ページなんですけれども、先ほど竹谷議員の質問に関係するんですけれども、この条例、平成25年4月1日から施行ですよね。ただ、この資料3の19ページのイなんですけれども、「昭和31年4月1日以前に生れた者を含む」はいいんですけれども、どう考えたって、来年度4月1日に昭和31年3月31日生れの人が60歳にはなり得ないんですよね。だから、この辺で、何で「60歳以上の者」と「31年4月1日以前に生れた者」、以前に生れた者というと、五十七、八かそこらぐらいの人も60歳になってしまうような気がしてならないんで、この辺どういうふうなことでこういう規定があるのか。どうなんですか。

〇議長(板橋惠一)

建設部次長。

○建設部次長(永沢正輝)

これは平成 18 年に公営住宅法の改正がありまして、それ以前は 50 歳以上が高齢者という定義がされておりました。その改正で 60 歳になったんですけれども、その経過措置として、この方々まで当時の 50 代ということで今回は対象に含めるということでございます。(「わかりました」の声あり)

○議長(板橋惠一)

ほかにございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(板橋惠一)

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異 議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(板橋惠一)

御異議なしと認めます。

これより議案第12号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(板橋惠一)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 14 議案第 13 号 多賀城市都市公園条例の一部を改正する条例について

〇議長(板橋惠一)

日程第14、議案第13号 多賀城市都市公園条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

(局長 議案朗読)

○議長(板橋惠一)

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

〇市長(菊地健次郎)

議案第 13 号 多賀城市都市公園条例の一部を改正する条例についてでありますが、これは都市公園法の一部改正に伴い、都市公園の配置及び規模に関する基準並びに都市公園の敷地面積に対する公園施設の建築面積の上限割合を定める改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては建設部長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

〇議長(板橋惠一)

建設部長。

○建設部長(鈴木 裕)

それでは、資料 1-2、161 ページをお願いいたします。

多賀城市都市公園条例の一部を改正する条例について説明いたします。

この条例につきましても、いわゆる地域主権一括法の公布により、都市公園法の一部が改正されたことに伴う改正でございます。

その主な内容は、市が管理する都市公園の配置及び規模に関する技術的基準及び公園施設として設けられる建築物の建築面積割合に関する基準を条例で定めるものでございます。

なお、これらの基準は都市公園法施行令を参酌して定めることとされましたので、同政令の 規定に沿って定めてございます。

それでは、主な条文について新旧対照表で御説明いたしますので、議案関係資料 3 の 21 ページをお願いしたいと思います。議案関係資料 3 の 21 ページでございます。

初めに、目次の第 1 章総則の第 2 条を削除してございます。第 2 章のアンダーラインの部分、「設置及び管理(第 2 条)」に改めるものでございます。

次に、アンダーラインのとおり、第2条で都市公園の設置基準を定めるもので、例えば(1) の住民 1 人当たりの標準の公園面積については、本市においては現在供用している公園では 1 人当たり 7.4 平米となってございますので、おおむねこの 10 平米標準にまだ達しておりません。

次に、22 ページの下段の第 2 条の 2 で公園施設の建築面積の基準についてでございますが、いわゆる公園内に設置できる建築物の建蔽率ということになりますが、1 項では休養施設、教養施設、便益施設や管理施設の建蔽率を 2%と定め、2 項から次のページの 5 項までは、特例と認める施設について 2%から 20%の上乗せ建蔽率を定めるというものでございます。

ここで、恐れ入りますが、資料 1-2 の 163 ページをお開き願いたいと思います。

一番下の附則でございます。この改正条例は平成 25 年 4 月 1 日から施行することとして ございます。

以上で説明を終わります。

- 〇議長(板橋惠一)
- これをもって提案理由の説明を終わります。
- これより質疑を行います。質疑はありませんか。16番昌浦泰已議員。
- 〇16番(昌浦泰已議員)

多賀城市で都市公園と言われるのは 2 つ、多賀城公園と多賀城中央公園を指していると思うんですけれども、間違いですか。

〇議長(板橋惠一)

建設部長。

○建設部長(鈴木 裕)

都市公園というのは、街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、あと緩衝緑地公園とかというのが含まれます。

〇議長(板橋惠一)

昌浦泰已議員。

〇16番(昌浦泰已議員)

そうすると、ほとんどの公園が該当するということで理解してよろしいんですね。具体的に先ほど説明では都市公園では 10 平方メートル以上となっているのが 7.4 平米だということで、では、資料 3 の 21 ページの第 2 条の(1)、目標が掲げられていて「10 平方メートル以上とし」、その下なんですよ。「市街地の都市公園の当該市街地の住民 1 人当たりの」と、これは市街化調整区域を除く市街地の中の公園全てを指していて、かつその市街化調整区域に住んでいらっしゃる人を除く市街化区域に住んでいる住民で割った数字が 5 平米以上となるようにというんですけれども、これの説明がなかったように記憶しているんです。私、初め都市公園と言うから大きい公園 2 つを指しているのかなと思ったら、全ての公園を指しているとなると、結構多賀城市は公園はかなりあるというふうに私理解していたんです。ただし、それがミニ開発とか何かの附属物として公園として多賀城市に出された公園が多いから、面積そのものが小さいのかなとも思うんですけれども、今私が質問したこの10 平米じゃなくて、5 平米以上とするというのの現在の数値は幾らなんでしょうか。

〇議長(板橋惠一)

建設部長。

○建設部長(鈴木 裕)

先ほど例えばということでちょっとお話ししたと思いますが、現在供用している面積、公園面積が合わせて 45.39 ヘクタールございます。市内全部で。それを単純に今現在の人口 6万 1,200 人で割ると平均 7.42、1 人当たり 7.42 ということで、標準の 10 平米にはまだ届かないという状況ですので、これはあくまで標準です。目標ではなくて標準ですので、標準にも届いていないということで、これは供用面積なので、都市計画決定している、例えば中央公園だと供用しているのが 3 ヘクタール程度ですから、全体で 30 ヘクタールぐらいありますから、都市計画決定している面積からいうと 90.5 のヘクタールがありますので、これは都市計画決定している面積で割るとかなり高くなります。単純に割ると、ということでございます。

○議長(板橋惠一)

16番昌浦泰已議員。

〇16番(昌浦泰已議員)

そうしましたら、このいわゆる「都市公園の設置基準」とタイトルがあるこの第 2 条には 十分到達しているというふうに理解してよろしいですか。 それと、やっぱり都市に住むというか、やはり連担した家並みが続くところでやっぱり緑というのは本当に貴重だと思うんです。今後はやっぱりこれから公園がふえるということは考えにくいと思うんですけれども、いや、ふえる可能性はあるのかどうか、ではお聞きしたいと思います。

〇議長(板橋惠一)

建設部長。

○建設部長(鈴木 裕)

まず開発行為に伴ってできる小さな公園がございます。ですから、言葉をかえますとミニ開発とかいろいろございますが、必ずそこでは3%の公園を設置しなさいということになっていますので、その分はふえていくと思います。あとは特別史跡の部分、これは公園としてはまだ、法律的には公園になってございません。これは例えば歴史公園として都市計画決定するとすれば、もうあそこだけで100ヘクタール近くなってしまうということもありますので、その辺を含めるとふえる方向にあるかなというふうには考えてございます。

○議長(板橋惠一)

16番昌浦泰已議員。

〇16番(昌浦泰已議員)

せっかくですから、多賀城市都市公園条例というように都市公園のことを言っているものですから、1点、関連的にちょっとお聞きしたいんですけれども、今公園にはいろいろな樹木が、あるいは先ほど言ったミニ開発に伴う公園なんかにも樹木は植えていらっしゃると思うんですけれども、そこにいわゆる津波等にも備えて広葉樹とか何かを植えていくとかという発想はおありでしょうか。津波対策としての発想ですが。

○議長(板橋惠一)

復興建設課長。

○復興建設課長(熊谷信太郎)

復興建設課が所管している防災緑地というのがあるんですが、工場地帯に設ける約8 へクタールなんですが、そこは公園というよりは緑地として、ただいま議員おっしゃったとおり、広葉樹とか多様な植物を植えて津波対策をしていきたいというふうに考えてございます。ですから、公園はどちらかというと緑地のほうに重きを置いて津波対策をやっていくというふうな考えでおります。

〇議長(板橋惠一)

昌浦泰已議員。

〇16番(昌浦泰已議員)

私は道路公園課長が答弁されるものだと思っていたんですけれども、お隣にいないわけで もない、お座りになっている方がいらっしゃるので、その方から御答弁賜りたいと思います。

○議長(板橋惠一)

道路公園課長。

## ○道路公園課長(加藤 幸)

都市公園で例えば桜木公園とかも津波で被災しておりますけれども、それらも広葉樹とか あといろいろな樹種を植えていく方針でおります。広葉樹、当然考えております。

〇議長(板橋惠一)

ほかにございませんか。11番松村敬子議員。

〇11番(松村敬子議員)

163 ページの公園施設の建設面積の基準の件ですが、今 100 分の 2、あと 2 に 100 分の 10、あと 3 に 100 分の 20 を限度として云々というふうに書いてありますが、これらの公園施設の具体的な内容、100 分の 2 とは何かとか、100 分の 10、100 分の 20 に対しての説明をお願いいたします。

〇議長(板橋惠一)

道路公園課長。

○道路公園課長(加藤 幸)

お答え申し上げます。

100分の2、基本。施設でもって基本100分の2にしております。それから100分の10までの割り増しの部分は、休養施設、教養施設、運動施設の建築物です。例えば休養施設であれば休息所、ベンチ、教養施設であれば植物園とか温室、動物園とか水族館などが含まれます。運動施設であれば野球場の例えば管理しているところ、ダッグアウト、建築物になる部分が100分の10までオーケーでございます。それから100分の20、これは教養施設のうち、国宝とか重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物等に係る建築物が100分の20まで割り増しになっております。以上です。

〇議長(板橋惠一)

松村敬子議員。

○11番(松村敬子議員)

100 分の 2 は、便益施設でしたか。

○道路公園課長(加藤 幸)

100分の2ですね。

○11番(松村敬子議員)

そうですね。わかりました。何かちょっと聞き取れなかったんですけれども、確認です。 それで、まず中央公園について重点的にお伺いしたいんですけれども、中央公園に今歴まち 法に基づいて南門の復元が考えられていますが、これはどのところに入るのか教えていた だけますか。

〇議長(板橋惠一)

建設部長。

○建設部長(鈴木 裕)

先ほど教養施設のうち、国宝、重要文化財という話をしました。100分の20に入るのが、

南門がそこに指定されるかどうか別にして、歴史的風致形成建造物という指定も受ければ 100 分の 20 の範囲になりますので、あとは景観重要建造物。ですから、多賀城市がみずから南門はそういう建造物だと指定して、そうすると 100 分の 20 の範囲内に入ってくるということでございます。

〇議長(板橋惠一)

松村敬子議員。

〇11番(松村敬子議員)

では次、便益施設が100分の2まで建てられるということなんですが、便益施設の内容を説明してください。

〇議長(板橋惠一)

道路公園課長。

○道路公園課長(加藤 幸)

便益施設といたしまして、売店、飲食店、宿泊施設、トイレ、荷物預かり所などが考えられます。以上です。

〇議長(板橋惠一)

松村敬子議員。

〇11番(松村敬子議員)

駐車場は入っていませんか。

〇議長(板橋惠一)

道路公園課長。

○道路公園課長(加藤 幸)

駐車場も便益施設です。今話題にしているのは、駐車場の建築物ですね。駐車場だけ、いわゆる車をとめる部分は 100 分の 2 には該当しません。駐車場の例えば管理人室、湖畔公園なんかにあります料金を受け取るような人が入っているボックス、ああいったものが 100分の 2 に該当してきます。駐車場で言えば該当してきます。

〇議長(板橋惠一)

松村敬子議員。

〇11番(松村敬子議員)

では、いわゆる屋根かけないでオープンスペースとしてただとめられる駐車場は入らないということですね。という内容だと思います。

それで、中央公園の件なんですけれども、今中央公園の計画面積というのはどのくらいがあって、この 2%、便益施設が建てられるという 2%はそれからするとどのくらいの数になるか教えていただけますでしょうか。

〇議長(板橋惠一)

道路公園課長。

○道路公園課長(加藤 幸)

中央公園の全体の計画面積は 38.3 ヘクタールですので、2%ですと 7,600 平米、38.3 ヘクタールの 2%、7,600 平米になります。

〇議長(板橋惠一)

松村敬子議員。

○11番(松村敬子議員)

かなり大きいあれですね。今、中央公園の中に博物館の区域も中央公園になっていると思いますけれども、あの博物館は便益施設には入っていないと解釈してよろしいんでしょうか。

〇議長(板橋惠一)

道路公園課長。

○道路公園課長(加藤 幸)

博物館は教養施設、先ほど申しました植物園とか動物園とかの類いの教養施設になります。 以上です。

〇議長(板橋惠一)

松村敬子議員。

〇11番(松村敬子議員)

ありがとうございます。あと、本市の場合は今回国の法律をそのままおろして条例にしたという形になっていますが、この面積割合というのは、もちろん今後自治体に応じて、その公園の特質とかそういうものによって変えられるということで理解してよろしいんですか。今後変えることができるということでよろしいのかどうか確認します。

〇議長(板橋惠一)

建設部長。

○建設部長(鈴木 裕)

建築基準法とか都市計画法でもいろいろな数字を定めてございますが、国が定めている数値を緩和するような条例というのは多分難しいかと思います。ですから、2%を独自に5%にするとか全部いいよということにはならないので、国の上の上位の法律に基づいて、規制する側でしたらいいでしょうけれども、緩和というのはなかなか難しいかと思います。

〇議長(板橋惠一)

松村敬子議員。

○11番(松村敬子議員)

一応 7,600 平方メートルまでの便益施設は、内容状況によっては可能だということを確認させていただきました。

あともう一つ、最後なんですが、公園にいろいろ種別があるというお話を先ほどお話しされていましたが、中央公園はどのような公園として位置づけされているのか教えていただきます。

〇議長(板橋惠一)

建設部長。

○建設部長(鈴木 裕)

中央公園は総合公園という位置づけでございます。

〇議長(板橋惠一)

松村敬子議員。

○11番(松村敬子議員)

中央公園は、玉岩線の北側は特別史跡を一部含みまして中央公園となっていますね。あそこは歴史的風致維持向上計画の地域にもなっています。それをやる区域にもなっているわけですけれども、一応総合公園ということですが、いわゆる特殊公園として、主として風致を享受するための公園、風致公園としてという位置づけの公園もあります。南側は野球場とかサッカー場とかそういうようなことで、運動公園的な要素を持った公園として私は中央公園というのは位置づけされているのかなと思いますけれども、一応本市は今総合公園という形で考えているということでありますけれども、やはり特別史跡を有している中央公園ということからしますと、やはり私は特殊公園という位置づけが大事じゃないかなというふうに思いますけれども、その辺のお考えを聞かせていただきたいと思います。

〇議長(板橋惠一)

建設部長。

○建設部長(鈴木 裕)

中央公園につきましては総合公園という位置づけでございますが、総合公園ということで国が決めている基準というのがおおむね 15 ヘクタール以上というのが総合公園の基準になってございます。中央公園が先ほど申し上げたように 38.3 ヘクタールございますので、それに基づいて補助金を国からいただいて整備をしていますので、それを、総合公園を今度は特殊公園にしますということにはできないと思います。ただ、使い方は、つまり特殊公園的な要素を踏まえた使い方は可能でしょうということです。運動総合公園としての機能を侵さない限りその使い方は可能であろうかというふうに思いますので、位置づけるかどうかは別にして、そういう整備の仕方というのはありかなというふうに考えてございます。

○議長(板橋惠一)

ほかにございますか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(板橋惠一)

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異 議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(板橋惠一)

御異議なしと認めます。

これより議案第13号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(板橋惠一)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、10分間の休憩といたします。再開は2時20分といたします。

午後2時10分 休憩

午後2時20分 開議

〇議長(板橋惠一)

再開いたします。

日程第 15 議案第 14 号 多賀城市高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例について

○議長(板橋惠一)

日程第 15、議案第 14 号 多賀城市高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な特定 公園施設の設置に関する基準を定める条例についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

(局長 議案朗読)

〇議長(板橋惠一)

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

〇市長(菊地健次郎)

議案第 14 号 多賀城市高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例についてでありますが、これは高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴い、特定公園施設の設置に関する基準を定めるものであります。

なお、詳細につきましては建設部長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

〇議長(板橋惠一)

建設部長。

○建設部長(鈴木 裕)

それでは、資料 1-2 の 165 ページをお開きください。

多賀城市高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例について説明いたします。

この条例につきましても、いわゆる地域主権一括法の公布により、高齢者、障害者等の移動 等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー法が一部改正されたことに伴う改 正でございます。 主な内容は、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を条例で定めるものでございますが、ここで特定公園施設とは何かといいますと、公園内の園路及び広場、屋根つき広場、休憩所、管理事務所、野外劇場、野外音楽堂、便所、掲示板等の施設を特定公園施設といいます。

なお、これらの基準は移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令を参酌して定めることとされましたので、おおむね同省令の規定に沿って定めてございます。

それでは、主な条文について説明いたします。

165 ページの第3 条園路及び広場を設ける場合の基準、出入り口、通路、階段、傾斜路、 転落を防止する設備等の構造、寸法について記載のとおり定めてございます。

168 ページをお開きください。

168 ページの下にあります第 4 条屋根つき広場及び次のページの第 5 条休憩所及び管理事務所については、それぞれの施設を設ける場合の基準について、出入り口等の構造、寸法等を記載のとおり定めてございます。

次の 170 ページの第 6 条野外劇場及び野外音楽堂についても同様に、出入り口、車椅子使用者用観覧スペース等、記載のとおり定めてございます。

以下、第7条駐車場、第8条から第10条の便所、第11条の水飲み場・手洗い場、第12条及び13条の掲示板及び標識、第14条の災害等のため一時使用する特定公園施設を設ける場合の基準についてそれぞれ記載のとおり定めてございますので、ごらんいただきたいと思います。

以上、第3条から第14条まで、国が移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に 関する基準を定める省令で示す基準を参酌して定めてございます。

最後になりますが、176 ページの附則でございますが、この条例は平成 25 年 4 月 1 日から施行することとしてございます。

以上で説明を終わります。

〇議長(板橋惠一)

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。14番雨森修一議員。

〇14番(雨森修一議員)

一つお尋ねしておきます。今度、多賀城の駅前の公園、今駐輪場がなくなって、それであの公園は特定には……、これ面積の問題もあるんですけれども、どういったもの、例えば野外云々とかそういったことも考えておられたと聞いておるんですけれども、どういうふうに対象になるんですか、ああいうところは。どういう角度の公園を考えておられるのかな。これには当てはまらないですか。

〇議長(板橋惠一)

建設部長。

# ○建設部長(鈴木 裕)

多賀城駅前公園広場のことだと思いますが、今現在広場になっていますのでこれは特定公園施設ということになります。今後どのような整備をするかというのはまだ決まってございません。円形広場をそのまま活用してそのままにするのか、あるいは抜本的につくり直すかまだ決まってございませんので、今後特定公園施設が含まれるような施設の場合はこのような条例に基づいて整備を図っていくという形になろうかと思います。

- 〇議長(板橋惠一)
- 4番深谷晃祐議員。
- 〇4番(深谷晃祐議員)

これ今までのずっと一括法に関する条例で定めた内容というのは、基本的には条例だから 議決して4月1日から施行するということは、これを遵守するということですよね。

〇議長(板橋惠一)

建設部長。

○建設部長(鈴木 裕)

条文上は義務条文でございません。しなければならないというのでなくて、することとするとか、つまり地域の状況とか、その時代の状況とか、多分お金の状況とかとありますけれども、その地域の状況に応じて設置、整備していくという言い方になっていますので、義務づけではないというふうに解釈していますが、できるだけこの条例に基づいて整備するのが、当然多賀城市が条例化するわけですから整備していくという形にはなろうかと思いますけれども。

〇議長(板橋惠一)

深谷晃祐議員。

〇4番(深谷晃祐議員)

今そういうふうに例えばお話ししたのは、167 ページの(4)であるとか、現在例えば公園として整備されているようなとろで階段を設置しているところは、例えば隣に傾斜の場所があるかとか、そういったないところってたくさんあると思うんですね。あとはこの当該野外劇場と、171 ページに例えばありますけれども、これって多賀城公園の野球場の隣に野外ステージありますよね。あそこを野外劇場という例えば見方をするのであれば、あのステージを滑りにくい材料で塗装するであるとか、例えばあそこは車椅子が入れるように整備するとか、そういったことがこの中にはすべて網羅されているわけなんですけれども、条例で定めたことは確かにそれぞれに対応した形で時期を見てやるものだというものもあるんでしょうけれども、全体的に今回出された一括法を掲げたもので出された内容というのは、やっぱり多賀城市の実情に即してやっていいよというふうに地域主権一括法で権限が与えられた中で、それをでは履行しているかなというふうに地域主権一括法で権限が与えられた中で、それをでは履行しているかなというと、ちょっとそういうふうに見れないところが多いかなというふうなところも感じるんですけれども、やっぱり一番最初にお話ししたとおり、これはもうやっぱりこれから変わらなければいけないものだと思うので、そ

の変わる部分として、具体的にやっぱり書いてしまっているものはやっぱりそういうふう に進むということであれば、やっぱり4月1日からではそういうところは例えば見直しし て上げていくものなのか、ちょっとその辺について具体的にお伺いしたいんですけれども、 さっき言った 167 ページの例えば階段でもいいです。公園内で、例えば市役所の西側駐車 場の隣、あそこ藤の棚があって、あそこを上るところは階段になっていましたっけ。あの階 段の脇には傾斜ないですよね。車椅子で例えば通るような。例えばそういったところを含め て市内の公園という場所には多分そういった場所がたくさんあると思うんですけれども、 そういったところの整備は、この条例上でいけば併設しなければならないということで、そ れにもしつけられない場合は、エレベーター、エスカレーターというような障害者の円滑化 に適した構造のものでこれにかえることができるので、基本的には設置しなければいけな いわけじゃないですか。だから、そういうふうなところをやっていくというところまでどう なのかなというふうに思うんですけれども、でなければ、もうやっぱり早速にでもこの条例 の中身について、やっぱり本来であればどうなのかな。わからないですけれども、提案する 前に多賀城市の今までほかの議員方もおっしゃったように、そうした格好で提案されるも のなのか、今後そういった実情を踏まえながらやっていくものなのか、ちょっとその辺につ いてお伺いしたいんですけれども。

○議長(板橋惠一)

建設部長。

### ○建設部長(鈴木 裕)

まさしく深谷議員御指摘のとおりだと思います。できれば全ての公園をこの条例に基づいて直したいというのは当然ありますけれども、今すぐ全ての公園を同時に改良するというわけにいかないという状況ですので、基本的には新築する、新しくつくるもの、あとは改良していくもの、これから、既存のやつを改良する場合にこの条例に基づいて整備をしていくという考え方がございますので、それの順番がどうなるかというのは優先順位というのがありますので、それは年次計画を定めながら徐々にこの条例に基づく整備改善していくという方向に進めていきたいというふうに考えてございます。

〇議長(板橋惠一)

深谷晃祐議員。

## 〇4 番(深谷晃祐議員)

ぜひそういった中で、今回出された各種条例がございますので、やっぱり多賀城市に即した 形のものにかえていって、せっかく上った法律ですので、そこからつくられた条例でやっぱ りいろいろな方に理解が得られる中身に今後とも提案も含めてやってまいりますので、ぜ ひそういうふうな姿勢で臨んでいただければなというふうに思いますので、よろしくお願 いいたします。

〇議長(板橋惠一)

16番昌浦泰已議員。

## 〇16番(昌浦泰已議員)

特定公園施設、説明でよくわかりました。ありがとうございます。

それで、資料 1-2 の 173 ページ、条例の第8条2項1号、2号に規定しているところですね。これ現状では多賀城市内においてはこういう高齢者や障害者の方が利用できるような施設はどのくらいあるのか。それから、今後どれくらい直していくのか。もう一つ、優先順位的にこれは高いものなのか、低いものなのかをお尋ねします。

#### 〇議長(板橋惠一)

道路公園課長。

○道路公園課長(加藤 幸)

申しわけございません。数は把握してございません。あと調べまして御報告させていただき たいと思います。

〇議長(板橋惠一)

昌浦泰已議員。

〇16番(昌浦泰已議員)

優先順位のことは調べなくても今わかるでしょう。私、3つ質問しているんです。最後の3番目、今後、先ほどの深谷議員に対する建設部長の答弁では、全てをすぐに直せるんだったらできるけれども、いろいろと予算上の絡みもあるだろうし、いろいろ事情があるからということで優先順位をつけてというふうに答弁されておられるので、私の質問の3番目は、この便房やそれから便所、優先順位的には高いものであるのかどうかそれをお聞きしたんですが、もう一度御答弁いただきたいと思います。

〇議長(板橋惠一)

道路公園課長。

○道路公園課長(加藤 幸)

この条例に基づいた改修の優先というのもまだ決めておりませんので、これも優先順位というもの、今お答えできるような状況ではございません。

〇議長(板橋惠一)

昌浦泰已議員。

〇16番(昌浦泰已議員)

この条例のタイトルが障害者等の移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例なんです。それで、障害者の方たちというのはともすれば家に閉じこもりがちなんです。しかしながら、気分転換のためには近場の公園なんかに、暖かい日とか今であったら日差しのいい時期なんかにはやっぱり気分転換のため外に出るときに、どうしても不安になるのが何かといったらトイレの問題なんですよね。ですから、基準を定める条例と書かれているのであれば、いろいろな施設があるかもしれませんけれども、トイレというものはやはり優先すべき事項ではないかと私は思うんです。この条例を上程したときに、ある程度こういうものだということは想定して条例をおつくりになって市議会に上程され

ているものだと思ったものですから、質問したんですね。ですから、やはりいろいろな、先ほど深谷議員は手すりとかだったかな、あるいはスロープのことなんかお話しした。いろいろなのがあるかもしれないけれども、第一義的に最初に手をつけるべきなのがおトイレではないかと私思うんですけれども、これには異論があるかもしれませんが、でも、恐らく体の不自由な方なんかにお聞きしたら一番最初に、やっぱり途中でおトイレに行きたくなったときにどうするんだというのが一番の優先事項だとお答えになると私は思うんだが、その辺は今から優先順位をつけるとかというの、悠長なことを考えて条例出されるとは私は到底思えない。もうそれは当然頭の中にあるものだと思うので、再度、部長あたりどうお考えか御答弁いただきたい。

〇議長(板橋惠一)

建設部長。

### ○建設部長(鈴木 裕)

昌浦議員御指摘のまさしくそのとおりでございます。今道路公園課長が言ったとおり、まだ優先順位はつけてございません。ただ、高齢者、障害者の方々の使用頻度とか、ある公園の周辺にどのぐらいのお住まいの方がいるのか、あるいはその公園利用頻度がどの程度なのかということも踏まえながら優先順位は決めていきたいと思います。確かに便所の優先順位は高いというふうに思っていますので、そのように進めていきたいと思っています。

〇議長(板橋惠一)

16番昌浦泰已議員。

### 〇16番(昌浦泰已議員)

施設があるから利用するの。ないから利用しない。私はそう思うんです。ですから、お調べになるのはいいんですけれども、あえて申し上げれば、他の自治体にお住まいの障害をお持ちの方も多賀城市のある公園に行けばこういうのがあるとなれば、多賀城市の障害をお持ちの方と一緒に近隣の住民で障害をお持ちの方なんかも利用して、多賀城の公園はいいなと思われるかもしれない。ですから、こういうことに関してはよく意を呈して進めていっていただきたいと思います。

○議長(板橋惠一)

17番竹谷英昭議員。

○17番(竹谷英昭議員)

ちょっと確認します。この国の政令ですか、これはいつ施行されていますか。

〇議長(板橋惠一)

建設部長。

### ○建設部長(鈴木 裕)

高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な法律というのは、いわゆるバリアフリー法といいますが、これは平成 18 年の 6 月に制定されてございます。その後、この改正というのが……、ちょっと確認します。済みません。改正はまだ掌握していません。

# 〇議長(板橋惠一)

竹谷英昭議員。

〇17番(竹谷英昭議員)

平成 18 年 6 月に施行されたと。少なくとも公園の規模に応じてはこの政令に基づいて市は今日まで整備してきたのではないかと思うんですけれども、そういう事業はやってこられなかったんですか。

〇議長(板橋惠一)

建設部長。

○建設部長(鈴木 裕)

この条例で定めているそれぞれの特定施設に定められた構造、寸法等を遵守してやっているかというと、なかなかそこまではいっておりません。ただ、必要に応じてスロープ等をつけたり、新しいものについてはそのような形で整備しているところもございますが、全てがそのように進めてきたわけではないということで、今回の条例をもってさらに強く推し進めていきたいというのが考え方でございます。

〇議長(板橋惠一)

竹谷英昭議員。

〇17番(竹谷英昭議員)

部長、少なくともこれに基づいて多賀城の公園は整備してきたんじゃないですか。私が知っている範囲でも、五、六カ所できかないと思いますが、車椅子トイレを水洗化して市の一つの行政指針としてやってこられたんじゃないかと私は思いましたので確認したんですけれども、いかがでしょう。

〇議長(板橋惠一)

建設部長。

○建設部長(鈴木 裕)

まさしくそのとおりで、全てはまだしていないということでお答え申し上げたと思いますが、一部そういうことで整備をしているということでございます。

もう一点。済みません。先ほどの省令でございますが、省令は平成 18 年の 12 月に出ておりまして、平成 24 年 3 月 1 日、昨年の 3 月 1 日に改正という形になってございます。

〇議長(板橋惠一)

竹谷英昭議員。

○17番(竹谷英昭議員)

少なくともその整備は、身体障害者も含めて弱者が来れる、高齢者も来れる大規模といいますか、都市公園の中でも大きな規模を重点的に整備をしてきたのではないかと思うんです。ですから、それのやっぱり成果は、今までもやってきましたよと。今後は、少なくとも今までは国の政令に基づいてやってきたけれども、今後は条例が出たことによってより積極的に市としてそういうものについて関与していくんだという方針がなければ、条例を制定す

る意味がないというぐあいに誤解されてもしようがないんです。今までの答弁を聞いて、受け身の答弁。条例をつくったからには、条例を使って前進する答弁をするぐらいの気持ちがなければ、何のために条例をつくったのかという指摘されるのは当たり前です。現実的に車椅子で使える水洗トイレは今まで相当整備してきたんでしょう。それがこれの政令に基づいてある程度参考にしながらやってきたんじゃないんですか。そして補助金も、それをやるから補助金ということで、県なり国に要請して予算をつけてきたんじゃないんですか。私はそういう見方をしておったんですけれども、今の答弁聞いていると全然そんなみじんも感じないような気がするので、少なくとも改めて今までやってきたことの成果というものは前面に出しながら、この条例に基づいてもっともっと積極的にやっていくんだという前向きな答弁がなぜ出ないんでしょうか。いかがですか。

〇議長(板橋惠一)

建設部長。

○建設部長(鈴木 裕)

ちょっと回答の仕方が消極的だというふうに受け取られたかもしれませんが、改めて申し上げますが、確かに一部の公園については国の政令に基づいて、法律に基づいて整備を進めてまいりました。ただ、それではまだまだこれから全部の公園にまで整備が行き届いておりませんので、先ほどお答えしましたとおり、優先すべき施設、優先すべき時期、お金等を勘案しながらこの条例に基づいて積極的に進めていきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

〇議長(板橋惠一)

竹谷英昭議員。

〇17番(竹谷英昭議員)

今までやってきている経過もありますので、面積を中心としてやってきたんでしょうけれども、面積と使用頻度等を含めて早急に年間計画を立てて我々の前に明らかにしていただきたい。当然計画ですからそのとおりいかないかもしれません。それ以上に進むかもわかりません。今、復興の関係でそちらにばかり目が行っていますけれども、これからそういう面に目をつけてどうやっていくかということを考えていかなければ、安心・安全なまちづくりはできないだろう、安心・安全な環境づくりはできないだろうというふうに私は思いますので、先ほど来、計画はこれからだじゃなく、早急に計画を立てて市民の前に明らかにしていただきたいということを私の意見として申し上げておきたいと思います。よろしいですね。

○議長(板橋惠一)

ほかにございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(板橋惠一)

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異

議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(板橋惠一)

御異議なしと認めます。

これより議案第14号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(板橋惠一)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 16 議員提出議案第 1 号 多賀城市議会会議規則の一部を改正する規則について 〇議長(板橋惠一)

日程第 16、議員提出議案第 1 号 多賀城市議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

(局長 議案朗読)

〇議長(板橋惠一)

提出者から提案理由の説明を求めます。7番金野次男議員。

〇7番(金野次男議員)

議員提出議案第1号 多賀城市議会会議規則の一部を改正する規則についてでありますが、 これは地方自治法の一部が改正されたことに伴い、公聴会、参考人に関する手続等の規定の 追加並びに全員協議会を同法に基づく正式な協議の場とすることなど、多賀城市議会会議 規則について所要の改正を行うものであります。

それでは、新旧対照表により概要を説明いたしますので、資料の5ページをお願いします。 初めに、目次の改正ですが、今般は新たに第14章公聴会、第15章参考人、第17章全員 協議会、3つの章を追加するため、目次を改正するものであります。

続きまして、本文の改正について順次御説明いたします。

初めに、5ページの中ほどになりますが、修正の動議の第14条の規定の一部を改正するものであります。これは地方自治法の改正により、引用条項が変更されたことに伴い、下線で表示されているとおり改正するものでございます。

次に、所管事務の調査の第61条第2項の規定の一部を改正するものであります。これも第14条と同様、引用条項が変更されたことに伴うものでございます。

次に、第 14 章公聴会についてでありますが、これも地方自治法の改正により、これまで委員会のみ認められていた公聴会の開催について本会議においても行えるようになったことから、その手続等について規定するものであり、新たに第 98 条から、次の 6 ページをお

開き願います、第 103 条までの条文を追加するものでございます。内容につきましては、 多賀城市議会委員会条例の第 22 条から第 28 条までの規定と同様なものになっております。

次に、第 15 章参考人についてでありますが、これも公聴会と同様、本会議において参考人の出席を求めることができるようになったことから、新たに第 104 条の条文を追加するものでございます。内容についても、こちらも多賀城市議会委員会条例の第 28 条と同様なものとなってございます。

次に、資料のアページをお願いします。

第 17 章全員協議会についてですが、これはこれまで任意の会議として位置づけられていた全員協議会について、地方自治法第 100 条第 12 項の規定に基づく議案の審査または議会の運営に関し協議または調整を行うための場とするため、新たに第 107 条の条文を追加するものでございます。第 1 項では法に基づく正式な協議の場とすること、第 2 項では会の構成と招集者を、第 3 項では運営に関する議長への委任を規定するものでございます。それでは、資料 4 ページにお戻りください。

最後に附則でございます。この規則は平成25年3月1日から施行するものでございます。 以上で議員提出議案第1号の説明を終わります。

- ○議長(板橋惠一)
- これをもって提案理由の説明を終わります。
- これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(板橋惠一)
- これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異 議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(板橋惠一)

御異議なしと認めます。

これより議員提出議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(板橋惠一)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 17 議員提出議案第 2 号 多賀城市議会委員会条例及び多賀城市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例について

### 〇議長(板橋惠一)

日程第 17、議員提出議案第 2 号 多賀城市議会委員会条例及び多賀城市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

(局長 議案朗読)

〇議長(板橋惠一)

提出者から提案理由の説明を求めます。7番金野次男議員。

〇7番(金野次男議員)

引き続きまして、議員提出議案第 2 号 多賀城市議会委員会条例及び多賀城市議会政務調 査費の交付に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

これは地方自治法の一部が改正されたことに伴い、多賀城市議会委員会条例及び多賀城市議会政務調査費条例について所要の改正を行うものであります。

それでは、新旧対照表により概要を説明いたしますので、資料の5ページをお願いします。 まず初めに、第1条の規定による改正でございます。第1条の改正は、多賀城市議会委員 会条例の一部を改正するものでございます。

それでは、改正の内容について御説明いたします。今般の地方自治法改正により、常任委員の選任方法や特別委員会委員の在任期間などについては条例に委任されることになりました。これに伴い、本市議会において今後もこれまでと同様に各委員会の運営を行うため、常任委員会委員の選任方法、特別委員会委員の在任期間、閉会中等における議長による委員の選任について、改正前の地方自治法に準じた内容の条文を新たに委員会条例へ規定するものでございます。

次に、第2条の規定による改正について説明いたします。

資料の6ページをお願いします。

第 2 条の改正は、多賀城市議会政務調査費条例の一部を改正するものでございます。これ も今般の地方自治法改正により、「政務調査費」という名称が「政務活動費」に変更され、 政務活動費に充てることができる経費の範囲を条例で定めた上で、議長はその使途の透明 性の確保に努めるものとされました。改正の概要についてですが、まず 1 つ目は、条例の 題名及び本文各条にある「政務調査費」を「政務活動費」に改めてございます。

次に、9ページをお開きお願いします。

第 5 条でございますが、タイトルを「使途基準」から「政務活動費を充てることができる 経費の範囲」と改め、これまで規則に委任していた経費の範囲について、資料の 10 ページ から 11 ページに掲載しておりますように、別表として条例で規定するものであります。

なお、今回の地方自治法改正において交付対象にその他の活動が追加されましたが、本市議会では要請・陳情活動費についてのみを加えることにしております。

次に、資料 10 ページの第 10 条透明性の確保についてでございますが、これは前段申し上げましたとおり、「議長は、政務活動費の使途の透明性の確保に努めなければならない」と

の条文が地方自治法に追加されたことから、その調査運用等に関する規定を追加するもの でございます。

それでは、資料の4ページにお戻り願います。

最後に附則でございます。初めに施行期日でございますが、この条例は平成 25 年 3 月 1 日から施行するものでございます。

次に、経過措置についてでございますが、ただいま説明しましたように、この条例の施行期日は本年3月1日と年度の途中からの施行となっております。これは政務活動費に関する地方自治法改正の施行期日に合わせる必要があることによるものでございますが、3月1日以降に支給される分とそれ以前に既に支給される分の取り扱いについて規定するものでございます。条文に記載されているとおり、改正前の多賀城市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により、交付された政務調査費についてはなお従前の例によるとなっておりますので、例えば本年度当初既に交付されている政務調査費の使途基準につきましては、改正前の使途基準に従うこととなるものでございます。

以上で議員提出案第2号の説明を終わります。ありがとうございました。

- 〇議長(板橋惠一)
- これをもって提案理由の説明を終わります。
- これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(板橋惠一)
- これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異 議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(板橋惠一)

御異議なしと認めます。

これより議員提出議案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(板橋惠一)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 18 議案第 15号 市道路線の認定について

〇議長(板橋惠一)

日程第 18、議案第 15 号 市道路線の認定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

(局長 議案朗読)

〇議長(板橋惠一)

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

〇市長(菊地健次郎)

議案第 15 号 市道路線の認定についてでありますが、これは笠神二丁目一号線ほか 3 路線を市道として認定するため、道路法第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては建設部長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

〇議長(板橋惠一)

建設部長。

○建設部長(鈴木 裕)

それでは、資料 1-2、177 ページと議案関係資料 3 の 24 ページをあわせてごらんいただきたいと思います。 議案関係資料 3 の 24 ページでございます。

今回市道認定をお願いする 4 路線は、いずれも開発行為により築造されて本市へ帰属されたものでございます。

資料3の図面でございます。24ページでございますが、まずは多賀城高校の西側に位置してございます。路線番号が847、笠神二丁目一号線でございますが、県道から上のすぐ近くにトンネルがございますが、県道から進入しまして県道に戻るようになっている路線でございます。

同じ図面で路線番号 848、笠神二丁目二号線、これにつきましても、ただいまの路線番号 847、笠神二丁目一号線から清水二号公園、この左端のほうに清水二号公園という記載が ございますが、そこへ通じる路線で、延長は非常に短く 25 メートルの路線でございます。 続きまして、25 ページの図面、路線番号 849、石ケ森十三号線でございます。 県営中峯 元住宅の東側になりますが、市道から市道へ通じる位置にありまして、路線延長が 44.5 メートルの道路でございます。

次のページ、26ページをお開きいただきたいと思います。

路線番号 850、井戸尻四号線でございます。化度寺の東側に位置し、市道から進入して転回広場、矢印のところですが、転回広場を有する路線延長 55 メートルの路線でございます。

以上 4 路線、今回の市道路線の認定によりまして路線本数は合計で844 本、市道の路線延長は176.51 キロメートルとなります。

以上で説明を終わらせていただきます。

〇議長(板橋惠一)

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。16番昌浦泰已議員。

〇16番(昌浦泰已議員)

笠神二丁目二号線、公園までの路線なんですけれども、これ転回広場みたいなのがこの図面から見てとれないんですけれども、これは、こういうところでもし真っ直ぐ入っていって帰るときはどうなるんだという疑問があるのと、この道路沿いに何軒ぐらい張りついているんですか。

〇議長(板橋惠一)

建設部長。

○建設部長(鈴木 裕)

市道認定の要件上は、突き当たりのところに公共施設があればよしとしています。公園として整備しておりますので、これについては市道としては問題ないんですが、何軒かというと、1 軒分だけです。ここの短い路線の両端にそれぞれ 1 軒分の住宅が張りついている状況で、頭から突っ込むとバックで出るしかないということになりますが、いずれ公共施設にぶつかる分については市道として認定してございます。

○議長(板橋惠一)

ほかにございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(板橋惠一)

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異 議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(板橋惠一)

御異議なしと認めます。

これより議案第15号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(板橋惠一)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 19 議案第 16 号 宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について

○議長(板橋惠一)

日程第 19、議案第 16 号 宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

(局長 議案朗読)

### 〇議長(板橋惠一)

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

#### 〇市長(菊地健次郎)

議案第 16 号 宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議についてでありますが、これは退職手当組合で共同処理する事務並びに組合の議員の選挙方法の変更に伴う組合規約の変更に関し、関係地方公共団体と協議することについて、地方自治法第 290 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては総務部長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

〇議長(板橋惠一)

総務部長。

### ○総務部長(内海啓二)

それでは、議案第 16 号 宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について説明をさせていただきます。

本市が構成団体となっております宮城県市町村職員退職手当組合におきまして、組合が共 同処理する事務の内容及び組合の議会の議員の選挙区について、組合規約の変更を行うこ とを予定しております。地方自治法の規定よりまして、構成団体が一部事務組合の規約変更 の協議をすることについては議会の議決を要することとされておりますことから、当該組 合の規約を変更することについて議決を求めるものでございます。

それでは、資料3の27ページをお開き願いたいと思います。

新旧対照表により変更の内容を説明させていただきます。まず、第3条組合の共同処理する事務についての改正でございますが、新旧対照表右側の旧の第3条第2号をごらんいただきたいと思います。共同処理事務の一つとして、地方自治意識の高揚を目的とする財団法人の設立に関することが規定されておりました。これは昭和62年3月に財団法人宮城県市町村自治福祉協会を設立するため規定したものでございますが、当該財団は平成22年3月31日をもって解散し、今後も組合で財団法人を設立することはないことから、規約第3条第2号の規定を削除するものでございます。

次に、第5条議員の定数及び選挙の方法についての変更でございます。退職手当組合の議会の議員は、各選挙区ごとに構成市町村の長の互選によって選出されておりますが、市町村合併により構成団体の数が減少し、各選挙区における団体数に格差が生じておりますことから、これを是正するため、選挙区及び各選挙区から選挙する議員数について変更するものでございます。

具体的には、次の 28 ページをごらんいただきたいと思います。別表第 2、第 5 条関係をごらんいただきたいと思います。右側が変更前、左側が変更後となりますので、比較いただきたいと思います。

まず選挙区の数でございますが、現行は第8区までのところ、変更後の選挙区数は第5区までとなります。

各選挙区における議員数については、現行は各選挙区から1人ずつ計8人でございますが、変更後は第1区から第3区までは各1人、第4区からは2人、第5区からは3人が選挙されることとなります。議員の総数は計8人で変わりはございません。なお、本市につきましては、これまで塩釜市と多賀城市の2市で第3区となっておりましたが、変更後は塩釜市、大崎市、多賀城市、栗原市の4市で第2区となり、議員数は1人となるものでございます。

27 ページにお戻りいただきたいと思います。

一番下の第 14 条の退職手当を受ける者についての変更でございますが、これは退職手当組合の構成団体であります宮城県南中核病院企業団において企業長という役職が置かれたことから、これを退職手当を受ける者の規定に加えるものでございます。

それでは、資料1の180ページをお開きいただきたいと思います。

附則について説明を申し上げます。第 1 項の施行日についてでございますが、この規約は 宮城県知事の許可のあった日から施行するものでございます。

第2項は、変更後の規約第5条及び別表第2の議員の選挙区定数についての規定は、施行日後に行われる任期満了に係る選挙から適用するものでございます。施行日以後に初めて行われる任期満了に係る選挙の前日までに行われる選挙、例えば補欠選挙などについては、なお従前の例によるものでございます。なお、現在の組合の議員の任期は平成23年7月1日から平成25年6月30日までの2年となってございます。

以上で説明を終わります。

〇議長(板橋惠一)

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(板橋惠一)

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異 議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(板橋惠一)

御異議なしと認めます。

これより議案第 16 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(板橋惠一)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第17号 財産の取得について(災害公営住宅用建物)

○議長(板橋惠一)

日程第20、議案第17号 財産の取得についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

(局長 議案朗読)

〇議長(板橋惠一)

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

〇市長(菊地健次郎)

議案第 17 号 財産の取得についてでありますが、これは桜木地区に建設する災害公営住宅用建物について、独立行政法人都市再生機構と記載の金額による譲渡契約を締結することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては建設部長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○建設部長(鈴木 裕)

それでは、資料 1-2、181 ページと議案関係資料 3 の 29 ページをあわせてごらんいただきたいと思います。

桜木地区の災害公営住宅に係る財産の取得について御説明申し上げます。

多賀城市では、東日本大震災により住宅を失い自力で住宅を確保することが困難な方に対して、安定した生活を確保していただくために、市内 4 カ所に合計 532 戸の災害公営住宅を建設する予定でございます。災害公営住宅の建設に当たり、市では買い取り方式と呼ばれる手法を採用しておりまして、完成後に独立行政法人都市再生機構、通称 UR と申しますが、から財産の譲渡を受けることになります。

今回説明いたします財産の取得でございますが、市内で最初に工事着手となる桜木地区の 災害公営住宅を完成後にURから買い取るための契約となります。

取得する財産の概要でございますが、資料 29 ページに記載のとおり、附帯施設を含めた延べ床面積約 1 万 4,760 平方メートル、4 階から 6 階建ての規模の建物でございまして、住宅以外に保育所、高齢者生活相談所、集会所を併設して乳幼児から高齢者まで多世代が触れ合う場を提供し、地域コミュニティの活性化に寄与するものでございます。

建物の完成時期は平成 26 年 10 月の予定でありまして、UR からの引き渡し期限は平成 26 年 10 月 17 日としてございます。

続きまして、取得価格につきまして御説明いたします。

資料30ページをごらんいただきたいと思います。

UR からの取得価格は 46 億 4,520 万円、これは資料 1-2 の 181 ページに記載してございますが、46 億 4,520 万円でございますが、この価格は 30 ページの図に示しておりますように、設計や工事に係る直接建設費と工事監理などに要する直接経費、さらには UR の

事務費と建設利息を加えた総額に消費税を加算したものでございます。なお、事務費と建設利息の考え方につきましては資料に記載しておりまして、米印に記載しているとおりでございます。

財源につきましては、国からの東日本大震災復興交付金、交付率8分の7を活用いたします。

続きまして、資料の最後の31ページ、次のページでございますが、31ページをごらんください。

ここでは建設予定地と建物の配置状況並びに各棟の戸数、併設施設をお示ししております。 建物はそれぞれ 2 階部分のデッキで連結されており、自由に行き来ができる構造になって ございます。

最後に、市とURの契約に関して補足させていただきます。今回の計画は、災害の発生により緊急に賃貸住宅を建設する必要があるため、独立行政法人都市再生機構法に基づき市がURへ建設を要請したものであるため、URとの随意契約となりますが、工事費算定においては公営住宅法の整備基準にのっとって算出してございますので、申し添えたいと思います。

以上で説明を終わります。

- 〇議長(板橋惠一)
- これをもって提案理由の説明を終わります。
- これより質疑に入ります。質疑はありませんか。17番竹谷英昭議員。
- ○17番(竹谷英昭議員)
- 一つずつやっていきます。まず一つ、保育所の面積ですが、700 平米ですが、既存ありました災害に遭いました桜木保育所の面積は幾らであったのか。
- 〇議長(板橋惠一)

保健福祉部長。

〇保健福祉部長(鈴木健太郎)

大変申しわけありません。桜木保育所関係の資料はただいま持ってきておりませんので、後 ほどお答えしたいと思います。

〇議長(板橋惠一)

はい。

○17番(竹谷英昭議員)

大体にこういう説明をやるということを提案しておきながら、そういう資料はない。そういう答弁をいただくなんて、横の連絡はどうなっているんですか。これを設計に入る段階から横の連絡できちっとしなければおかしいんじゃないですか。いかがですか。

〇議長(板橋惠一)

保健福祉部長。

〇保健福祉部長(鈴木健太郎)

大変失礼いたしました。桜木保育所の従前の建築面積は494平米でございます。

〇議長(板橋惠一)

竹谷議員。

〇17番(竹谷英昭議員)

少なくとも窓口となる建設部がなぜ答弁できないんですか。この建設する窓口はどこです か。総務部長、どこなんですか。この建設の主体となるところは。

〇議長(板橋惠一)

総務部長。

〇総務部長(内海啓二)

ただいま議案の説明で申し上げましたとおり、建設部でこの辺については説明をするということになろうかと思います。

〇議長(板橋惠一)

竹谷英昭議員。

○17番(竹谷英昭議員)

そうであれば、設計段階から携わっているとすれば今の質問ぐらいとうに回答ださなきゃいけない。担当部長じゃなきゃわからないというようなそんな状況で、この事業やれるんですか。少なくともこの工事を担当するところはそこまでわかってやらないと、いや、それは保育関係は福祉だからというものではないと思うんです。総体をきちっとつかんでその事業に当たらなかったらおかしいんじゃないですか。いかがですか、市長。

〇議長(板橋惠一)

市長。

〇市長(菊地健次郎)

どうも申しわけありませんでした。

〇議長(板橋惠一)

竹谷英昭議員。

〇17番(竹谷英昭議員)

その辺をきちっとしてください。質問することあるんですけれども、そういう答弁を聞くと全然……。まず、490 平米あるのをこの 700 平米にしたと。この要因は、例えば定員をふやすとかゼロ歳児をふやすとかいろいろな施策があると思いますが、どういう関係でこの面積をふやしたのか。設計上で。

それからもう一つ、集会所の面積ですが、470 平米。各地区の集会所を調べさせていただきました。一番大きな平米数で、地域のことですから話ししてもいいと思いますが、笠神会館が335 平米。これ以上大きいものになっています。これはどういう理由でこういうふうになっているのか、その説明を求めたいと思います。

〇議長(板橋惠一)

保健福祉部長。

#### 〇保健福祉部長(鈴木健太郎)

それでは、1番目の質問で保育所の面積というふうなことでございますが、従前の桜木保育所につきましては建設当時の面積というふうなことで、現段階での保育所の保有面積といいますか、必要面積を計算したところ、一応 700 平米というふうなことになりました。ただし、これは定員数をふやすというふうなことではなくて、現在、これまで桜木保育所が定員としていました 60 名をそのまま新基準で計算をして最大限広い面積を確保させていただいた、こういうことでございます。

○議長(板橋惠一)

復興建設課長。

○復興建設課長(熊谷信太郎)

桜木地区の災害公営住宅に設ける集会所が大きいというふうな考え方なんですが、実はこの集会所の位置づけについては、これは多目的に利用できる、つまり地区外の人、あと住宅の中の方も多目的に利用できる施設として今回想定してございます。いろいろな理由がございますが、例えば高齢者の引きこもりや孤独死を防ぐための方策、あと団地内でのコミュニティの向上、さらには居住者への食生活支援のための例えば移動販売だとか、そういうものもできるようにということで比較的大き目に設定してございます。考え方としては、地域の方、団地の方が交流できるということで比較的大きな集会所を今回設けているというふうなことでございます。

〇議長(板橋惠一)

竹谷英昭議員。

○17番(竹谷英昭議員)

まず保育所のやつは、やはり説明のときにきちっとそういうところは説明しなきゃね。現状の桜木保育所を精査したら、60 名定員だけれども、700 平米が仕様なんだという算式に基づいてこの設計に入れさせていただいたということをきちっと最初に説明しなければいけないんじゃないかと思うんです。現実的に。これ最終設計ですからね。最終ですからね、これ。その辺を、これからの問題もそうですけれども、きちっとその辺、包み隠さず説明してください。説明の段階で。

それから、集会所。今課長の答弁を聞きました。すばらしいことだと思います。他の地区集会所と私は対比するつもりはございません。今後、この種の災害公営住宅をもう3カ所つくっていかなければなりません。今後もつくって建設していく基本として、今申し上げたことを基本にして今後も設計の中に取り入れていくんだという基本的な考え方のもとでこうしたのか。それとも、たまたま桜木が場所があるからやるんだというものなのか。その辺についての基本的な考え方についてお伺いしたいと思います。

〇議長(板橋惠一)

建設部長。

〇建設部長(鈴木 裕)

160 戸という大きな戸数となりますし、さらに、これから予定している鶴ヶ谷についてはさらに大きく戸数がふえます。したがって、当然のごとくこういう施設というかこういう考え方は踏襲していきたいというふうに考えておりますし、あと新田あるいは宮内ということで建設する際にも、できるだけ地域とのコミュニティを図れるような施設も念頭に置きながら整備をしていきたいというふうに考えてございます。

〇議長(板橋惠一)

竹谷英昭議員。

〇17番(竹谷英昭議員)

ひとつ桜木がモデルになりますので、他の施設建設においても高齢者生活相談所を含めて、 少なくともこれ同等もしくはそれ以上の施設にしていくことが大事だろうというふうに思 います。面積がないから縮小したという理由にしないように工夫をして、少なくとも桜木を モデルにして残された災害公営住宅についてもつくっていただきたい。あわせて、先ほど市 営住宅条例を制定いたしました。今後、市営住宅もつくっていかなければいけない、改築し ていかなければいけない状況が出てくると思います。その場合でも災害者と同じように災 害公営住宅と同じような基本姿勢で臨んでいくんだという考えでおられるかどうか。事務 方としてはどんなふうに考えていますか。

〇議長(板橋惠一)

建設部長。

○建設部長(鈴木 裕)

最近では一番新しいのは借り上げ住宅ですが、その前が留ヶ谷の市営住宅でございますが、これについてもかなりグレードの高い施設整備をしておりますし、今後とも整備基準、あるいは今の集会所との関係もございますが、その辺も多様な用途に使えるような施設も含めた考え方で今後とも整備していきたいというふうに考えていますし、そのような方針でこれから進んでいきたいというふうに考えてございます。

○議長(板橋惠一)

竹谷英昭議員。

○17番(竹谷英昭議員)

事務方がこの桜木災害公営住宅を基本として今後の建てかえについても基本的に考えてい くんだという事務方としての考え方を持っているというふうに捉えました。そういう捉え 方でよろしいですね、部長。

〇議長(板橋惠一)

建設部長。

○建設部長(鈴木 裕)

そのように進めていきたいと思っています。

○議長(板橋惠一)

竹谷英昭議員。

# 〇17番(竹谷英昭議員)

行政の長である市長が、今答弁のあった事務方の考え方については、そういう政策で進めていくという考えでいるということで理解をしておいてよろしいでしょうか。

〇議長(板橋惠一)

市長。

〇市長(菊地健次郎)

流れとして、そのように御理解いただければというふうに思っております。

○議長(板橋惠一)

16番昌浦泰已議員。

〇16番(昌浦泰已議員)

資料3の31ページなんですけれども、この住宅、前のページの29ページで、(1)災害公営住宅で、その他、津波避難ビル機能。ところが、31ページでは配置図だけなんです。以前も私はお願いしましたよね。パース図までは必要ないにしたって、立面図、側面図で、どの部分が津波避難ビル機能を有しているのかという説明図、私、前にもお願いしたはずなんです。記憶ございませんか。記憶ないなら申し上げます。昨年の12月13日の補正予算特別委員会。そこで復興建設課長は、屋上に1,300人、4階以上は800人の2,100人が避難できると答弁しているんです。その図面どうしてないんですか、これ。お願いしていたはずだからね。

〇議長(板橋惠一)

復興建設課長。

○復興建設課長(熊谷信太郎)

図面のほうを提示しなくて大変申しわけありませんでした。済みませんでした。

〇議長(板橋惠一)

図面出るの、出ないの。

○復興建設課長(熊谷信太郎)

準備いたします。

〇議長(板橋惠一)

暫時休憩。

午後3時30分 休憩

午後3時45分 開議

〇議長(板橋惠一)

再開いたします。

復興建設課長。

○復興建設課長(熊谷信太郎)

資料の準備ができましたので、私のほうから説明させていただきたいと思います。

まず、図面の見方、箇所的なものを先に説明いたします。まず、上の図面が、これは断面図と言われるものです。そして、右端の下にあるのが平面図ということになります。断面図の右側が南側、左側が北側ということになります。住宅の配置で申しますと、南側から1号棟、2号棟、3号棟、4号棟という順番で並んでございます。1号棟は5階、こちらに写っているのが5階、2号棟は6階、3号棟は6階、4号棟は5階の断面図がこちらのほうに描かれてございます。

それでは、避難関係の施設について御説明申し上げたいと思います。まず、平面図をごらんいただきたいと思います。下のほうが、平面図と記載はありませんが、下が平面図になります。1号棟、2号棟、3号棟、4号棟というぐあいに右のほうから左のほうに移るんですが、1号棟については建物が1つのように見えますが、これは両サイドに避難階段がついてございます。次に2号棟ですが、これは上と中央と下についていますので、3カ所に階段がついてございます。同じように3号棟、4号棟も、上の部分と中央の部分と下の部分に3カ所ついているということになります。したがいまして、1号棟は2カ所、2号棟、3号棟、4号棟につきましては階段が3カ所あって、そちらを使えるというふうなことでございます。

続きまして、断面図を見ていただくと、2号棟の標準断面的なものでお話ししたいと思います。まず、こちらの住戸の部分の左側に廊下というふうに書いてございますが、こちらが廊下という部分で、以前お話ししたと思いますが、4階以上でおのおのの棟に800人が収容できるというふうなイメージを持ってございます。避難階段を使って屋上に上れる仕組みになってございますが、屋上には、以前お話ししたように、こちらの施設を使いますと1,300人が避難できる、計2,100人が避難できることを現在想定してございます。

以上で避難の関係についての説明を終わらせていただきます。

〇議長(板橋惠一)

昌浦泰已議員。

### 〇16番(昌浦泰已議員)

一目瞭然、この資料があれば本当に理解できたと思うんです。それでなんですけれども、1号棟は2カ所、ほかは3カ所の避難階段がついていると。御承知のように、この地区というのは余り高いビルディングがそんなに存在しないところですから、やっぱり何かあった場合にはやっぱりこの公的な桜木の公営住宅のほうに、皆さんあの地区の方はいざとなったら避難できて、なおかつこういう受け入れる施設があるということがこの図面を見るだけでもうすぐにわかってしまう。なおかつ屋上には手すりがあるから、緊急の避難のときにも誤って落ちるなんていうこともないように設計されていることがこの図面を見ただけで一目瞭然で、これはやっぱりなぜつけてくれなかったのかと残念でしようがないんですけれども、すぐに応じていただいてありがとうございます。

そこでなんですけれども、当然のことながらこの施設は避難の施設だということですので、 仮にですよ、あってはならないことが起きて、また津波というものが、3・11 以降津波と いうことでもう 2 回私の記憶では大変だなというようなことがありましたよね。12 月の 7 日と、また今回も何か南太平洋かな、そちらのほうで起きた津波でちょっと津波の心配が あったと。ボルネオの大津波なんかもそんなに時を経ずしてもう一回地震があったりして、 やっぱり災害は忘れたころにやってくるじゃなくて、忘れないうちに来る可能性だってな いわけではない。そういうときにこういうふうに早くつくっていただきたいと思うんです けれども、そこでなんですけれども、まずもって備蓄もちゃんとされておられるんでしょうね。この設計の中にどこかちょっとした倉庫のようなものがあって、各棟にそこに当座のお 水とかちょっとした食べ物とか何かを備蓄するなんていうお考えは当然お持ちだと思うんですが、どうでしょうか。

それから、2点目です。この図面を見ますと、地面の下のほうに何か四角形が3つずつですか、棟によっては6つなり7つなりとかというふうに、あるいは受水槽の下にも4つほど区画があるということは、これ雨水とか何かを入れる施設なのかなと理解しておるんですけれども、その辺どうなんでしょうか。

〇議長(板橋惠一)

建設部長。

○建設部長(鈴木 裕)

まず、備蓄の関係でございますが、それぞれの屋上に防災倉庫を設けます。備品については 交通防災課のほうで配備することになってございます。

あと、図面のほうで今御指摘のあったところは、4号棟のところに、上に雨水貯留槽というのが表示してあると思います。4号棟の地下ピットのところに雨水貯留槽。これはこの敷地に降る雨を一時貯留するために各棟の基礎ばりを使って貯留をするという施設でございますので、御理解いただきたいと思います。

〇議長(板橋惠一)

昌浦泰已議員。

〇16番(昌浦泰已議員)

理解しました。

それで最後なんですけれども、この資料をお配りいただいて開会前に、保育所の園庭ってどこなんだろうということになって、何かテラス(保育所)というので、受水槽の上が書かれているんですけれども、園庭はここなんでしょうか。

〇議長(板橋惠一)

建設部長。

〇建設部長(鈴木 裕)

テラスの右側、木の絵がありますが、そこに園庭と書いてあります。ここが、なるべく地盤 面に近いようにここが園庭ということで、受水槽の屋上が使えるのでテラスということも あって、いろいろな多目的に利用できるような施設にしたいというふうに考えています。

○議長(板橋惠一)

昌浦泰已議員。

### 〇16番(昌浦泰已議員)

私の目が見えなかったんでしょう。大変失礼しました。しかしながら、この受水槽の上もテラスということで、多目的に使えるということですね。

それから、あともう一つ、最後になるんですけれども、コミュニティデッキということで、 この図面でいうと、私の見方では、多分 1 から 4 までの間がデッキでつながっていて、相 互に行き来はできるということで理解してよろしいですね。

○議長(板橋惠一)

建設部長。

○建設部長(鈴木 裕)

平面図にありますとおり、全部つながっているということで御理解いただきたいと思います。

〇議長(板橋惠一)

深谷議員。

### 〇4番(深谷晃祐議員)

取得価格が 46 億円。これ 1 戸で、ただ単純に戸数で割ると 2,900 万円なんですけれども、山王の市営住宅を取り壊して、高橋で借り上げてやりましたよね。あそこというのは幾らでしたか。幾らで何戸……。要はこの 2,900 万円というと、今小さい一戸建て買うと、1,000 万円しない一戸建ても建ちますよね。そういう中でこういう 2,900 万円という数字って本当に妥当なのかなという……。2,900 万円というと本当にいい家が建つし、多分普通の人たちが要は 30 年、40 年というローンで買うお金がこれぐらいな額なわけですよね。そういったところというのは、具体的にはどうお考えなのかなと。借り上げでやった場合のそっちの値段と、今回は 9 割ということで、1 割の部分が自分のところの手出しているいろな市営住宅の管理の計画の中に沿って建てたというところもわかるんですけれども、そういった数字的にはどんなものなのかなというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

〇議長(板橋惠一)

建設部長。

### ○建設部長(鈴木 裕)

借り上げのロングライフ多賀城については、ちょっと今正確な数字はありませんが、多分 2,000 万円いかないぐらいだと思います。1 戸当たりは恐らく。それが市営住宅の標準であろうというふうに考えてございます。ただ、これにつきましては、先ほど深谷議員からも御指摘のあった高いんではないかということなんですが、確かにこれ復興庁でも高いと言われました。当初。かなり高いということで言われましたが、いろいろなデッキととか特例加算とかいろいろなことを勘案して、何とか復興庁で基本的には認めていただいたものですから、戸当たり 3,000 万円。用地費を含めて戸当たり 3,000 万円前後になるというの

は基本的には認めていただいておりますが、ちょっと今からまた復興庁とのどのような… …、次の鶴ヶ谷とかそういう部分についてもかなり影響するかと思いますが、今の時点では 復興交付金事業として認めていただいているということで理解してございます。

## 〇議長(板橋惠一)

深谷晃祐議員。

### 〇4番(深谷晃祐議員)

その辺はいい先例となるように、例えば仮設住宅のときもそういうのがありましたよね。 山 王は例えば高橋とそのつくりが違うくて、なんだ、後から申し込んだほうよかったのかやな んて話もあったくらいなので、やはりそういうところで差が出てしまうと、災害公営住宅が 建ってもそういう課題というのが出てしまうかなというふうに思うので、その辺は上手に 詰めていただきたいなと思うんですけれども、一個だけ気になったのは、いただいたので、 コミュニティデッキとこの 4 メートル 50 上った 1 階部分というのはつながっているとお っしゃいましたよね。ここに住んでこの窓から、コミュニティデッキからその人の家がその まま丸々見える状況になっているということですよね、要は。これは。それ、俺、神戸の公 営住宅を見に行ったときに、そこで言っていたのは、本当に外、廊下全部つながっていて、 歩いていると僕が行ったときにはおばあちゃんがパンツー丁でこっち見ているわけですよ。 僕が行ったら、あって。そういう状況だと部屋としてどうなのかなというところも含めて、 やっぱりそういったところの例えばこのコミュニティデッキというところのつくり方も含 めて、やっぱりちょっと検討できるところというのはあるんじゃないかなと思います。 それと、これかさ上げしないで建てるんですよね。ここ自体。要は桜木って海抜ゼロメート ルで、水が雨ちょっと降ってもたまるわけじゃないですか。その分を見越して、その雨が入 る分を雨水貯留槽にためるというふうな格好で、車は全部 1 階にとまっているわけですよ ね。だから、それってどうなのかなというふうにも感じたんですけれども、これどのぐらい の雨をためられるものと見込んで、実際に例えば逃げて避難は徒歩でということでしたけ れども、実際に地震がみんな車で逃げている現実があるので、その辺もあわせてやると、結 果、ただ車を置いていてそこで水没してしまうような状況なのかなと思えば、やっぱり何ぼ かかさ上げしたほうがいいんじゃないかなというふうにも思ったんですけれども、もう今 さら無理でしょうけれども、その辺はどのようにお考えなんでしょうか。

### 〇議長(板橋惠一)

### 建設部長。

#### ○建設部長(鈴木 裕)

かさ上げについては、高くすれば高くするほどいいんですが、認められるものと認められないものがありますから、今考えているのは通常の50センチ程度の宅地宅盤を整備して、高さですね、土を入れてその上に1階をピロティにした住宅を建てるという形になります。 基本的には、雨水に関しては下水道のほうの雨水幹線整備で十分に対応していきたいというふうに考えていますので、できるだけ冠水しないように、そのように下水道整備は進めて いきたいと思います。ただ、やはりうちはあくまでも52ミリに対応する雨水幹線整備ですから、今下水道見直しやっていますが、どのような形になるかわかりませんけれども、ゲリラ豪雨とかそういうものについてはなかなか対応できないという部分はありますので、そういう意味でもこの地下貯留の一時貯留というのが非常に有効かなというふうに思っていますので、ここの敷地に降る雨はなるべく一旦ここでためて、後で徐々に排出するという形をとっていきたいなと思っています。ですから、宅盤を上げるよりも、基本的には下水道整備でこれを整備していくと。津波に関しては、先ほど言ったようにピロティにしますので、津波に関しては2メートル以下で堤防をつくりますけれども、それに対しても4.5メートルの高さに住戸があるので、住戸については津波であろうとも被害を受けないという考え方で設計をやってございます。以上です。

〇議長(板橋惠一)

深谷晃祐議員。

# 〇4番(深谷晃祐議員)

わかりました。あともう一点、集会所ですね。阪神・淡路大震災は今復興建設課長がおっしゃった内容でつくって、現在は、できてから 2 年後からもう利用されていないんです。誰が管理するかもわからないし、そこの電気代は集会所で地域住民が使ったら地域住民が払うものなのか、利用者の負担でやるものなのか、その辺で結局、水道つくって蛇口つくって何してというその水光熱費を誰が払うというところが明確になっていなくて、今もう全然全く使われていないような状態があるので、やっぱり理想と現実はちょっと違う部分があるから、ぜひそういったところは失敗している例を参考にしながらやっていただければと思いますので、よろしくお願いします。

# ○議長(板橋惠一)

ほかにございませんか。11番松村敬子議員。

### ○11番(松村敬子議員)

資料3の31ページを見ながらちょっとお話ししたいんですけれども、今回の桜木公営住宅に接続する道路の件でお伺いしたいと思います。この位置図を見ますと、見ておわかりのとおり、本当に住宅街の真ん中にこの公営住宅が今回建設されるわけです。167世帯の方たちがこちらに入居するようになりますと、やっぱりそこに出入りする車の量というのもふえてまいります。そういったときに、西側にあります桜木線なんですけれども、県道の塩釜七ヶ浜多賀城線から仙塩病院の脇を通って県道仙台塩釜線に抜ける道路ですね。ここが一方通行になっております。そういうことから、地域の住民の説明会でも地域の方からお声出たかと思いますけれども、やはり皆さん、ここが一方通行がこのままではやはりこれからの避難道路とか、あと交通の安全ということから見た場合、かなりこのままでは問題があるんじゃないかというそういう懸念の声が出たと思いますけれども、その辺に関しての市の今後の対応はどのように考えられているのかお伺いしたいと思います。

### ○議長(板橋惠一)

建設部長。

#### ○建設部長(鈴木 裕)

今松村議員から御指摘のあったとおり、住民説明会等においてもそのような御指摘がありまして、今、西側の市道についても一方通行じゃなくてという話もございますが、さらにほかの道路ですね、千刈田ポンプ場のあるところとか、ああいうところが通勤等の時間帯に相当混むと、あとは事故の可能性も非常に高くなると、ますますこの住宅によって車両の出入りが多くなるとかなり事故の懸念がされるということも御指摘を受けました。したがいまして、うちとしては、この周辺の道路を一体的にどのような交通規制なり、緩和なり規制なりということをすることによってスムーズに交通体系ができるかどうかということも含めながら、ちょっと早急に検討してございますので今からその辺を詰めていきたいというふうに思います。できるだけその住宅が建ったことによって周辺に交通関係で非常に大変な迷惑をかけているというような状況にならないように、今検討を進めてございますので、今しばらく時間をいただきたいというふうに考えてございます。

〇議長(板橋惠一)

松村敬子議員。

### 〇11番(松村敬子議員)

地元の皆さんの多くの声はこの一通を解除する方向で検討していただきたいということで 声が出ているようでありますので、ぜひそういう方向で、土地の買収とかそういうことも出 てくるかとは思いますけれども、今ちょうど仙塩病院も解体していたり、ここの県営住宅の 脇のところですか、国有地だということもあるみたいですので、ぜひ前向きに検討されるよ うにお願いしたいと思います。以上でございます。

- 〇議長(板橋惠一)
- 8番藤原益栄議員。
- ○8番(藤原益栄議員)

1 つは、今回の議案第 17 号の取得価格が 46 億 4,500 万円ということになっております。こちらのほうが正確な数字なんだろうと思うんですが、第五次多賀城市総合計画の 81 ページでは 43 億 9,800 万円という数字が出ているんですね。どういう事情の変化があってこういう差が出たのかということについて、まず初めに御説明をいただきたいと思います。

〇議長(板橋惠一)

復興建設課長。

○復興建設課長(熊谷信太郎)

それでは、ちょっと詳しくなりますが、お話ししたいと思います。

復興交付金で充当される金額のお話を藤原議員されたと思うんですが、これについては用 地費と災害公営住宅の戸当たりの標準設計単価、そして特例加算等でいただいた金額が今 藤原議員からお話があった金額だと思います。これは国が認めるいわゆる復興交付金の災 害公営住宅建設費ということになります。これは御存じのとおり復興交付金で充当されますが、いわゆる8分の7が当初、8分の1が起債で充当されるというふうなことになります。今現在設計している金額ということなんですが、今、設計の単価と特例加算ということ、いただいた金額から3億6,000万円ほどこれオーバーしている金額ということになりますが、これは実際に工事の積算するに当たり、要は復興交付金を当初いただいてからやっぱり資材の高騰、人件費の高騰があって、積算をした結果、資材の高騰、人件費の高騰で5%から10%ほど値上がっておりました。その辺の部分。それと、特例加算と標準設計で認められなかった部分のピロティにしている部分などの設計費が加算されまして、そのような価格差が発生しているというふうなことになります。以上です。

〇議長(板橋惠一)

藤原益栄議員。

#### ○8番(藤原益栄議員)

私この数字を見て最初に何を思ったかというと、できた時期も違うし、それから人が住む住宅であるのかそうじゃないのかでも違うんだけれども、26年前に多賀城に文化センターができました。文化センターは、土地建物合わせてたしか46億円ぐらいだったかな。土地代が8億だったか7億だったか、建物だけで三十七、八億だったような気がします。そういうことがずっと40数億円って頭にあったものだから、最初40数億円って金額を見たときに、えっそんなに必要あるのかというふうに思ったんです。それで、先ほど建設部長のほうから土地を含めて1戸当たり3,000万円なんていうお話があったんですが、それはどの数字を160で割って算出した金額なのかということなんですが。

〇議長(板橋惠一)

建設部長。

#### ○建設部長(鈴木 裕)

要は43億が出ているんです。それの数字プラス土地代9億6,128万1,000円を足して160戸で割ると、大体先ほど深谷議員が言われたとおり2,900万円から3,000万円ぐらいになるのかなというふうに考えています。先ほど復興建設課長が言った物価高騰の分3億6,000万円加算すると1戸当たり3,150万円ぐらいになるだろうというふうに思ってございます。3,000万円というのは、つまり本来の復興交付金認められている数字を逆算で単純に割っただけということになります。

〇議長(板橋惠一)

藤原益栄議員。

## ○8番(藤原益栄議員)

第五次総合計画の実施計画の 81 ページの 9 億 6,127 万 9,000 円、これが土地代ですね。24 年度現計。それから 26 年度に UR にお支払いすると。実施計画上は 43 億 9,865 万 7,000 円になっています。合わせますと 53 億 5,993 万 6,000 円になりまして、それを 160 で割ると 3,349 万 9,000 円になるんです。だから、3,350 万円ぐらいになる

んです。土地を入れるとですよ。今度の金額は、建物だけ、いわゆる契約額だけを 160 で割って 2,903 万 2,000 円になるんです。やっぱりちょっと 1 戸当たりにすると高いなという感じがするんです。

それで、新田と鶴ヶ谷は 1 戸当たりどのぐらいになっていたかということなんですが、私も計算はしているんだけれども、お答えいただきたいと思います。

〇議長(板橋惠一)

建設部長。

○建設部長(鈴木 裕)

鶴ヶ谷については、今現在国のほうの直轄調査で今基本設計、基本構想を策定している段階で、まだ明確に 1 戸当たり何ぼになるかというのはまだ出ておりませんので、ちょっと今のところわかりません。どのぐらいになるかは。

〇議長(板橋惠一)

藤原益栄議員。

○8番(藤原益栄議員)

実施計画の82ページと83ページに、これは皆さん方が出した数字だと思うんですが、新田地区災害公営住宅整備事業で5億7,504万7,000円というのは、これは土地代だと思います。26年度の10億5,038万2,000円、これがいわゆるURと契約する金額の予定の額だと思うんです。まだ精査はしていないと思いますが。この10億5,000万円を48戸で割ると2,188万3,000円になります。それから鶴ヶ谷のほうのこちらは、土地代が16億8,000万円、それから建築額が59億2,400万円。さらに59億だから大変な金額なんだけれども、これを274戸で割ると2,162万円ということになります。だから、大体桜木以外のものは二千百数十万円ぐらいということになるんです。そうすると、1戸当たり約1,000万円近くが高床式にした経費、それから保育所を入れる経費、それから各棟をつなぐ経費ということになるだろうと思うんですが、それはトータルで言って高床式でどのぐらい余計にかかることになりますと、保育所で幾らかかることになりますと、それから連絡通路でどのぐらい余計にかかることになりますというのは出ていますか。

〇議長(板橋惠一)

復興建設課長。

○復興建設課長(熊谷信太郎)

算出はしておりますが、ちょっと手元に持っておりませんで今説明できませんで、申しわけ ありません。

〇議長(板橋惠一)

資料なければ今度審議できないですよ。何の審議しているんですか、今。副市長、どうなっているんですか。

〇副市長(鈴木明広)

すぐ用意させますから。

〇議長(板橋惠一)

ここで暫時休憩といたします。

午後4時14分 休憩

午後4時32分 開議

〇議長(板橋惠一)

再開いたします。

建設部長。

○建設部長(鈴木 裕)

それでは、桜木災害公営住宅の建設費の内訳について、今基本設計段階なので概算という形になりますが、100万円単位でそれぞれ内訳を御報告したいと思います。

まず、先ほどの雨水貯留槽を含めた特殊基礎という部分がございまして、これが 1 億 1,000 万円ほどプラスになってございます。あとピロティ部分、1 階部分を全部の棟をピロティという形にしますが、これについては 2 億 2,000 万円。あと集会所については 1 億 1,500 万円。あと太陽光発電の設備費、これが約 1 億と見てございます。それと広場とか築山、緑地の整備に約 1 億 9,000 万円でございます。それとあとコミュニティデッキ、先ほど 2 階の部分で全部つなぐというデッキでございますが、これは約 8,200 万円という形になります。あと、高齢者生活相談所というのを併設すると言いましたが、これについては約3,200 万円。あと談話室というのを設けます。これも通常の市営住宅にはないんですが、この談話室については 7,000 万円。そして保育所が 3 億という形になりますので、合計しますと 11 億 5,000 万円。この部分が通常の市営住宅よりも増加している施設ということになりますので、単純に 11 億 5,000 万円を先ほどの 46 億の建設費から引いて、土地代を含めて単純に 160 戸で割り返すと 1 戸当たり 2,800 万円という形になろうかと思います。土地代を含めての値段でございます。そういう形で積算はしてございます。

○議長(板橋惠一)

藤原益栄議員。

○8番(藤原益栄議員)

保育所はこのぐらいかかるかな。集会所 1 億 1,500 万円というのはちょっとかかり過ぎな感じがするんですけれども、これは何平米でしたか。

〇議長(板橋惠一)

建設部長。

〇建設部長(鈴木 裕)

集会所の面積は470平方メートルでございます。

〇議長(板橋惠一)

藤原益栄議員。

〇8番(藤原益栄議員)

何かちょっとみんな高目な感じもするんですけれども、ちょっと私は建築士でも何でもないので、ちょっと何かもう少し何とかならないのかなという気がするんですけれども、今回、いわば契約みたいなことになると思うんですけれども、この 46 億 4,500 万円というのはもう動かない数字なのか。要するに、やってみたらもっとかかったということで見直すという可能性があるのか。あるいはまた、やってみたらもっと安くできたということで、そんなにもうけなくてもいいんじゃないのということで引き取り価格をもっと下げるとかということもあり得るのかどうかと、そこについてちょっと御説明お願いしたいんですが。

### ○議長(板橋惠一)

建設部長。

# 〇建設部長(鈴木 裕)

昨年 12 月に UR のほうで入札公告を出しまして、今月中に入札が入りまして落札価格が決まるということになりますが、その落札した後、業者が決まればそこから実施設計と工事ということになります。ですから、今はあくまでも基本設計の段階なものですから、それをもって入札をかけるということになります。UR のほうで。したがって、実施設計になって実際の価格がまた変わるということになろうかと思いますので、さらにそれを落札した業者がまたどのぐらいで落札するかということもありますので、請負金額は当然動くというふうに考えてございます。

### 〇議長(板橋惠一)

藤原益栄議員。

### ○8番(藤原益栄議員)

請負金額というのはどの段階における金額ですか。要するに役所と UR の関係でその 46 億4,500 万円という数字自体が変わることはあり得るというふうに理解していいんですか。 それとも、UR もこの金額は変わらなくて、UR がさらにいろいろなところに発注してその金額が変わっていくという意味なのか。それはどうですか。

### ○議長(板橋惠一)

復興建設課長。

#### ○復興建設課長(熊谷信太郎)

まず、今回の積算金額というのは基本設計に基づいた金額ということになります。これから UR が入札の公告手続をしているので、この金額がいわゆる予定価格的なものになって業者 が落札すると。落札金額が幾らだか今の時点ではわかりませんが、例えば当然金額が落ちますから、それに基づく監理費であったり事務費が取られていくということになりますので、 当然ゼネコンというか建設業者が落札した金額をもってこれらの譲渡の取得の金額が決まっていくというふうなのが基本的な考え方ということになります。 当然、ですから、実施設計していく中でこういうものをプラスするとか、当然設計変更が伴ってくればふえるし、これは不要だということになった場合は減ってくるというふうな、プラス面もマイナス面も今後考えられるということになります。

〇議長(板橋惠一)

藤原益栄議員。

○8番(藤原益栄議員)

最少の経費で最大の効果を生むというのが地方自治法の精神ですから、その立場で最後ま で頑張っていただきたいと思います。

- 〇議長(板橋惠一)
- 9番佐藤惠子議員。
- ○9番(佐藤惠子議員)

今やりとり聞いていて本当にすごい膨大な金額になって、これからもそれが少しでも安くなればいいけれども、もっとふえるということになれば、市税を出すということではないんだけれども、しかし、市民に対する合意というかそういうことではしっかり説明責任があるかと思うんです。物が物で、金額が金額だけに。やっぱりそういうところに気持ちよく入っていただくということも含めまして、きちんとやっぱり広報していくということがうんと大事なことだなというふうに思いますので、今みたいな細かいことも含めてきちんと市民合意が図れるようなそういう説明を、折々につけいろいろなところでしていっていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

○議長(板橋惠一)

17番竹谷英昭議員。

○17番(竹谷英昭議員)

ちょっと確認だけしておきます。UR さんと 46 億 4,500 万円で契約をするということですよね。契約ということは、UR さんにこの基本設計に基づいてこのお金で建てていただきますよという契約じゃないんですか。そこをちょっと確認したいと思います。

〇議長(板橋惠一)

復興建設課長。

○復興建設課長(熊谷信太郎)

竹谷議員おっしゃるとおり、これは UR との多賀城市が建物の財産を取得するために結ぶ要は建物の財産取得の契約ということで、この金額で契約するということになります。

〇議長(板橋惠一)

竹谷英昭議員。

〇17番(竹谷英昭議員)

それでは、先ほど藤原議員にまだ変動あるような答弁しているけれども、違うんじゃないですか。さっき聞いておったら、これはこれだけれども、実際に入札は下がるかもしれないとか多くなるかもしれない、それに UR さんの手数料掛けてなるんだと。それでは契約にならないんじゃないですか。だから確認したんです。そこをはっきりしてください。初めての事業ですから、きちっとやってください。

〇議長(板橋惠一)

復興建設課長。

### ○復興建設課長(熊谷信太郎)

ちょっと説明が不足しておりました。大変申しわけございません。これは UR と結ぶ基本的な、私どもが建てるようにあらかじめ建物を取得するための契約を結ぶというのが最初に結びます。当然これから UR が手続をしますので、ゼネコンに落とすさっきも言ったように落札金額というのが決まります。例えば 95%とか 90%ということになります。それをベースに事務費を掛けたり監督費用を掛けてというふうな金額になります。最終的にはそれに基づいた落札率で計算して、最後に 26 年の 10 月のときに財産を取得するための設計変更、精算確定を行うということになります。ですから、今回申し上げたのは、あらかじめこの金額が設計金額ということになります。最終的には 26 年の 10 月に引き取る前に精算して変更するというふうな形になります。

〇議長(板橋惠一)

竹谷英昭議員。

〇17番(竹谷英昭議員)

簡単に言って、簡単に。この契約は、こんなこと悪いけれども、仮払いで最終的には精算がある、精算があり得るという契約の方法じゃないのかなという、民民の取引の場合はそんな感じになるんじゃないのかなという憶測したんですけれども、そういうような感じでいいんですか。

〇議長(板橋惠一)

復興建設課長。

○復興建設課長(熊谷信太郎)

仮払いというのは、実際最後に金額を払うようになるので実際仮払い的なんですが、最終的には精算するということです。最終的には精算して UR にお支払いするということになります。

〇議長(板橋惠一)

建設部長。

○建設部長(鈴木 裕)

済みません。仮払いはしません。お金は移動ありません。最後に精算してその金で物件を取得するという形になりますので。今回なぜ契約が必要かというのは、入札公告を出して業者が決まるまでの担保として、多賀城市からちゃんとそういう買い取り契約をしましたよということに基づいて安心して業者さんに落札してもらうための契約なんです。ですから、最終的に26年にでき上がりのときに何ぼかかったかということでお金のやりとりをしますので、最初に金のやりとりは一切生じませんので。ということです。

〇議長(板橋惠一)

竹谷英昭議員。

〇17番(竹谷英昭議員)

だから、契約というのは金銭の授受があるということの前提になりますよね。それが 26 年であろうが、27 年であろうが、UR さんとこれで多賀城市は契約しますよと。そういう代物じゃないんですか。違うんですか。何を聞いているかというと、この金額が出れば、業者さんは入札のときにこれに何%掛ければいいって出てきてしまうんですよ。単価掛けていけばいいんですよ。違いますか。だから、ちょっと危惧して今聞いているんです。そういう制度なんですかね。私は、逆に言うと、これだけのものがあって、入札をして品物ができた、製品ができたので、UR さんが多賀城にこれで譲りますよというものがあって、そこで我々としてはいいでしょうという決議になるんじゃないのかなという思いがあったものですから。さっきから藤原議員とのやりとりを聞いていると、どういう取引なのかなということがちょっと理解ができなかった。なぜこれをしつこく聞くかというと、これから公営住宅建設は基本的には当局は UR さんを中心としてやろうという思いじゃないんですか。そうではないですか。いかがですか。

〇議長(板橋惠一)

建設部長。

○建設部長(鈴木 裕)

今後予定している災害公営住宅についても、いわゆるマンパワーとかという仕事の分量、業務の量から考えると、やはり同様に一括して UR に建設をお願いしたいというふうには考えてございます。ただ、状況に応じて、例えば新田とか宮内とかという戸数、最後にどのぐらいの戸数が必要かという調整が入りますが、その規模によってはひょっとしたらということがありますが、現時点では全て UR にお願いして早急に建てるという方針では考えてございます。

〇議長(板橋惠一)

竹谷英昭議員。

○17番(竹谷英昭議員)

だから、基本的にはURさんでしょうと。(「はい」の声あり)ですから、URさんであれば 今初めての契約ですから、中身をもっと砕いて理解をしてもらわないとまずいんじゃない ですかという思いがあるから聞いているんです。いや、実はUR、これ出したけど、市民から聞かれて、出したんです。いや、約 46 億 4,500 万円で出しましたと。何ぼで実際できるのしゃと。いや、これからですというわけにいかないわね。契約行為をするんだもの。そこがあるからちょっと聞いているんです。その辺をきちっと理解したいものだから。その UR とあなた方との今度の工事、実際工事するその仕組みはどうなっているのかな。その仕組みがわからないから、俺、理解できないのかもしれないけれども。

○議長(板橋惠一)

まず最初の基本的な UR との仕組みから始まらないと、またこれ振り出しに戻るよ。この協議。建設部長。

〇建設部長(鈴木 裕)

まず、1つ目の大きな基本的なことについて、URに依頼した理由ですね。まず、URになぜ依頼したかということなんですが、まず、阪神・淡路大震災でも多数の災害公営住宅建設を行ったという URの実績が確かにございます。一日も早い住宅建設につながるというふうな観点から、非常に多数の人員を要するマンパワーが不足しているという中で URに一括してお願いするというのがまず一つ大きな理由でございます。もう1点は独立行政法人都市再生機構法に基づいて URと随意契約という形で依頼するという形の2点からこのURに全てお願いするという形で進めてございました。ちなみに独立行政法人都市再生機構法という第14条には、関係地方公共団体からの建設要請を受ければ、建設要請という条文がありますが、その多賀城市から建設要請を受けて URが一括して受けるという流れの中で今回URにお願いしたということでございます。

何度もくどいようでございますが、今回の契約は、あくまでも今入札の手続をしている公告をして、今月中に入札参加者が決まるというそういう中で、請負業者がちゃんとお金の担保があるかどうかと、非常に UR はその辺が重要なので、お金の担保があるということのために多賀城市との買い取り契約を結ぶということになります。決まった後、実施設計を進め、さらに建設を進め、最終的にでき上がったときに精算をして、そのときに改めてまた変更契約をします。買い取りの契約をします。そのときにお金の支払いが出てくるという流れになってございますので、それまでの資金調達は全て UR が行うということになりますので、そのように御理解いただきたいというふうに思います。

〇議長(板橋惠一)

竹谷英昭議員。

○17番(竹谷英昭議員)

そうしますと、この金額はこの建設をするために今考えられるいろいろな試算の中で最大限の金額を一応提示してあるという見方でいいんですか。

〇議長(板橋惠一)

建設部長。

○建設部長(鈴木 裕)

我々が要求している性能を有する最大限の金額と理解してございます。先ほど復興建設課 長が言ったように、さらに必要なものが出てくるか、あるいは必要じゃないものが出てくる かというのはこれから精査ですが、現時点ではこれが最大の金額というふうに理解してご ざいます。

〇議長(板橋惠一)

竹谷英昭議員。

○17番(竹谷英昭議員)

結果的には、これだけの金額はもう多賀城市さんきちっと支払い証明はできますよと、だから UR さんは支払い不能は発生しませんよと、だから入札に参加してくださいという制度なんだと。そして我々に提示しているのは、今考える仕様書でいくと最大限幾らかかっても

このぐらいでものは済むという前提の中での提示だということを確認しておきたいんですが、そういう確認でよろしいですか。

○議長(板橋惠一)

建設部長。

○建設部長(鈴木 裕)

そのように理解していただければと思います。

〇議長(板橋惠一)

竹谷英昭議員。

○17番(竹谷英昭議員)

大体わかりました。であれば、今後の入札に当たって、UR さんにお任せするんでしょうけれども、あなたたち当局も県の積算単価で実質的にはどのぐらいになるのかきちっと精査しておくことが大事じゃないかと思うんです。なぜかと。これを決めたからといって一切関係ございませんって丸投げするわけにいかない。少なくとも市税もあるし国のお金も使ってやるわけですから、その辺はやっぱりマンパワーだから任せっきりというわけにいかないんじゃないかというふうに私は思うんですけれども、いかがでしょうか。

〇議長(板橋惠一)

建設部長。

○建設部長(鈴木 裕)

今竹谷議員から御指摘あったことは、まさしく建築の担当職員が全部チェックしてございます。単価を全て。ですから、公共の単価をちゃんと入れているかどうかということも含めてチェックしてございます。さらに、先ほど復興建設課長から報告ございましたけれども、物価の上昇というのは非常に目まぐるしい状況になっていますので、ある程度の物価上昇とか人件費の高騰も加味しながらその辺はチェックしてございますので、それでこの金額で設定させていただいたということでございます。今後もそのように進めていきたいと思っています。

〇議長(板橋惠一)

竹谷英昭議員。

〇17番(竹谷英昭議員)

財政のほうはあれでしょうけれども、もしこの金額以上に入札で材料の高騰等でオーバーすると、入札でわかりますよね、現実には。そういう状況が発生すると思うんですけれども、 その場合にはどうするんですか。どういう手続とるんですか、議会のほうには。

〇議長(板橋惠一)

総務部長。

〇総務部長(内海啓二)

ここに議案で記載した項目に変更が生じる場合につきましては、再度の議決を得るという ふうな形になっております。

# 〇議長(板橋惠一)

竹谷英昭議員。

# 〇17番(竹谷英昭議員)

ぜひお願いしたいと思います。再度のもしそういう問題があった場合に、どういう要因でどうなったのか、それからその財政措置をどうやっていくのか、そういう点はきちっと精査をして提案していただくようにお願いしたい。今みたいに後から質疑の中で、何、何ぼかかるんだという質問があって即答えられないようなことでは困る。常にそういう資料は手元に持って、また手元に持っていれば、提案の段階で詳細に説明をして理解を深めてもらうような方式をとってほしいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

### 〇議長(板橋惠一)

建設部長。

#### ○建設部長(鈴木 裕)

大変失礼しました。資料も不足しておりましてなかなか回答できなかったということで、大変申しわけなく思っています。今後このようなことのないように対応していきたいと思います。よろしくひとつお願いします。

## 〇議長(板橋惠一)

ほかにございますか。ちょっとお待ちください。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

#### 佐藤惠子議員。

### ○9番(佐藤惠子議員)

最大限の金額だというふうなことで確認をしましたので、そういうふうな努力をしていた だきたいというふうに思います。

談話室に 7,000 万円とか集会所に 1 億 1,500 万円とかということなんですが、共有スペースのところではかなりの部分でさまざまな什器、備品とかが入ってくるかと思うんですけれども、こういうのは入っているのですか。

## 〇議長(板橋惠一)

建設部長。

# ○建設部長(鈴木 裕)

什器等については含んでございません。

〇議長(板橋惠一)

佐藤惠子議員。

# ○9番(佐藤惠子議員)

そうすると、これに対する什器は入った住民が負担するというなことになるのでしょうか、 それとも備えつけるということになるのでしょうか。

# 〇議長(板橋惠一)

建設部長。

#### ○建設部長(鈴木 裕)

結論から申し上げると、どちらで負担するかというのはちょっとわかりません、今のところ。 ただ、どういうものを利用するかというその中身とか、そういうのをちょっと精査しながら それまでに何とか決めていきたいと思っていますが、住民の方から持ち寄ってもらうか、共 通のものはうちのほうで用意するかというものについてはちょっと今後検討させていただ きますので、今のところはまだ結論としては出ておりません。

〇議長(板橋惠一)

佐藤惠子議員。

○9番(佐藤惠子議員)

入れ物が立派ですから、きちんとしたものを整えていくということが妥当なのではないのかなというふうに思うんです。そのときにやっぱり入った住民の方々が負担をしてほしいというようなことがないような状況の中で、きちんと話し合いをしながらセットしていくということが大事なことだなというふうに思うんです。ぜひそちらの方向に向けて努力をしていただきたいと思うんですけれども。

〇議長(板橋惠一)

建設部長。

○建設部長(鈴木 裕)

努力はさせていただきます。

○議長(板橋惠一)

16番昌浦泰已議員。

〇16番(昌浦泰已議員)

今までいろいろな議員とのやりとりの中で、集会所等に関してなんですけれども、いわば上物だけつくって、運営のほうを今から考えておかなければ本当にまずいと思います。建設水道常任委員会の報告会、私も他の常任委員会の委員だったけれども、その報告会を傍聴させていただいて、阪神・淡路大震災の後の復興住宅の現状なんかをたしか建設部の方たちも一緒に聞いたはずですよね。私もそのそばにいて傍聴させていただいて、あれからもう何カ月もたっているんですよね。ですから、上物だけ建てて、これから什器は、さあ、どうしたらいいでしょうねみたいな答弁は、私からするとちょっと考えられないことなんです。ほかの議員の質問で、その後を受けて質問するというのは私は余り好きじゃないんだけれども、何か心配になってきたんです。この桜木以外もこれからどんどん建設されていったとき、同じ集会施設というのをつくられるんでしょう。ということは、今のうちからやっぱりきちんとした、どう運営していき、深谷議員のお話では2年後には誰も使わなくなった集会所が存在したなんていうことになってしまう。これ何かといったら、やっぱりそのシステムをちゃんと考えていなかった。ただつくればいいんだみたいなところで間に合わせてつくったみたいなことがあるんです。その同じ轍を踏まないように、やっぱりその辺、例えば建設部門でなくて、その運営に関してはどこか民生部門とか、役割分担を庁舎内で決めるとか何かと

いうのは考えられないでしょうか。御答弁いただきます。

〇議長(板橋惠一)

総務部長。

〇総務部長(内海啓二)

おっしゃるとおりでして、今後桜木にできる災害公営住宅につきましては、もともとそこにお住まいの人たちが住んでいればもともとあったコミュニティが形成されるということなりますけれども、必ずしもそうでない可能性もあると。それから周りにもやはりずっと住み続ける方々もいると。その人たちの間についてどういうふうな形で新たなコミュニティを形成していくかということにつきましては、現在も実は地域支援員という形で今回の住宅建設云々の部分や何かについてもかかわっていただいております。そういったところも活用しながら、新たな住民自治のあり方について、こういったせっかくいい施設ができるわけですので、それらの活用の方向も含めて今後考えていきたいというふうに考えております。

〇議長(板橋惠一)

昌浦泰已議員。

〇16番(昌浦泰已議員)

ともかくこの桜木の災害公営住宅が建設され引き渡されるまでには、やっぱりその運営方法とか、どうコミュニティを形成していくのかということは十二分に当局側のほうでも勉強していただいて、運営に遺漏のないような方策をちゃんと打ち立てていってほしいと思うんですが、これお約束できるでしょうか。

〇議長(板橋惠一)

総務部長。

〇総務部長(内海啓二)

先ほどお答えしたとおりでございますので、そのような方向でしっかりと取り組んでまいりたいというふうに思っております。

〇議長(板橋惠一)

あとございますか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(板橋惠一)

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異 議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(板橋惠一)

御異議なしと認めます。

これより議案第17号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(板橋惠一)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

- 日程第21 議案第18号 平成24年度多賀城市一般会計補正予算(第6号)
- 日程第22 議案第19号 平成24年度多賀城市災害公営住宅整備事業特別会計補正予算 (第2号)
- 日程第 23 議案第 20 号 平成 24 年度多賀城市国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)
- 日程第 24 議案第 21 号 平成 24 年度多賀城市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第25 議案第22号 平成24年度多賀城市介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第26 議案第23号 平成24年度多賀城市下水道事業特別会計補正予算(第5号)
- 日程第27 議案第24号 平成24年度多賀城市水道事業会計補正予算(第5号)
- ○議長(板橋惠一)
- この際、日程第21、議案第18号 平成24年度多賀城市一般会計補正予算(第6号)から日程第27、議案第24号 平成24年度多賀城市水道事業会計補正予算(第5号)までを一括議題といたします。
- この際、議案朗読を省略し、直ちに市長から提案理由の説明を求めます。市長。
- 〇市長(菊地健次郎)

議案第 18 号 平成 24 年度多賀城市一般会計補正予算(第6号)でありますが、歳入歳出からそれぞれ 45 億7,375 万9,000 円を減額し、総額 377 億2,897 万4,000 円とするものであります。

歳出の主なものは、災害廃棄物処理事業、災害援護資金貸付事業及び東日本大震災復興交付金事業の減額補正並びに下水道事業特別会計繰出金及び道路等災害復旧事業の増額補正であります。

歳入の主なものは、市税の増額補正、平成23年度実施分に係る社会教育施設災害復旧費補助金等の追加補正並びに災害等廃棄物処理事業費補助金、震災復興特別交付税及び東日本大震災復興交付金事業基金繰入金の減額補正であります。また、災害廃棄物処理事業、道路等災害復旧事業等について繰越明許費を設定するとともに、中央公園仮設トイレ借り上げ料等に係る債務負担行為の追加並びに仮設工場等用地借り上げ料等に係る債務負担行為の変更を行うものであります。

次に、議案第 19 号 平成 24 年度多賀城市災害公営住宅整備事業特別会計補正予算(第 2 号)でありますが、歳入歳出から 1,717 万 4,000 円を減額し、総額 9 億 6,953 万 2,000

円とするものであります。

歳出は、桜木地区災害公営住宅整備事業の減額補正を行うものであります。

歳入の主なものは、東日本大震災復興交付金事業基金繰入金及び災害公営住宅事業債の減額補正であります。また、新田地区及び鶴ヶ谷地区の災害公営住宅整備事業について繰越明許費を設定するものであります。

次に、議案第20号 平成24年度多賀城市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)でありますが、歳入歳出にそれぞれ1億3,225万円を追加し、総額69億9,373万6,000円とするものであります。

歳出の主なものは、保健事業費の減額補正並びに諸支出金の増額補正であります。

歳入は、繰入金及び諸収入の増額補正並びに国庫支出金及び県支出金の減額補正を行うものであります。また、レセプト点検業務委託等に係る債務負担行為の追加を行うものであります。

次に、議案第21号 平成24年度多賀城市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)でありますが、歳入歳出からそれぞれ4,892万6,000円を減額し、総額4億3,718万2,000円とするものであります。

歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金の減額補正を行うものであります。

歳入は、後期高齢者医療保険料並びに保険基盤安定繰入金の減額補正を行うものであります。

次に、議案第 22 号 平成 24 年度多賀城市介護保険特別会計補正予算(第 3 号)でありますが、歳入歳出にそれぞれ 9,023 万 4,000 円を追加し、総額 34 億 2,135 万 5,000円とするものであります。

歳出の主なものは、震災の影響でグループホーム等が開設延伸となったことによる、地域密着型サービス等給付事業及び高額介護サービス等給付事業の減額補正並びに介護保険給付費の増額に伴う居宅介護サービス等給付事業、施設介護サービス等給付事業及び居宅介護サービス等計画給付事業の増額補正であります。

歳入の主なものは、介護保険給付費の増額に伴う介護給付費負担金の増額補正並びに介護 給付費負担金の減額補正であります。また、2次予防事業等に係る債務負担行為の追加を行 うものであります。

次に、議案第23号 平成24年度多賀城市下水道事業特別会計補正予算(第5号)でありますが、歳入歳出からそれぞれ7,366万7,000円を減額し、総額65億1,764万6,000円とするものであります。

歳出の主なものは、執行見込額の精査による各事業の減額補正並びに仙台市雨水排水施設維持管理負担金の確定に伴う流域災害復旧事業債の繰り上げ償還による増額補正であります。

歳入の主なものは、下水道事業受益者負担金及び下水道使用料の増額補正並びに歳出の補 正に合わせた国庫支出金等の減額補正であります。また、公共下水道汚水施設災害復旧事業 等について繰越明許費を設定するとともに、雨水ポンプ場管理業務委託等に係る債務負担行為の追加を行うものであります。

最後に、議案第24号 平成24年度多賀城市水道事業会計補正予算(第5号)でありますが、収入につきましては、給水収益、加入金、手数料及び水資源開発負担金の増額補正並びに一般会計負担金の減額補正を行うものであります。

支出につきましては、手数料、委託料及び工事費の減額補正並びに消費税及び地方消費税、 受水費及び不納欠損の増額補正を行うものであります。また、事務用機器等保守点検業務委 託等に係る債務負担行為の追加を行うものであります。以上。

#### 〇議長(板橋惠一)

お諮りいたします。本案 7 件については、委員会条例第 6 条の規定により、18 人の委員をもって構成する補正予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(板橋惠一)

御異議なしと認めます。

よって、本案 7 件については、18 人の委員をもって構成する補正予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました補正予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条 第1項の規定により、全議員18人を指名いたします。

#### 〇議長(板橋惠一)

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

あす2月15日から2月18日までは休会といたします。

来る2月19日は補正予算特別委員会終了後に本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

長時間にわたり皆さん御苦労さんでございました。

午後5時10分 散会

以上、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成25年2月14日

議長 板橋 惠一

署名議員 深谷 晃祐

同 伏谷 修一